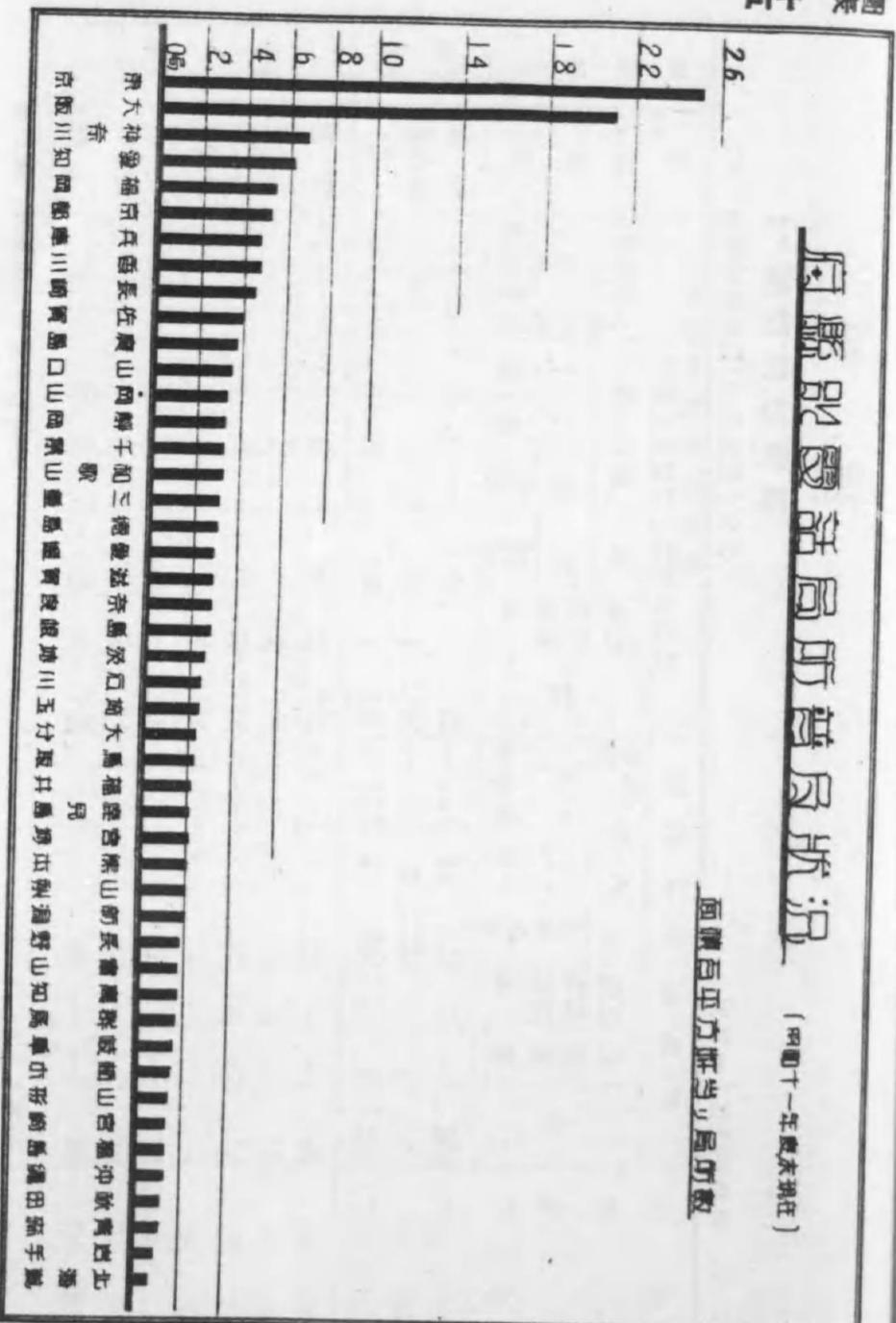


國 別	内國電報	外			國 計	合 計	人口十人當 發信通數
		發	信	著			
瑞 士	五八、二五四	一〇、四六、七〇七	一、〇六三、五九九	三六七、六四三	三、〇四六、一六三	三、九三	
チ ン	三、〇三三、三二六	五九、三三三	六四〇、三六六	九、六四四	四、二六二、六八一	二、二八	
スロ	九、四九〇、五〇〇	四四、六七五	二八四、五六六	二五、五〇〇	八〇、四五、三四	四、八三	
ソ	三、二五、四六九	一五、五三四	一五、三四三	一三五、九五三	三、七〇〇、一九七	二、二八	
聯 邦							
ス							
ラ							
グ							
イ							
ア							

(備考)

- 一、國際電氣通信聯合事務局統計年報ニ依ル (一九三五年)
- 二、凡テ有無料ノ計トス

圖表 十五



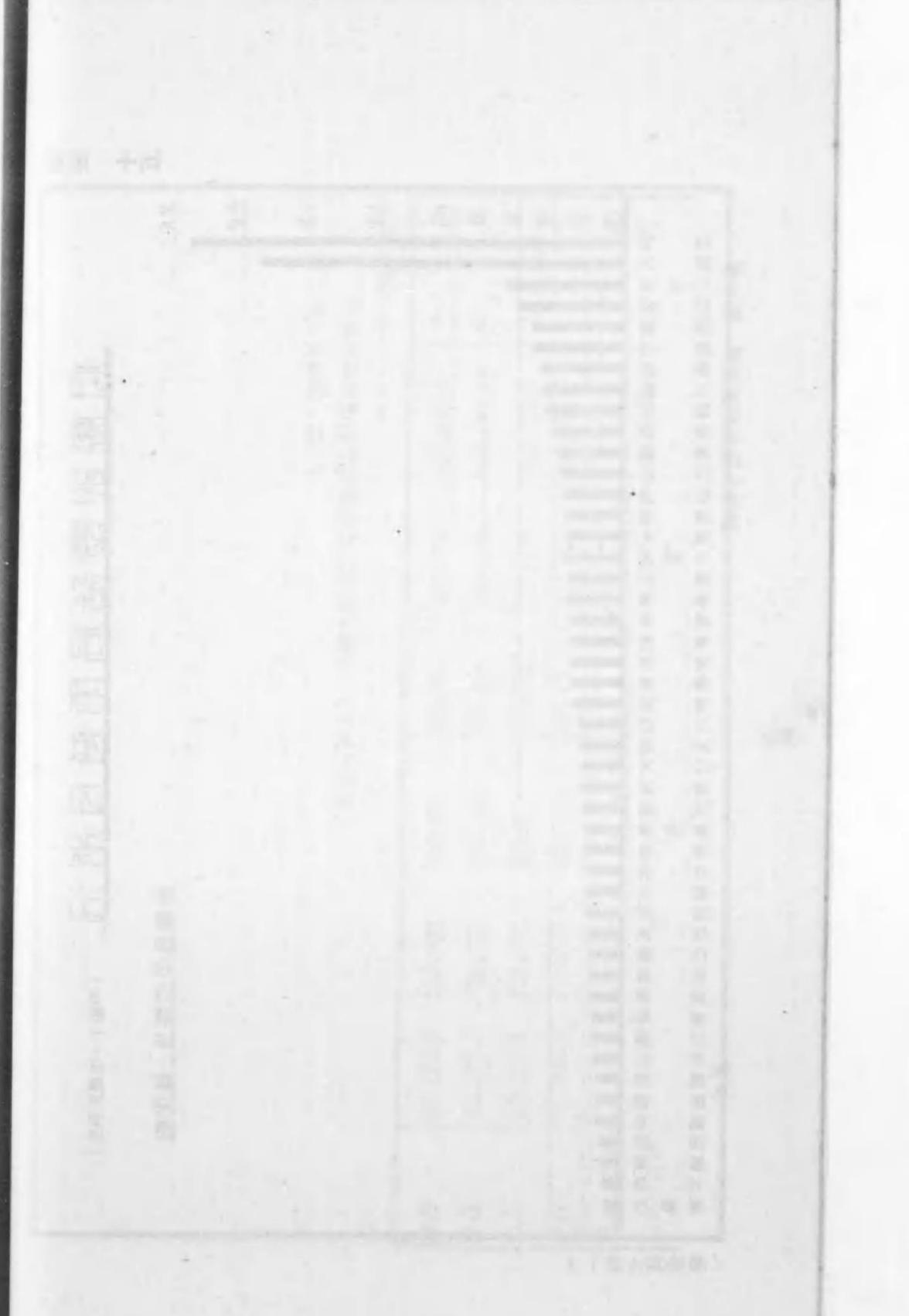
電話

一、電話取扱局所

イ、有線電話局所(船舶無線を含む)

地方	東京	東京 都市	別局信遞		別	縣	府	道	電話局 局	一 等	二 等	三 等	計	局 電 信	郵 便 局	通 話 の み 取 扱 局	船 船 無線	計	公 衆 電 話	合 計	
			東京	神奈川																	
新	埼	群	千	茨	栃	静								一、九〇〇	一、三三三	一、六六三	一、三三三	一、六六三	一、三三三	一、六六三	二、九〇〇
湯	玉	馬	葉	城	木	岡								二、二二二	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	三、三三三
														一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	二、六六三
														二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二
														一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三
														一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三
														一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三
														一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三
														一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三
														一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三
														一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三
														一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三
														一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三
														一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三
														一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三
														一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三

昭和十一年度末現在



熊本	廣島	大阪	別局信遞		
			別	縣	府道
官佐大福長熊 崎賀分岡崎本	愛香山岡島鳥廣 媛川口山根取島	高徳和滋 知鳥歌山賀	計	山梨	計
一	一	三	一	一	一
一	一	三	一	一	一
一	一	三	一	一	一
一	一	三	一	一	一
一一一五二一	八一一一一一一二	九一一一一	等一	等一	等一
二一三五三	七三三四二三一	三五一一二二	等二	等二	等二
一一一三四三	二一一一一二二三	四一一一一	定特	三	三
七三二五二一〇〇	九三三六二八二五九	八〇八九八八	通普	等	等
一七六二四	九一一一一一七	七一一一一	所取電	電	電
七共二七二六二八	九八二六二五二九七	八九八八八八	計	計	計
一	一	三	等一	局電	局電
一	一	三	等二	等一	等一
一	一	三	等二	等二	等二
一	一	三	等三	通普	局
一	一	三	所取電	電	電
一	一	三	線無船	船	船
一	一	三	計	計	計
一	一	三	話電來公	話電來公	話電來公
一	一	三	計	計	計

大阪	名古屋	山梨	別局信遞		
			別	縣	府道
奈兵京大 良庫都阪	富石福長岐三愛 山川井野阜重知	計	別	縣	府道
一	二	一	一	一	一
一	二	一	一	一	一
一	二	一	一	一	一
一	二	一	一	一	一
一一一一	九一一一一一一	三一	等一	等一	等一
一七四〇	二〇一一一五三四四	九一	等二	等二	等二
二一一	六三一一一一	九一	定特	三	三
六三〇九六	七一四七五七二二二	八四六	通普	等	等
一一一	四一一一一一一	二〇一	所取電	電	電
八二六二〇九	八六五四七七一	九四九	計	計	計
一一一	一	一	等一	局電	局電
一一一	一	一	等二	等一	等一
一一一	一	一	等二	等二	等二
一一一	一	一	等三	通普	局
一一一	一	一	所取電	電	電
一一一	一	一	線無船	船	船
一一一	一	一	計	計	計
一一一	一	一	話電來公	話電來公	話電來公
一一一	一	一	計	計	計

別局信遞	交換及通話取扱局		通話のみ取扱局		公共	
	電話局	郵便局	電信局	郵便局	電話	合計
北海道	一	一	一	一	一	一
支庁	一	一	一	一	一	一
府	一	一	一	一	一	一
縣	一	一	一	一	一	一
別	一	一	一	一	一	一
計	一	一	一	一	一	一
宮城	一	一	一	一	一	一
福島	一	一	一	一	一	一
岩手	一	一	一	一	一	一
青森	一	一	一	一	一	一
山形	一	一	一	一	一	一
秋田	一	一	一	一	一	一
計	一	一	一	一	一	一
仙臺	一	一	一	一	一	一
札幌	一	一	一	一	一	一
北海道	一	一	一	一	一	一
計	一	一	一	一	一	一
合計	一	一	一	一	一	一

口、有線電話局所普及状況

昭和十一年度末現在

遞信局別	局所數	一局所に對する		遞信局別	局所數	一局所に對する	
		面積	人口			面積	人口
東京市	二、三四	二、〇〇	三、八〇	熊本	一、三〇	三、九	七、四七
東京地方	一、四六	三、五	七、六五	仙臺	九四	七、一	七、五三
名古	一、五八	三、九	五、八〇	札幌	七三	一、三	四、三三
大阪	二、六〇	一、三	四、三三	合計又は平均	三、七七	二、九	五、四九
廣島	一、四六	三、六	五、四二				

(備考)

一、電話取扱局所數中には鐵業特設電話所を含まず
二、人口は内閣統計局發表の昭和十一年十月一日現在の推計人口とす

八、無線電話

昭和十一年度末現在

遞信局別	陸		上		船		航空機		合計
	官設	私設	官設	私設	官設	私設	官設	私設	
東京市	一	一	一	一	一	一	一	一	一
東京地方	一	一	一	一	一	一	一	一	一
名古	一	一	一	一	一	一	一	一	一
合計	一	一	一	一	一	一	一	一	一

第二編 電氣通信事業の現況

第二編 電気通信事業の現況

通信局別	陸		上		船		航空機		計合
	局	官	事務用	私	官	私	官	私	
大	三	三	三	六	三	三	三	三	三
廣	一	一	一	一	一	一	一	一	一
熊	一	一	一	一	一	一	一	一	一
仙	三	三	三	三	三	三	三	三	三
札	一	一	一	一	一	一	一	一	一
合	五	一〇	三	三	四	七	三	三	七
計									

(備考) ※印は郵便局又は電話局に無線電話を装置しあるもの

二、電話線路及線條

イ、有線電話線路及線條

本省所管	架空線		架空ケーブル		地下ケーブル		水底ケーブル	
	線路	線條	線路	線條	線路	線條	線路	線條
計	一〇	三	三	三	一	一	三	三

昭和十一年度末現在

ロ、市外電話回線

通信局別	陸		上		船		航空機		計合
	局	官	事務用	私	官	私	官	私	
大	二	二	二	二	二	二	二	二	二
廣	一	一	一	一	一	一	一	一	一
熊	一	一	一	一	一	一	一	一	一
仙	三	三	三	三	三	三	三	三	三
札	一	一	一	一	一	一	一	一	一
總	七	一三	四	六	六	一〇	三	三	一三
計									

昭和十一年度末現在

第二編 電気通信事業の現況

實線	八、二六六	重信	一、六二三	電信電話双信	四	電信電話共用	二、九三五	搬送式	六八	合計	三、九三三
----	-------	----	-------	--------	---	--------	-------	-----	----	----	-------

(備考) 外に専用回線五十七回線あり

ハ、即時進即時及指定線式市外通話取扱法実施區間

昭和十二年十二月一日現在

(1) 即時市外通話(一一八區間)

區間	實施年月日	記事	區間	實施年月日	記事
京都 伏見間	大正三、三、三	京都發オIダI 伏見發ダイヤル	東京 世田谷間	昭和八、三、三	世田谷發自動即時 ダイヤル
東京 大森間	大森發信 昭和二、九、五 東京發信 二、二、五	ダイヤル	東京 荻窪間	八、四、一	荻窪發自動即時
下關 門司間	二、三、二	オIダI	大阪 豊中間	一〇、六、三	ダイヤル
大阪 天下茶屋間	三、七、三九	ダイヤル	東京 王子間	九、四、一	王子發自動即時
大阪 尼崎間	五、七、六	大阪發オIダI 尼崎發ダイヤル	大阪 旭間	一〇、八、二	ダイヤル
			東京 落合長崎間	二、二、二	落合發自動即時

神戸 御影間	昭和五、八、七	ダイヤル	東京 松澤間	昭和二、二、三	松澤發自動即時 ダイヤル
東京 川崎間	五、九、三	ダイヤル	東京 赤羽間	二、三、三	赤羽發自動即時 ダイヤル
大阪 堺間	六、四、六	大阪發オIダI 堺發ダイヤル	東京 田調布間	二、七、三	田調布發自動即時 ダイヤル
大阪 住吉間	三、七、二九	ダイヤル	神戸 六甲山間	二、二、三六	ダイヤル
東京 足立間	五、三、三	ダイヤル	御影 六甲山間	リ	ダイヤル
東京 中野間	一、一、六	足立發自動即時	横濱 鶴見間	三、六、三〇	ダイヤル
東京 荏原間	五、三、〇	ダイヤル	東京 日吉間	三、一、三	ダイヤル
東京 荏原間	一〇、九、一	荏原發自動即時	前記東京近郊 即時局相互間	一	ダイヤル
天下茶屋 住吉間	八、四、六	ダイヤル			
東京 蒲田間	九、三、八	蒲田發自動即時			
東京 蒲田間	一〇、二、六	蒲田發自動即時			

即時市外通話法採用方針

- 一、同一市域内に於ける自動局相互間
- 二、同一市域内に於ける二等局以上相互間
- 三、大都市に近接し互地間通話一日千通話以上に及ぶ區間

(2) 準即時市外通話(五四區間)

第二編 電氣通信事業の現況

第二編 電氣通信事業の現況

區	間	實施年月日	記	事	區	間	實施年月日	記	事
大阪	神戶間	昭和八、四、二	直通信號	〃	京都	大阪間	昭和九、八、二	オーダー	〃
東京	板橋間	〃	〃	〃	東京	吉祥寺間	三、五、三	〃	〃
東京	新宿間	〃	〃	〃	東京	吉田間	三、六、三〇	〃	〃
東京	江戸川間	〃	〃	〃	東京	見島間	〃	〃	〃
東京	本郷間	〃	〃	〃	東京	小倉間	二、九、三	〃	〃
東京	練馬間	〃	〃	〃	東京	八幡間	〃	〃	〃
東京	小岩間	〃	〃	〃	東京	下關間	〃	〃	〃
東京	羽田間	〃	〃	〃	東京	下關間	〃	〃	〃
東京	玉川間	〃	〃	〃	東京	門司間	〃	〃	〃
東京	石神井間	〃	〃	〃	東京	門司間	〃	〃	〃
東京	池上間	〃	〃	〃	東京	門司間	〃	〃	〃
東京	練馬北町間	〃	〃	〃	東京	門司間	〃	〃	〃
東京	六月町間	〃	〃	〃	東京	門司間	〃	〃	〃
東京	葛西間	〃	〃	〃	東京	門司間	〃	〃	〃

區	間	實施年月日	記	事	區	間	實施年月日	記	事
横濱	綱島間	〃	〃	〃	小倉	八幡間	〃	〃	〃
横濱	小机町間	九、八、三	〃	〃	小倉	八幡間	〃	〃	〃
大阪	平野間	〃	〃	〃	大阪	八幡間	〃	〃	〃
大阪	三國町間	〃	〃	〃	大阪	八幡間	〃	〃	〃
京都	嵯峨間	〃	〃	〃	京都	八幡間	〃	〃	〃
京都	桂間	〃	〃	〃	京都	八幡間	〃	〃	〃
京都	山科間	〃	〃	〃	京都	八幡間	〃	〃	〃
東京	川口間	〃	〃	〃	東京	八幡間	〃	〃	〃
東京	市川間	〃	〃	〃	東京	八幡間	〃	〃	〃
大阪	吹田間	一〇、九、一	〃	〃	大阪	八幡間	〃	〃	〃
大阪	吹田間	一〇、一〇、二	〃	〃	大阪	八幡間	〃	〃	〃
京都	山端間	九、八、三	〃	〃	京都	八幡間	〃	〃	〃
京都	醍醐間	〃	〃	〃	京都	八幡間	〃	〃	〃

準即時市外通話法採用方針
 一、六大都市近郊及下關北九州地方に於ける都市にして互地間一日五百通話以上に及ぶ區間
 第二編 電氣通信事業の現況
 一五七

二、近接都市（半徑約四十軒以内）にして互地間通話一日七百通話以上に及ぶ區間
 (3) 指定線式市外通話取扱區間（一八區間）

區 間	實施年月日	記 事	區 間	實施年月日	記 事
名古屋 岐阜 昭和二、三、二		直通信號	名古屋 津 島間 昭和八、九、六		津島發ダイヤル
名古屋 四日市間			大阪 池 田間 八、九、六		池田發ダイヤル
大阪 西 宮間 六、四、六		直通信號	廣 島 吳 間 九、三、一		
小 樽 札 幌間 五、五、一		直通信號	大 阪 苜 屋間 九、八、六		
大阪 御 影間 五、九、七			大 阪 八 尾間 一〇、五、一		八尾發ダイヤル
大阪 和歌山間 五、二、二六		直通信號	和歌山 和歌浦間 一〇、三、三六		
福 岡 久留米間 六、三、二六			京 都 神 戸間 一〇、一〇、一		
神 戸 西 宮間 七、七、二		直通信號	大 阪 枚 岡間 二、三、三三		大阪發オーダー 枚岡發リングダウン
大阪 奈良間 八、三、二		奈良發ダイヤル	大 阪 岸和田間 一〇、一〇、二六		

指定線方式ノ採用方針

互地間通話數一日一千通話以上に及ぶ區間にして特に必要と認めらるる區間

電話術語解説

（無線電話に付ては無線電信術語解説参照）

市外電話交換取扱は市外線を通じて對手局を呼出す方法により左記の通分類す。

(イ) 信 號 方 式

一般の市外線に用ひられ、信號電流を送りて對手局の表示器を働かし又はランプを點火せしめて對手局取扱者を呼出し打合せをなす方式を云ふ。

(ロ) 電信信號方式

市外電話回線に重疊して電信回線を作成し電信により打合せをなす方式を云ふ。従て加入者の通話中に於ても打合せをなし得るを以て信號方式に比し一割程度の疏通能力を増加し、長距離回線に採用して經濟上有利なるものとす。

(ハ) 指定線方式

兩地間に相當多數回線ある場合之を發信用、著信用、中繼用に分類して使用し、別に指定線を設け之により交換打合せをなす方式を云ふ。従て本方式は取扱簡易なるのみならず通話の速達を期し得るものなり

(ニ) 「トールダイヤル」方式

著信局が自動式局又は共電式局（コールインデクターの設備を要す）の場合回線を發著に分類し「ダイヤル」により直接相手加入者を呼出す方式を云ふ。本方式は自動局に於ては著信市外臺が不要となり、従つて之に對する配置人員を節約し得ると且局舎も相當餘裕の生ずる利益あり

尙「ダイヤル」は重信の組成せざる實回線又は重信回線により直流「インパルス」を使用するを普通とす

るも、距離長き區間に於ては交流「インパルス」を使用するを技術上及經濟上（重信を組成せる實回線も使用し得）有利とす。

次に公衆に與ふる「サービス」即ち待合時間の有無により左の通分類す。

（イ）待時式市外通話法

一般市外通話に採用せるものにして市外接續臺と別に記録臺を設け、此の臺にて通話申込を受付けたる後一旦受話器を掛けて待たしめ、接續順位來りたるとき市外接續臺に於て改めて加入者を呼出し接續する方法を云ふ。從て通話申込より實際通話し得る迄には相當の待合時間を生ずるものとす。

（ロ）即時式市外通話法

大都市と其の近接地の如く互地間の通話需要甚大にして、且高速度交通機關の普及に伴ひ電話通話の「スピードアップ」を必要とする都市間に於て自動式局及共電式局に採用するものにして、記録臺を設けず市外接續臺（即時發信臺又は市内臺）にて交換證を作成し直ちに對手局加入者を呼出し接續する方法を云ふ。

從來の例に依れば之が施設によりて通話著しく増加し、市外回線は約二倍乃至三倍を要するに至るべきを以て線路の「ケーブル」化せざる區間にては施設困難なり。

又自動接續即時市外通話法は全然交換手の仲介を経ずして自動局加入者自ら「ダイヤル」し、直接對手局加入者を呼出す方法にして通話數は自動的に登算さるゝものとす。

（ハ）準即時市外通話法

即時市外通話法と殆んど同様なるも市外回線を潤澤に設備し得ざる區間に採用するを以て、一日中の繁忙時間には待時式取扱となることもあるものとす。

電話回線術語解説

電信電話共用線とは其の構成が單なる電話回線にして電話通話に使用する外電話機に依り電報をも送受するものを云ふ。

重信線とは實線二回線を利用して別に一回線を作成し通話をなすものを云ふ。

双信線とは同一の線條に電信機と電話機とを取付け電信及電話回線を各別に作成し、以て電信と電話とを同時通話し得るものを云ふ。

搬送線とは實線一回線に周波數を異にする數種の高周波電流を重ねせしめ、各高周波電流をして通話電流を搬送せしめ同時に多數の通話をなすものを云ふ。

二、無線電話通信系統

昭和十二年十二月

無線電話に依つて公衆通話を爲す通信系統は次の通りである。

一、移動體との通信系統

- イ、船舶局——海岸局（有無線接續局）——電話加入者等
- ロ、船舶局——船舶局

第二編 電氣通信事業の現況

二、外國との通信系統

イ、東京——新嘉坡、上海、マニラ、サイゴン、バンコック、シヤム、サンフランシスコ、リオデジャネイロ、ブエノスアイレス、ロンドン、ベルリン、パリ

ロ、秩父丸——米國、布哇、靖國丸——ロンドン、ノルトダイヒ(獨)、パリ、ローマ

三、外地との通信系統

東京——臺北、東京——大連

四、内地と内地小島嶼との通信系統

酒田——飛鳥、鹿兒島——那覇、御所浦——本渡、灘——沼島

三、電話機械

イ、有線電話機械の概要

電話事業創業當時はガウエルベル電話機を採用したが明治三十年には現在尙使用してゐるデルゲイル電話機及ソリッドバック電話機を用ひるに至つた。

次に電話交換機は事業當初は専ら電池を加入者宅内に装置し、加入者自身呼出の信號を爲す磁石式交換機のみなりしが、明治三十六年には電源を交換局に置いて、加入者の電話機使用を極めて簡便ならしむる共電式交換機が用ひられることになり、更に大正十五年には遂に交換上全然人手を介さない自動式交換機を東京及横濱に採用するに至り、

現在では六大都市及其の近郊地は勿論全國主要都市は孰れも共電式又は自動式交換機を装置せられて優秀なる機能を發揮し、磁石式交換機は漸次その影を潜め僅かに地方小都市にその姿を見るに過ぎない。尙昭和八年には小自動交換装置に依り加入者小數の地方小都市にも近代的裝備が出来るやうになつた。

ロ、無線電話機械の概要

無線電話の研究は無線電信の發明に遅ること約十年即ち明治三十九年の交より着手せられたるが、本邦に於ては明治四十五年所謂T・V・K式と稱する無線電話機が發明せられ、海上三十哩の通話試験に成功し其の後は一層の改良を施して、大正五年四月伊勢灣口の神島及登志とその對岸鳥羽とに装置し公衆電報の送受を開始したのである。

その後三極真空管が發振用として無線電話に使用せらるゝに及び我國に於ても大正十二年神戸灣内碇泊船と神戸市内電話加入者との間に通話の取扱を開始した。次で大正十五年頃より短波無線電話の實用を見るに及び、長距離無線電話業務の發達を促したが、本邦に於ける短波無線電話の實用は、昭和五年頃より屢々對外中繼放送等に使用せられたことはあつたが、廣く公衆通話用としては、國際電話株式會社の設立後である。尙最近に於ては小島嶼等の連絡用として超短波無線電話の實用を見るに至つた。尙現今使用の機械及其の效用は左の通りである。(無線電話に付いては無線電信機械の項參照)

機械名	實用開始	能率	用途
磁石式單式交換機	明治二三年	一臺一座席にして加入者七五名を收容に得るも三臺以上の場合は中繼交換となり電話番号を二度稱呼する必要あり 一時間の交換能率一六〇	加入者五〇名以下の小局に使用せらる
磁石式直列複式交換機	明治二四年	一臺三座席にして加入者三六〇名を收容し得換の必要なし 一時間の交換能率一五〇	加入者五〇〇名以上二〇〇〇名未満の中市に使用せらる
共電式交換機	明治三六年	一臺二座席又は三座席にして加入者三二〇乃至一〇〇〇名を收容し得、加入者複式ジャックの設備あるを以て中繼交換の必要なく加入者宅内には磁石式の如く發電機と送電池を要せず 一時間一座席の交換能率二二〇乃至二四〇	加入者二、〇〇〇名以上の大都市に採用せられ、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛、壬、癸の區別あり又複局地に於ては主として無複式の交換機を使用す
「リレー、サツテライト」交換機	昭和六年	リレー式の小自動交換機にして親局に至る市外線により操縦せられ局内に交換手を要せず市内の交換手を取扱ふ	加入者一〇名以下の農村に使用す
小自動交換機	昭和九年	局内に交換手及保守者を要せず所謂無人局にして親局に至る市外線により操縦せられ市内通話は全自動式にして市外通話は主管局を経由して取扱はる	加入者一〇名以上の二数字式より六数字式迄あり加入者一〇〇〇名より一、〇〇〇〇名迄收容し得大都市又は其の近接地に使用す
自動交換機	大正一五年	加入者自ら宅内に装置しあるダイヤルに依り相手加入者を呼出す方式にして交換手を要せず	

公衆電話機	明治三三年	通話料金投入口を設け交換手の合圖に依り一時間相當額の料金を投入して通話するもの 共電式は明治三十六年頃より又自動式は昭和六年頃より試用す	街頭に設置して一般公衆に利用せしむ
磁石式壁掛電話機	明治三〇年	磁石式加入者用にして木箱中には磁石發電機、他の附屬品を納む送話器はデルビル型とす	磁石電鈴、誘導線輪其
磁石式乙號卓上電話機	明治三〇年	送受器を使用せざる卓上電話機にして木箱中は壁掛と同様、又送話器はデルビル型とす	
磁石式甲號卓上電話機	明治三〇年	送受器を使用する卓上電話機にして金屬製の本体内及底部には附屬品を納む、送受器はデルビル型とす	
共電式壁掛電話機	明治三六年	共電式加入者用にして木箱中には磁石電鈴、誘導線輪、蓄電器其の他の附屬品を納む送話器はソリッドバック型とす	
共電式卓上電話機	大正一四年	スタンド型にして絶縁型となせるもの、木箱の附屬電鈴には磁石電鈴、誘導線輪、蓄電器等を納む送話器はソリッドバック型とす	
自動式壁掛電話機	大正一五年	自動式加入者用にして木箱中には磁石電鈴、誘導線輪、蓄電器其の他の附屬品を納む、又ダイヤルの装置あり送話器はソリッドバック型とす	
自動式卓上電話機	大正一五年	スタンド型卓上電話機にして共電式卓上電話機にダイヤルを装置せるもの	
三號卓上電話機	昭和九年	送受器を使用する卓上電話機にして共電式及自動式にも適し通話能率、使用上の利便、體裁の優美なる最新型のもの	

ハ、電話機械

昭和十一年度末現在

種別	手動式交換機									
	加入者		市中		市外		交換機		計	
	複式	直列式	有紐	無紐	共電式	磁石式大	磁石式小	磁石式(複式)	磁石式(單式)	計
東京都市	14	3	290	109	28	25	3	95	57	303
東京地方	73	6	1,140	1	26	37	185	1,850	1	1,851
名古屋	8	7	1,000	37	34	3	1,844	37	4	2,016
大阪	39	2	1,201	22	56	6	2,973	43	4	3,203
廣島	5	5	95	1	4	2	1,577	26	1	1,583
熊本	6	4	89	1	7	3	1,442	29	1	1,450
仙臺	4	5	52	1	6	5	96	17	1	113
札幌	4	6	28	1	4	9	57	26	1	95
計	93	38	6,301	37	199	103	23,373	2,173	65	24,749

自動式交換機															
スロトローヤ式							メーソン・ハルケス式								
小自動交換機		一次		二次		三次		四次		五次		六次		七次	
レセ	ボタ	レセ	ボタ	レセ	ボタ	レセ	ボタ	レセ	ボタ	レセ	ボタ	レセ	ボタ	レセ	ボタ
35	5	19	1	17	1	27	1	23	1	27	1	27	1	27	1
26	1	3	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1
25	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
30	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
26	1	9	1	9	1	9	1	9	1	9	1	9	1	9	1
2	1	9	1	9	1	9	1	9	1	9	1	9	1	9	1
1	1	6	1	6	1	6	1	6	1	6	1	6	1	6	1
48	6	14	1	14	1	14	1	14	1	14	1	14	1	14	1
48	6	14	1	14	1	14	1	14	1	14	1	14	1	14	1
48	6	14	1	14	1	14	1	14	1	14	1	14	1	14	1

第二編 電氣通信事業の現況

種別	交換機合計						東京都市	東京地方	名古屋	大阪	広島	熊本	仙臺	札幌	計
	壁掛式		卓上式		公共式										
	共	自	共	自	共	自									
東京都市	三、一九七	一、九二四	二、〇八九	五、六九〇	一、六七四	一、五七三	九四一	五五	一七、六六五	一、〇〇三、〇四五					
東京地方	四、五二九	二、九七三	二、八七四	一、六二六	二、九五六	一、〇、七五五	一三、五九四	三六八、六三〇	二、〇〇三、〇四五						
名古屋	二、〇三〇	七、七七七	六、四九八	五、〇五三	四、七、四三三	三、八八三	一九、二二	三七六、〇七	二、〇〇三、〇四五						
大阪	一、〇三三	九、四三三	一、八、九七八	六、七三六	九、五三〇	一、八八四	二、二八三	三三〇、四七五	二、〇〇三、〇四五						
広島	八、六二〇	三、四八八	二、一八二	一、四、二八七	三、六六六	二、五五三	三三〇	四九、六六〇	二、〇〇三、〇四五						
熊本	一、二二一	五、二九三	八、四〇三	五、五七四	一、八四六	七、七六	四八二	四八、九〇三	二、〇〇三、〇四五						
仙臺	二、四九三	七、六六	一、〇、九二	八、五〇八	一、四、二八	二、九三三	二〇〇三	三三、六三三	二、〇〇三、〇四五						
札幌	一、五九九	八〇一	三七八	一、二、八九	一、四、二八	一、四〇	七	四、四六六	二、〇〇三、〇四五						
計	二〇、八七	二二、四五〇	一、四、四三	二、六、七二六	八、七、五四四	九、七、七六	五、七、四四	四、〇、二六	一、〇〇三、〇四五						

(備考) ストロージャー式はA・T・M式A・E・I式及NE式を含むものにして其の方式は殆んど同一なるを以て一括計上のこととせり、S・H式S・B式は其の方式に差異ありて一括することを得ざるものとす

四、電話従事員(特定三等局以上)

イ、従事員数

昭和十一年度末現在

選信局別	通信書記	通信技手	通信書記補	通信事務員	電話主事補	電話事務員	計
東京都市	二七	二九	五三	六七	八〇	四、五三	六、八九
東京地方	三〇	三三	四〇	八七	二九	二、三〇	二、九〇
名古屋	二九	三七	二七	三七	四八	三二八	四、三三
大阪	二九	三三	三七	三七	一、八六	八、三三四	二、四七
広島	二九	三三	三七	三七	二、二七	二、二七	二、二七
熊本	二九	三三	三七	三七	二、二七	二、二七	二、二七
仙臺	二九	三三	三七	三七	二、二七	二、二七	二、二七
札幌	二九	三三	三七	三七	二、二七	二、二七	二、二七
計	二七	二九	五三	六七	八〇	四、五三	六、八九

ロ、従事員(電話事務員)の養成

電話事務員の見習養成機関としては電信と異り選信講習所の如き専門的養成機関なく、各現業局に於て必要に應じ随時養成するのである。

東京、名古屋、大阪、京都及神戸の各中央電話局には養成課あり、其の他の一、二等、特定三等局にも主事、書記、書記補、電話主事補等養成員を配置し、夫々電話事務員見習養成準則に基き電話交換方式に従つて二ヶ月乃至三ヶ月間教室養成及実務養成を爲すと共に三等局長の委託を受け三等局吏員の養成をも爲して居る。又國際電話交換取扱者は東京中央電話局養成課に於て養成して居る。三等局に於て新たに交換業務を開始する場合は、新規採用者を同一交換方式の附近既設優良局へ約十日間派遣し、所定の養成用教科書に依り實地の指導を受けしめ又臨機一、二、特

第二編 電氣通信事業の現況

五、電話利用状況

イ、内地電話

昭和十一年度

別局信遞	市内通話發信		市外通話發信	
	加入者相互間	非加入者	加入者	非加入者
別縣府道				
東京	八九〇、八三三、三七九	一九、五八〇、三三九	五、五八八、五五五	七〇四、六五七
神奈川	一三四、六〇三、五五三	一、一九八、七五三	一一〇、五三三、二七七	五、四七五
計	一、〇一五、四〇五、九三三	二〇、七七八、九八一	六、七、七三三	七、七七八、四三三
新潟	八四、四八一、三四六	九六、九九六	三、五三四、二四七	三、五五、五七
埼玉	四〇、五九、〇九一	四七、七九四	二、六九九、〇七〇	一、七五、六七五
群馬	四、七三三、七〇五	五、三三四	二、五六一、二四〇	一、五〇、〇二一
千葉	四、四一四、一七四	七、四、六八	三、四八、二二七	二、八八、一九八
茨城	三、五五六、六六五	三、四、五六二	二、三三三、九〇七	二、六三、一九六
栃木	四、七、七四八	五、四八七	一、九三〇、七四三	一、三〇、六四五
静岡	二、六、一七、五二六	一、九三、三九四	七、九七〇、六九五	四、五七、〇九六
山梨	三、四、〇九四、七六〇	三〇、四六九	一、四八八、七四三	一、一八、一三四
計	四、五、九六四、〇〇五	五、八五、七三	二、五、八九九、六六三	一、九、五三、五三
東京				
神奈川				
計				

別局信遞	市内通話發信		市外通話發信	
	加入者相互間	非加入者	加入者	非加入者
別縣府道				
愛知	二二、六八〇、八〇一	三、一〇一、三三三	二、九二四、〇一一	五、一、五八三
三重	五、四、三、四七五	一〇七、四三三	三、六九八、二四七	三、四〇、一六五
岐阜	五、九、五五、九一一	九、九、三六八	三、〇九七、五五四	三、六、九九〇
長野	一〇七、三三七、二七九	九、一、一五三	四、六八八、八〇三	四、〇〇、三〇八
福井	四七、五〇五、一九〇	五、五、五八	二、三〇三、八五五	一、八、〇四三
石川	三、六、〇〇〇、六六〇	一〇六、〇五〇	二、七二〇、三九四	一、五、七二九
富山	五、五、五六、三六〇	四〇、四二一	二、二八七、八九七	一〇、一、五四
計	五、一、三九八、三五六	三、七〇四、一五五	三、〇七九、七九〇	一、九、九三、三二一
大阪				
京都	五、二、九、九七、九七四	一、一、六五七、八五三	三、三、六六、三三三	三、一、三、五、六七九
兵庫	一、五〇、九七〇、八三六	二、三、九一、〇六五	九、五、九、〇五四	六、六、四、五〇
奈良	二、三、二、九〇一、六八三	三、〇、一、二、六〇一	二、二、六、七、二、六五	一、四、四、一、五、五三
滋賀	二、九、六、九〇、〇八七	六〇、一、九四	二、五、五、四、五、五五	一、六、五、三、五、七
和歌山	二、一、五〇七、二〇五	五、三、三九	二、四、五〇、七二	一、九、九、〇、二、五
徳島	六、七、四、五〇、五七三	九、七、九、六三	三、三、六、六、三、六一	三、四、八、四、二、七
高知	二、八、四、六、九、三三三	三、五、一、三三	一、四、五、八、七、七	二、〇〇、六、二、六
船舶	三、三、三、七〇、六〇一	六、四、〇、一、五	一、八、七、四、七、〇	三、三、〇、八、六
計	一、〇、五、七、三、七、二、七	一、一、七、三、七、一、〇、五三	六、八、一、〇、五、六	八、四、〇
大阪				
京都				
兵庫				
奈良				
滋賀				
和歌山				
徳島				
高知				
船舶				
計				
名古屋				
愛知				
三重				
岐阜				
長野				
福井				
石川				
富山				
計				
大阪				
京都				
兵庫				
奈良				
滋賀				
和歌山				
徳島				
高知				
船舶				
計				
廣島				
鳥取				
計				

第二編 電氣通信事業の現況

別局信遞	市内		市外	
	加入者相互間	非加入者	加入者	非加入者
島根	三三、八三〇、六七	三三、六三	一、六五〇、二七	三八五、〇八八
岡山	八四、六七三、三四	一、五、三七八	四、七三三、九六八	三、四七、九七〇
山口	六七、七三三、〇三九	一、六四、二二七	四、一五、〇八八	五、六、五三三
香川	四一、四七〇、〇七	四、〇五四	二、一〇〇、三三六	一、四六、九七八
愛媛	四三、七九、七六一	八四、八八三	二、九〇〇、六九三	三、〇〇、〇〇一
計	三六六、二三三、七二	一、〇七五、五九九	三三、三〇〇、六九三	二、三九九、七二
熊本	六四、三六八、三〇七	一、三〇、五五八	二、三三〇、七四〇	三、五、三六四
長崎	六五、五五、五九九	一、四、〇五三	二、三三、〇八二	四、八、四三〇
福岡	一七五、三三三、三八	九、六、八七九	一、九七七、三三三	七、四、七四四
大分	五、二〇八、〇〇三	四、四、四三六	二、〇〇三、〇四六	二、九一、八九
佐賀	三三、三、九六七	六、四、八六六	一、九六、〇四三	三、〇、一六二
宮崎	二七、四九、六三三	四、三、三八	一、三三、二四	三、七、四三六
鹿兒島	四八、三三、一九一	七、三三三	二、〇四、三五二	三、八、七四五
沖繩	五、八三三、五二二	一、六、六	一、六、二八六	五、四、三
船泊	四三、七六一、五〇〇	一、四三、七七八	二、三、九〇三、四六〇	二、七、五、三六八
計	四、三、七六一、五〇〇	一、四三、七七八	三三、九〇三、四六〇	二、七、五、三六八

合 計	市内		市外	
	加入者相互間	非加入者	加入者	非加入者
宮城	六、五〇五、九二六	一、三九、五九一	一、八六九、二六七	三、九、六七三
福島	五〇、三三三、〇七五	七、二、三四〇	二、三、五、四三三	三、五、五八一
岩手	三、九七二、九七〇	三、三、九六〇	一、三三、一九八	二、七、四三八
青森	三、五、九八、四五五	五、五、五九九	一、四、〇、一六三	一、七、四、二〇
山形	三、九、〇九五、九三三	四、八、八八九	一、四、九、八六三	一、七、四、二〇
秋田	三、五、五、一、六五	四、八、二二三	一、七、四、九、〇七	三、五、八、五〇
計	二、四、三、五五、五二	四、一、七、三二一	一〇、一、四、七、三三八	一、五、七、一、五
北海道	二、三二、四〇三、五三	三、三、八六六	六、四、二、八六	一、二、四、六、八八
計	四、四、三、七五、五九	四、五、六、八、八六六	五、七、五、〇、三三四	二、五、八、六、三七〇

(備考) 一、加入者相互間発信の通話呼数は概算数とす
 二、市外通話時数は外地通話を含む

口、外地電話(時数)

昭和十一年度

月 別	内 鮮 通 話		内 樺 通 話		内 臺 通 話	
	發 信 著 信	發 信 著 信	發 信 著 信	發 信 著 信	發 信 著 信	發 信 著 信
昭和十一年四月	六、三、七、三	五、六、〇、三	二、五、八	三、四、〇、四	一、一、七、一	一、〇、一、四
五月	六、四、八、九	五、八、五、六	二、四、四	三、四、五、六	一、六、四、五	一、四、四
六月	六、三、五、三	五、四、三、三	二、六、三	三、五、三、〇	一、五、四、五	一、四、七、五

第二編 電氣通信事業の現況

月別	内 鮮 通 話		内 樺 通 話		内 臺 通 話	
	發 信 著	信 計	發 信 著	信 計	發 信 著	信 計
七 月	六、一八九	五、五〇六	二、四七一	三、三〇〇	一、三九八	一、一八六
八 月	五、五五六	五、二〇四	二、二九	二、五九〇	一、二九一	一、〇三八
九 月	六、一三三	六、七三三	二、〇〇〇	二、七五二	一、六五五	一、三三九
十 月	六、三三四	六、五五九	二、一七五	二、六四三	一、二七一	一、三三五
十 一 月	六、三三六	六、三〇〇	二、二五二	二、六六一	一、一九九	一、一〇四
十 二 月	六、九一八	六、九七七	二、四七九	二、七六六	一、五三三	一、三六四
一 月	七、三三五	六、七九九	一、七九一	一、六六六	一、一八六	一、一〇〇
二 月	六、五五六	六、三三四	一、九二一	二、一三三	一、九七二	一、一七一
三 月	七、八七八	七、八七〇	二、三三五	二、七〇三	一、三九〇	一、五五〇
合 計	七、五五八	七、四六三	二七、二一七	三三、二〇一	一五、六六六	一五、〇〇〇
昭 和 十 一 年 四 月	七、〇	七、〇	一、四四	一、四六	一、四四	二、九〇五
五 月	六、七四	六、四	一、三〇八	一、三五	一、三五	二、六六〇
昭 和 十 一 年 度						
月 別	發 信 著	信 計	發 信 著	信 計	發 信 著	信 計
度	度	時	度	時	度	時

八、日 滿 電 話

昭 和 十 一 年 度

月別	内 鮮 通 話		内 樺 通 話		内 臺 通 話	
	發 信 著	信 計	發 信 著	信 計	發 信 著	信 計
六 月	六、七	六、三〇	一、二六七	一、三四三	一、三四七	二、四八九
七 月	六、六一	七、三三	一、三六三	一、三二七	一、四〇八	二、七三五
八 月	六、八	六、八	一、三六	一、四四三	一、三六三	二、八〇五
九 月	七、四	六、九	一、四〇三	一、四三三	一、二八五	二、二七
十 月	八、〇	七、二	一、五〇三	一、五〇五	一、四二七	二、九三三
十 一 月	七、三	五、五	一、三五六	一、四六二	一、二四八	二、六〇
十 二 月	九、五	七、九	一、七五二	一、八〇三	一、五五二	三、三五四
一 月	六、九	八、三	一、五〇七	一、四九五	一、三七六	二、八七二
二 月	七、四	六、九	一、四二三	一、三四五	一、四一八	二、七六三
三 月	九、八	九、五	一、九二〇	一、八三五	一、九〇三	三、七三三
合 計	九、〇六六	八、四八六	一七、五五三	一七、六六五	一六、九〇四	三、四、五九九
昭 和 十 二 年 一 月						
二 月						
三 月						
昭 和 十 二 年 度						
月 別	發 信 著	信 計	發 信 著	信 計	發 信 著	信 計
度	度	時	度	時	度	時

二、國 際 電 話

昭 和 十 一 年 度

回 線 別	發 信		著 信		計	
	通 話 度 數	課 金 時 分	通 話 度 數	課 金 時 分	通 話 度 數	課 金 時 分
比 律 賓	三三〇	一、七三三	一〇一	七四	三三三	二、四七六
蘭 領 印 度	一五	八三	一八七	一、〇二	三三九	一、九〇四
米 國	三三三	二、三九八	三〇一	二、八二七	六四四	五、二二五
合 計						
回 線 別	通 話 度 數	課 金 時 分	通 話 度 數	課 金 時 分	通 話 度 數	課 金 時 分

回線別	發信		著信		計	
	通話度數	課金時分	通話度數	課金時分	通話度數	課金時分
英吉利	六六	三七三	五	四〇〇	一一一	八〇三
獨逸	二四三	一、七五五	二二	一、二六六	二六五	二、八九一
支那	一、三八三	七、五五五	九六四	五、一六六	二、三四七	二、七〇一
佛領印度	六	四	二五	一三六	三一	一八四
暹羅	二二	七七	七	一三六	二九	一〇三
國內	七四	三三	二〇八	七五	二八三	一、〇六五
船舶	九	二七	二	六	一一	三三
計	二、四八九	一五、〇七〇	一、九八〇	一三、三〇五	四、四六九	二七、三七五

(備考) 年度の中途に於て業務を開始したものの左の通りである。

- 佛領印度 昭和十一年五月十一日
- 暹羅 昭和十二年三月十日
- 國內船舶 昭和十一年八月八日
- 國際船舶(秩父丸) 昭和十一年十月三十日

六、電話加入狀況

イ、電話加入數

昭和十一年度末現在

選信局別	局種別	局數	加入		計	數	
			單獨	共同		同中特別加入區域 内及區域外加入者	區域外
東京都市	一級局	一	一三八、四六六	三、七三三	一三三、三三九	一	一、九八
	四級局	一	二、五〇六	四	二、五〇〇	二	六七
	五級局	五	一三〇、〇八	二七四	一三二、八〇三	三	二五
	六級局	一三	一八、六六三	一四七	一八、八〇九	一	一八七
	七級局	八	一、八六三	二〇五	二、〇七五	二	四〇
	八級局	二	三三六	二	三三八	二	四〇
	九級局	三	二〇、五〇九	二	二〇、五一一	二	四〇
	計						

東京地方	遞信局別		局種別	局數	加入		計	數	
	十級局	十一級局			單獨	共同		區域內	區域外
十級局	計	計	計	計	計	計	計	計	計
九級局	一〇四	一〇三	一四、八八三	三〇三	一四、九八八	三〇三	一四、九八八	三〇三	一四、九八八
八級局	五	五	一五、五四〇	五	一五、六三九	五	一五、六三九	五	一五、六三九
七級局	三	三	二一、八三六	三	二一、五〇〇	三	二一、五〇〇	三	二一、五〇〇
六級局	一四	一四	一七、一六三	一四	一七、八三九	一四	一七、八三九	一四	一七、八三九
五級局	六	六	二〇、二〇六	六	二〇、八〇八	六	二〇、八〇八	六	二〇、八〇八
計	一五〇	一五〇	一七、二一九	一五〇	一七、九六六	一五〇	一七、九六六	一五〇	一七、九六六
計	一五〇	一五〇	一七、二一九	一五〇	一七、九六六	一五〇	一七、九六六	一五〇	一七、九六六
計	一五〇	一五〇	一七、二一九	一五〇	一七、九六六	一五〇	一七、九六六	一五〇	一七、九六六

名古屋	遞信局別		局種別	局數	加入		計	數	
	十級局	十一級局			單獨	共同		區域內	區域外
十級局	計	計	計	計	計	計	計	計	計
九級局	七	七	九、九五〇	七	九、六三四	七	九、六三四	七	九、六三四
八級局	六	六	一七、九九九	六	一八、〇四六	六	一八、〇四六	六	一八、〇四六
七級局	三	三	七、三九九	三	七、六三四	三	七、六三四	三	七、六三四
六級局	一五	一五	一八、三六五	一五	一八、九四四	一五	一八、九四四	一五	一八、九四四
五級局	六	六	一七、〇二四	六	一七、五〇九	六	一七、五〇九	六	一七、五〇九
四級局	一	一	五、一九一	一	六、〇〇〇	一	六、〇〇〇	一	六、〇〇〇
三級局	一	一	二九、七六七	一	三〇、五九九	一	三〇、五九九	一	三〇、五九九
計	九四	九四	九、五〇七	九四	九、七三七	九四	九、七三七	九四	九、七三七
計	九四	九四	九、五〇七	九四	九、七三七	九四	九、七三七	九四	九、七三七
計	九四	九四	九、五〇七	九四	九、七三七	九四	九、七三七	九四	九、七三七

選信局別		局種別		局數		單獨		共同		連接		計		數	
														同上中特別加入區域 內及區域外加入者	
														區域內 區域外	
二級局	一	二級局	一	二	一	八、八〇三	四六三	八四〇	四	一、七〇二	一、七〇二	一、七〇二	一、七〇二	一、七〇二	一、三五五
三級局	二	三級局	二	二	二	五、三九五	三八四	一、〇七二	二	二、八三三	二、八三三	二、八三三	二、八三三	二、八三三	四、四〇四
五級局	二	五級局	二	二	二	三、四三六	三五〇	四一五	二	三、八四一	三、八四一	三、八四一	三、八四一	三、八四一	四、四〇四
六級局	三	六級局	三	三	三	一、四八七	一七四	三三七	三	一、六六一	一、六六一	一、六六一	一、六六一	一、六六一	二、二六六
七級局	四	七級局	四	四	四	一、三〇六	一六三	三三三	四	一、六六九	一、六六九	一、六六九	一、六六九	一、六六九	二、二六六
八級局	五	八級局	五	五	五	一、四七一	一九九	二二二	五	一、九〇二	一、九〇二	一、九〇二	一、九〇二	一、九〇二	二、二六六
九級局	充	九級局	充	充	充	九、七二二	二二九	六六六	充	一〇、三九一	一〇、三九一	一〇、三九一	一〇、三九一	一〇、三九一	二、二六六
十級局	二五	十級局	二五	二五	二五	八、八〇八	二六七	一五五	二五	九、〇八三	九、〇八三	九、〇八三	九、〇八三	九、〇八三	二、二六六
十一級局	五三	十一級局	五三	五三	五三	一〇、三三九	六六七	四六六	五三	一一、〇〇五	一一、〇〇五	一一、〇〇五	一一、〇〇五	一一、〇〇五	二、二六六
計	八五七	計	八五七	八五七	八五七	二、四七、五〇七	二、七三、五〇七	三、七九一	八五七	四、六六二	四、六六二	四、六六二	四、六六二	四、六六二	二、九九五

廣島		局種別		局數		單獨		共同		連接		計		數	
														同上中特別加入區域 內及區域外加入者	
														區域內 區域外	
四級局	一	四級局	一	一	一	八、二五一	一六六	四三	一	八、三九一	八、三九一	八、三九一	八、三九一	八、三九一	八、三九一
五級局	四	五級局	四	四	四	一、三、四三三	一八〇	四七	四	一、三、八六〇	一、三、八六〇	一、三、八六〇	一、三、八六〇	一、三、八六〇	一、三、八六〇
六級局	二	六級局	二	二	二	二、三、四五五	一九八	五〇	二	二、五、〇〇〇	二、五、〇〇〇	二、五、〇〇〇	二、五、〇〇〇	二、五、〇〇〇	二、五、〇〇〇
七級局	三	七級局	三	三	三	七、〇七九	二二四	六四	三	七、三〇三	七、三〇三	七、三〇三	七、三〇三	七、三〇三	七、三〇三
八級局	二七	八級局	二七	二七	二七	七、四一五	一五八	七四	二七	八、一八三	八、一八三	八、一八三	八、一八三	八、一八三	八、一八三
九級局	六三	九級局	六三	六三	六三	八、五八二	二八二	六四	六三	九、〇六四	九、〇六四	九、〇六四	九、〇六四	九、〇六四	九、〇六四
十級局	一〇九	十級局	一〇九	一〇九	一〇九	七、三四五	三三九	七四	一〇九	八、一八四	八、一八四	八、一八四	八、一八四	八、一八四	八、一八四
十一級局	七三	十一級局	七三	七三	七三	九、三〇二	三三九	二八	七三	一〇、〇四一	一〇、〇四一	一〇、〇四一	一〇、〇四一	一〇、〇四一	一〇、〇四一
計	九八〇	計	九八〇	九八〇	九八〇	七三、八四七	二、三〇、三〇二	一、六三四	九八〇	七五、四八七	七五、四八七	七五、四八七	七五、四八七	七五、四八七	七五、四八七

仙 臺			熊 本					遞信局別	
七級局	六級局	五級局	計	十一級局	十級局	九級局	八級局	七級局	局種別
									局 數
八	九	一	八三	六〇	一〇三	五	二四	二二	
五、三八 六八	一〇、九八 一七一	四、四〇〇 一三三	九、三六〇 二、〇三四	八、四八九 六三九	七、三七四 二二九	七、九五〇 二〇三	六、七四四 二二五	七、〇一五 一三三	單 獨
五五	四八七	一三六	一、五三 四	一八	八〇	二六	九〇	一九	共 同
三	四	五	三 四七	五	一五	一五	三	三	連 接
五、三五 六八	一、五五 一七一	四、五六一 一三三	八、三三九 二、〇三八	八、六六三 六三九	七、四九九 二二九	八、〇三九 二〇四	六、八五五 二二五	七、三三〇 一三三	計
三〇	七	三	一、二九六	四九	三七	一七三	一三	七	同 上 中 特 別 加 入 區 域 內 及 區 域 外 加 入 者 區 域 內 區 域 外
一七	一四		七七	一六	一六九	三三	天	英	

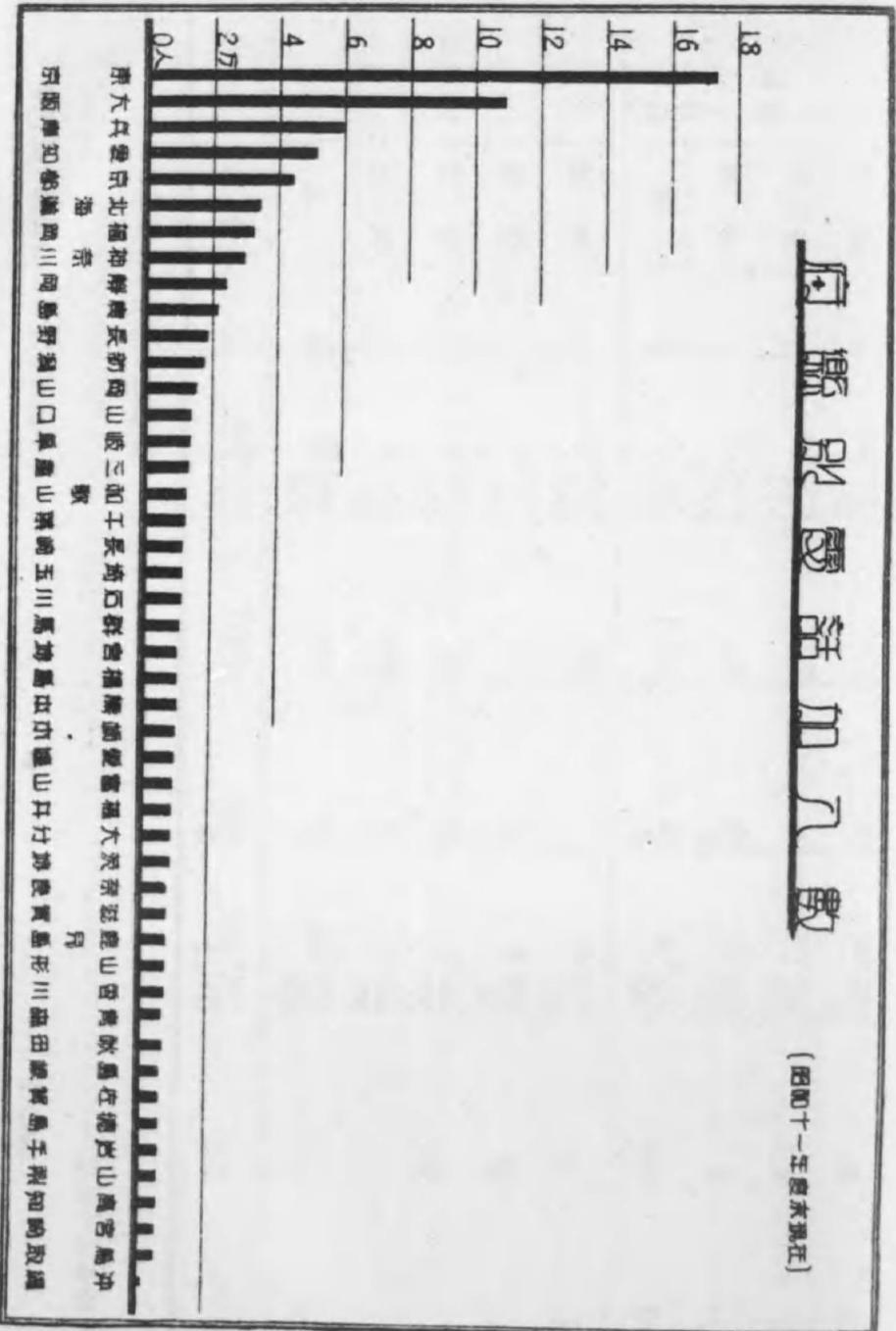
札 幌											
十一級局	十級局	九級局	八級局	七級局	六級局	五級局	計	十一級局	十級局	九級局	八級局
一八	三	〇	二	三	三	四	五 四七	三 七九	七 五	四 七	八 二六
四、三九〇 一九〇	二、六四五 四九	二、七三三 五九	三、二七三 八四	一、〇六四 二二	二、八七八 五三	一六、四一 二四八	四、八一 八八七	四、七三六 二二二	五、四七 七九	五、九九三 一〇二	八、〇八七 一三四
六	三	一	二	五	八	五	七 五	四	四	四	六 四
六	三	一	二	五	八	五	二 三	八	三	四	七
四、三六〇 一九〇	二、七〇一 四九	二、七三〇 五九	三、三三八 八四	一、〇六九 二二	二、八六〇 五三	一六、七九 二四八	四、六六 八八七	四、七四八 二二二	五、四七 七九	六、〇〇二 一〇二	八、一五六 一三四
九	五	三	八	一	一	一	六 五	一 五	一 九	五 三	九 三
三九	四	四	七	一	一	一	三 八	六	六	五	三

逓信局別	局種別	局数	加		入		数	
			單獨	共同	連接	計	区域内	区域外
計		二六九	三三、三三 七、四	五七	七	三三、九七 七、四	三七	一四
合	計	五、五五	八四、六九五 一六、六三〇	一六、六五 一九	二、九四 六	九四、三〇 一六、六四五	二、七四	九三三

(備考) 一、加入数欄左傍数字は無料加入数再掲とす二、局数中には分局及區を含まず三、十一級局中には十二級局のものも含む
度敷制施行地(再掲)

區別	局数	加		入		数
		單獨	共同	連接	計	
一級局 東京	一	一三六、四六六 二、五六	三、七三 四	六	一三三、四七 二、五三〇	一、七六
二級局 大阪	一	八三、八〇三 六三	八四〇 四	一五 三	八三、八三 四六	一、三五

圖表 十六



(一七七頁参照)

第二編 電氣通信事業の現況

ロ、電話特別開通申請状況

合 計	四級局				三級局			
	計	福 岡	廣 島	金 澤	横 濱	計	神 戸	京 都
九	四	一	一	一	一	三	一	一
三三、四、九三 四、三三	三、五三 四、九三	八、〇八 八、六	八、二五 一、六	五、一九 六〇	一三、〇〇 一、八三	八、九 六、五	三、七 一、八	三、六 一、六
六、五七 八	六〇三	一、四	四	一三	二、七	一、三 六	一、六	八、八 六
四、六 七	一〇九	三	五	三	二、九	二、五	八	七
三三、三、〇二 四、二、三六	三、五、二四 四、九、五	八、二、五九 八、六	八、三、四九 一、六	五、三、五 六〇	一三、三、八三 一、八三	九、〇、六 三、八	三、〇、九 三、七	三、五、七 一、六
三、四、九	二、六	三	三	三	三	三	二、五	二、四
三、六、七 四	二、三	三、八	六	三	六、七	四、九 八	三、〇 六	三、八 四

一八五

昭和十二年度

第十次



第二編 電氣通信事業の現況

昭和十二年度の電話特別開通申請受付は四月一日より四月十三日迄の（日曜祭日を除く）十日間全國一齊に之を取扱つたが、最近數年間は十五日間（但し日曜祭日を含む）であつたのを十日間としたのは、從來の申請狀況及本年度の申請豫想より見て受付期間の周知さへ徹底させれば十日間で充分であると認められたのと、本年度は改定電話擴張計畫の實施初年度に當り架設數も前年に比べ約四割の増加となつて居るに拘らず年度内の收入見込額は從來通り平均六ヶ月となつて居る爲、申請受付關係の事務を出来る丈早く處理して開通期を促進し收入を確保する一面、サービスの向上を期する上に幾分にも早期に受付を完了せしめんとした爲である。

本年度の特別開通申請數は前年度よりも更に激増し、改定擴張計畫に依る本年度の架設數の増加程度にては到底一般の熾烈なる要望を満足せしむべくもない情勢にある。本年度の申請總數は六二三、七九〇で前年度に比し實に七割六分の増加となり、大正十四年電話特別開通制度創始以來の最高レコードを作るに至つた。斯くの如く異常に増加した原因に就て考察するに、近年年毎に躍進しつゝある所謂軍需景氣と對外貿易の好調が未曾有の老大豫算成立に伴ひ一層拍車をかけられたると、數年に亘るこの景氣は今や地方農山漁村方面にも相當浸透して居る結果、地方局に於ても著しく申請數の増加を來せることを主因とするのでないかと思料せられるのであるが、更にこれが根底には電話の擴張、サービスの改善の進行につれ電話の需要層が漸次擴大して來て居るものと考へられるのである。

逓信局別申請數

逓信局別	十二年度	十一年度	對前年度増加	同上割合
東京都市	七〇,〇七八名	三五,二八二名	四四,七九七名	一七・七%
東京地方	一六,八八四	八,五五九	八,三二五	九・八%

局別	十二年度	十一年度	對前年度増加	同上割合
名古屋	一七,三九三	一〇,九三〇	六,四六三	五・八%
大阪	七四,三四四	四四,四八〇	二九,八六四	六・七%
廣島	一五,一〇六	九,七五〇	五,三五六	五・五%
熊本	一九,三七〇	九,六九三	九,六七七	一〇・〇%
仙臺	四,八六四	二,六七三	二,一九三	八・三%
札幌	一〇,〇一六	七,八九七	二,一九九	二・七%
計	三三七,八五四	一九,三三三	一〇八,六三三	九・一%

六大都市別申請數（中央電話局）

局別	設備費	十二年度	十一年度	對前年度増加	同上割合
東京	四五〇円	一六八,四八一名	九二,八九三	七五,五八八名	八・一%
大阪	四〇〇	一四六,三五一	九九,四八七	四六,八六四	四・七%
京都	三五〇	二〇,一七三	九,七四八	一〇,四二五	一〇・七%
神戸	三五〇	二七,〇六六	一九,三三〇	七,七三六	四・〇%
名古屋	三五〇	二二,五三三	一〇,三〇六	一二,二二六	一〇・九%
横濱	三五〇	一一,三三三	三,九四九	八,四四四	二二・三%

第二編 電氣通信事業の現況

第二編 電氣通信事業の現況

地方局種別申請数(六大都市を除く)

局種別	設備費		十二年度	十一年度	對前年度增加	同上割合
	十二年度	十一年度				
計	三九五、九六名	三三五、六九三名	一六〇、三四三名	六、八〇六名	一三、六〇	六・八
四級局	二七〇	同上	二一、七九三名	四、九八七名	六、八〇六名	一三、六〇
五級局	二四〇	同上	九、三四〇	四八、〇四九	四、二九二	九・〇
六級局	二二〇	同上	五五、一〇一	三五、七六三	二九、三三八	一一・四
七級局	一八〇	同上	二二、八〇四	一一、二一三	一一、六九一	九・七
八級局	一五〇	同上	一五、四八	九、九三八	五、五四三	五・六
九級局	一三〇	同上	一三、九〇一	八、二二五	五、七六六	七・一
十級局	一三〇	同上	七、二九八	四、六四一	二、六七七	五・七
十一級局	一三〇	同上	九、二二六	五、六二六	三、五二〇	六・三
計			三二七、八五四	一一九、三三三	一〇八、六三三	九・一

七、電話收入狀況

イ、總括

(△印は減を示す)

科 目	十一年度調定額		十年度調定額		對前年度増減額	同上割合
	十一年度	十年度	十一年度	十年度		
電話建設寄付及設備負擔金(業務)	二、三七七、七四八	一、三〇五、五九四	二、三七七、七四八	一、三〇五、五九四	△	〇・五三
切手収入	五、三三三、四四三	四、六七三、九一九	五、三三三、四四三	四、六七三、九一九	△	一・三五
電話収入	一、四二二、七九三	一、三三三、七九三	一、四二二、七九三	一、三三三、七九三	△	〇・八五
市内電話料	八三、四八、八九六	七、八八八、六五五	八三、四八、八九六	七、八八八、六五五	△	〇・六〇
市外電話料	五、七四〇、三五三	四、九五六、八八一	五、七四〇、三五三	四、九五六、八八一	△	一・二四
外國電話料	四、五、二五〇	三、三、九七	四、五、二五〇	三、三、九七	△	二・九〇
専用電話料	二、〇四〇、二四八	一、八九三、八九	二、〇四〇、二四八	一、八九三、八九	△	〇・七八
公衆電話料	三、〇三、六九〇	二、七八三、六四六	三、〇三、六九〇	二、七八三、六四六	△	一・一五
加入登記料	三、七九、一三三	三、五八、一三	三、七九、一三三	三、五八、一三	△	〇・九
請願電話費納付金	九、六五九	一〇、〇〇五	九、六五九	一〇、〇〇五	△	〇・三五
電話雜收	九、四五、五五	九、八三、四〇八	九、四五、五五	九、八三、四〇八	△	〇・三八

第二編 電氣通信事業の現況

科	目		對前年度增減額	同上割合
	十一年度調定額	十年度調定額		
計	一五〇,四四三,三三六	一三八,四五〇,四二二	一一,九六三,八五五	〇.八六
合	一六二,七九一,九八四	一五一,五〇一,九九〇	一一,二八九,九九四	〇.七五

月別	業務		勸入		計	合計
	資本勘定	電話建設 寄付及設備 負擔金	市内電話料 市外電話料	專用電話料 公衆電話料		
昭和十一年	六五,二七四	三九三,〇八一,七四三	四八,四〇三	二五九,〇四〇	五八,二六三	二六,一〇一,八九〇
四月	三六,九四四,四八四	四〇六,八八六	五,六六六	二七,五七九	一九九,三三〇	五,二九〇,三六七
五月	五,八八五,八八三	四五〇,八二三	四,一五二	二五〇,四〇二	三〇〇,八二三	五,四〇九,〇九二
六月	八八三,四九六	四九〇,六五二	四,四六八,四〇一	二二九,五四三	一一五,六六六	二六,二五五,九〇五
七月	六五,四三三	四四一,三三六	九,四七七	二三〇,七四四	八九,〇〇三	五,三五三,六七五
八月	三三,一八三	四七八,九四六	二,一九四	二二六,〇四八	九四,五二二	五,一四〇,六三九
九月	四三,四五二	四七〇,一〇四	四九三,七八	二六〇,八二三	一〇九,〇三六	二六,五三三,〇五八
十月						二六,九七四,五九九
計	二二,三七七,四八五	三,〇二二,四三三	四八,八八八,八九六	一,〇三三,六九〇	一,七九六,〇七二	四,四二四,三三六

昭 和 十 一 年	計		昭 和 十 一 年	昭 和 十 一 年	昭 和 十 一 年	昭 和 十 一 年	昭 和 十 一 年
	十一月	十二月					
十一月	一三九,六八八	四三三,六〇三	五,二六五	四,八四一,三三九	九,三六一	二六〇,二二八	五,六五三,七四二
十二月	一〇九,七八	四九六,一六六	三,五二〇	四,五七五,四〇四	一一,九八〇	二八〇,〇五七	五,四三九,九七九
十一月	一一二,三三二	三八〇,三九二	三,七一五	五,四四五,三九九	五七,九三三	二五七,七九四	六八,三三二
十二月	九三,〇三三	三九四,三八七	二,九〇八	四,八七五,九七四	二,四四〇	二四七,四二六	七九,五四七
十一月	三六,一七三	五三〇,〇六一	一八,五九六	四,三三六,六四八	二八九	三三三,二二七	五,五三三,三三三
十二月	二二,三七七,四八五	三,〇二二,四三三	四八,八八八,八九六	一,〇三三,六九〇	一,七九六,〇七二	四,四二四,三三六	二六,二五五,九〇五
計	二二,三七七,四八五	三,〇二二,四三三	四八,八八八,八九六	一,〇三三,六九〇	一,七九六,〇七二	四,四二四,三三六	二六,二五五,九〇五

(備考) 其の他は外國電話料、加入登記料、請願電話費納付金及電話雜收の合計額とす

八、官應用及私設電話施設狀況

イ、官應用電話

施設	目的	施設者數		回線數		線路互長		線條延長		電話機數
		計	昭 和 十 一 年 末 現 在	計	昭 和 十 一 年 末 現 在	計	昭 和 十 一 年 末 現 在	計	昭 和 十 一 年 末 現 在	
官應用電信電話規程第一條第二號該當のもの		一四六	一四六	一七,四三五	一七,四三五	八七,五七三,三三三	八七,五七三,三三三	一八八,〇四四,九二〇	一八八,〇四四,九二〇	二七,九三三
第三號		二九三	二九三	三四,四八一	三四,四八一	三三六,八九七,七五五	三三六,八九七,七五五	六三三,一九四,五五五	六三三,一九四,五五五	五八,一三三
第四號		二	二	二	二	三〇,五七七	三〇,五七七	四三,三五九	四三,三五九	二七
第五號		一七八	一七八	八六三	八六三	六,七七八,〇三七	六,七七八,〇三七	七,八〇三,二八八	七,八〇三,二八八	二,五七七

第二編 電氣通信事業の現況

施設の目的	施設者数	回線数	線路互長	線條延長	電話機数
合計	38	5,721	43,105.73 ^米	8,906.33 ^米	88,690

(備考) 一、官廳用電信電話規程第一條第二號該當のもの
 警察事務及刑事訴訟事務の専用に供する爲施設するもの
 二、同第一條 第三號該當のもの
 鐵道、軌道並私設電信規則第二條第二號乃至第四號に掲ぐる事業の専用に供する爲施設するもの
 三、同第一條 第四號該當のもの
 電報送受の目的を以て郵便局又は電信局との間に施設するもの
 四、同第一條 第五號該當のもの
 一市區町村内若は隣接市區町村間に於て又は電信電話の連絡なく且第四號に依るを不適當とする市區町村間に於て施設するもの

逓信局別

逓信局別	官廳用電信電話規程第一條第二號該當のもの		第三號		第四號		第五號	
	施設者数	回線数	施設者数	回線数	施設者数	回線数	施設者数	回線数
東京都市	37	4,345	9	6,393	2	3	18	163
東京地方	19	2,949	43	3,079	1	1	14	123

口、私設電話

昭和十一年度末現在

施設者数	回線数	線路互長	線條延長	電話機数
名古屋	3,099	26	4,333	1
大阪	3,087	14	4,700	25
廣島	1,244	22	3,505	24
熊本	1,474	14	3,833	9
仙臺	856	6	4,123	3
札幌	369	9	4,437	5
計	17,455	293	34,481	86

施設の目的	施設者数	回線数	線路互長	線條延長	電話機数
電信法第二條第二號該當 (除電氣事業者施設のもの)	537	1,937	13,755.74 ^米	26,623.98 ^米	6,433
第三號	73	96	300.53	45,095	242
第四號	14	1	63.287	7,501	30
第五號	679	7,499	47,796.66	8,058.35	9,377
電氣事業者施設のもの	807	2,238	90,360.20	18,055.187	29,548
計	2,100	20,764	191,991.409	35,888.017	45,600

第二編 電氣通信事業の現況

第二編 電氣通信事業の現況

(備考) 一、電信法第二條第二號該當

鐵道業其の他電信電話の専用を必要とする事業の爲施設するもの

二、同法第二條第三號該當

公共團體の事務執行の爲一市區町村内若は隣接市區町村間に於て公署相互間又は一都市区内に於て公署と第一次監督官廳との間に施設するもの

三、同法第二條第四號該當

電報送受の目的を以て一人の専用に供する爲電信官署との間に施設するもの

四、同法第二條第五號該當

一市區町村内若は隣接市區町村間に於て又は電信電話の連絡なく且第四號に依るを不適當とする市區町村間に於て一人又は一營業の専用に供する爲施設するもの

逓信局別	電信法第二條第二號該當					第三號		第四號		第五號	
	施設者數	回線數	施設者數	回線數	施設者數	回線數	施設者數	回線數	施設者數	回線數	
東京市	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
東京地方	三	三	一	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
名古屋	三	三	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
大阪	六	六	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
廣島	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
計	九	九	一	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	

逓信局別	電信法第二條第二號該當		第三號		第四號		第五號	
	施設者數	回線數	施設者數	回線數	施設者數	回線數	施設者數	回線數
熊本市	三	三	〇	〇	〇	〇	〇	〇
仙臺	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
札幌	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
計	三	三	〇	〇	〇	〇	〇	〇

八、鑛業特設電話

昭和十一年度末現在

電話所數	回線數	線路互長	線條延長	鑛業用	附帶事業用
二〇三	八、九五	九、四五、五八〇米	一*	五、〇〇三	六、九五

逓信局別	電話所數		回線數		逓信局別	電話所數		回線數	
	東京市	東京地方	名古屋	大阪		熊本市	仙臺	札幌	計
東京市	〇	〇	〇	〇	熊本市	三	三	〇	〇
東京地方	三	三	一	一	仙臺	〇	〇	〇	〇
名古屋	三	三	〇	〇	札幌	〇	〇	〇	〇
大阪	六	六	〇	〇	計	三	三	〇	〇
廣島	〇	〇	〇	〇					
計	九	九	一	一					

第二編 電氣通信事業の現況

第二編 電氣通信事業の現況

二、官應用無線電話

逓信局別	昭和三十二年		昭和三十一年	
	事務用	陸	事務用	陸
東京市	二	三	二	三
東京地方	一	三	一	三
名古屋	一	三	一	三
大阪府	一	三	一	三
熊本市	一	三	一	三
仙臺	一	三	一	三
札幌	一	三	一	三
計	六	一四	六	一四

一九六
昭和十一年度末現在

ホ、私設無線電話

逓信局別	昭和三十二年		昭和三十一年	
	事務用	陸	事務用	陸
東京市	一	三	一	三
東京地方	一	三	一	三
名古屋	一	三	一	三
大阪府	一	三	一	三
熊本市	一	三	一	三
仙臺	一	三	一	三
札幌	一	三	一	三
計	六	一四	六	一四

一九六
昭和十一年度末現在

九、諸外国との比較

一九三五年末現在

國別	一九三五年末現在
廣島	一
熊本	四
仙臺	〇
札幌	一
計	六

第二編 電氣通信事業の現況

一九七

國別	經營別	一九三五年末現在
北アメリカ	民	一
合衆國	民、官	一
カナダ	民、官	一
中央アメリカ	民、官	一
メキシコ	民	一
西印度諸島	民	一
キニューバ	民	一
ポルトリコ	民	一
其他	民、官	一
南アメリカ	民	一
アルゼンチン	民	一
ボリヴァ	民	一
ブラジル	民	一
チリ	民	一
コロンビア	民	一
エクアドル	民	一
ペルー	民	一
ベネズエラ	民	一
オーストリア	民	一
ヨーロッパ	民	一
グエネズエラ	民	一
其他	民	一
イギリス	民	一
フランス	民	一
ドイツ	民	一
イタリア	民	一
ソ連	民	一
中国	民	一
日本	民	一
計	民	一

國	別	經營別	國	別	經營別	國	別	經營別
フ	ラ	官	ス	ロ	官	ア	フリカ	官
ド	イ	官	ス	ベ	官	エ	チ	官
英	リ	官、官	ス	イ	官	南	阿	官
ギ	ガ	民、官	其	他	民、官	其	聯	官
ハ	シ	官	ス	ス	官	南	邦	官
ハン	リ	官	其	ス	官	其	他	官
イ	ガ	民	ア	英	民、官	オ	ラ	官
ユ	ス	官	ジ	領	民、官	セ	ス	官
ラ	ラ	官	支	印	官	オ	ト	官
オ	ウ	官	支	度	民、官	ス	ラ	官
ノ	エ	民、官	日	那	官	ハ	ラ	民
ボ	ラ	民、官	其	本	官	ニ	ラ	官
ポ	ン	民、官	滿	國	民、官	ハ	ン	民
ル	ニ	民、官	洲	他	民、官	ニ	ラ	官
ル	ガ	民、官	他	國	民、官	ニ	ラ	官
マ	ル	民、官	他	洲	民、官	フ	ラ	民
ア	ド	民、官	其	他	民、官	イ	ラ	民
	ア	民、官	其	他	民、官	其	他	民、官

(備考) 民は電話事業が全部又は殆んど全部民間會社の經營に屬するもの
 官は電話事業が全部又は殆んど全部政府の經營に屬するもの
 民、官は民間及政府の兩經營並存の意を示す

ロ、電話局所普及状況

一九三五年度末現在

國	別	交換局所	公衆電話所	計	百平方料當局所數
日	本	五、三〇六	六、一五	一一、三三七	二、九七
獨	逸	六、九一	八五、九八	九二、八九	三、〇二
亞	爾	一、〇三三	一一、二七	二、一七九	〇、〇八
濠	洲	六、二二七	九、七一一	一五、八三八	〇、三二
澳	地	二、〇七三	四、五九六	六、五九九	七、〇三
白	耳	四八	一、二五四	一、七三三	五、七〇
智	華				
中	民				
丁	利	一、七四〇	四、八三四	六、五七四	一、五三二
西	班	三、二一〇	八、九五	一一、〇六一	二、三九
亞	加	一九、一八五	二九四、〇〇〇	三三三、一八五	三、九九
佛	合	二七、三七七	三九、五七三	六六、九五〇	一一、二五
英	利	五、五三〇	四、九五三	九九、四八三	二〇、一一
洪	利	一、五九四	五、六〇八	七、二〇二	七、六六
英	牙	三六	三六六	四〇二	〇、二
メ	領				
諸	シ	三、三六八	四、九一一	八、二九九	二、五三
	威				

國別	交換局所	公衆電話所	計	百平方料當局所數
和蘭	一、五七七	三、五三二	五、二八八	一五、六二
波蘭	三、四三一	四、六八〇	八、一一一	二、〇九
瑞典	四、八九四	八、六三〇	一三、五二四	三、〇二
瑞西	一、〇六六	五、三六八	六、三三四	一五、三二
チエツコソバキア	三、〇一〇	三、九九八	七、〇〇八	四、九八
ソ聯	一〇、六九九	六、七五四	一七、四四三	〇、〇八

ハ、電話線條普及狀況

一九三五年度末現在

國別	電話線料程	十平方料當	國別	電話線料程	十平方料當
日本	六、七四、九八三	一、六、〇七	中華民國	一、〇四六、〇五五	九、三六
亞丁	二五、七四九、〇三八	五、四七、〇三八	西班牙	三、〇八五、六七三	四八、八三〇
亞爾然	二、〇九二、一〇九	七、四七六	亞米利加合衆國	二、八四八、四八七	一、三三三
歐洲	四、一八、三三七	五、三四五	佛蘭西	一四〇、三三三、三五九	一七、八五八
地中海	一、〇九三、七三五	一、〇〇〇、二五三	英吉利	八、六八〇、六四五	一五、二四七
白耳義	三、〇三五、一六八	一、四三六	洪牙利	一九、八九、八六七	八〇、二三五
ブラナジ	一、二二三、四三三	八、六二二	英領印度	六六三、〇三六	七、三三八
カナル	八、二四一、三〇二	四、六七〇	伊太利	二、五七四、九〇四	八三、〇三五
智利	三、四六、〇〇三				

國別	加入回線數	加入人口千回線人當	一九三五年度末現在
メキシコ	九〇九、二六三	四、六八	八三、三七四
ノルウェー	一、〇二二、三五	三、三三〇	英一、一八五
和蘭	一、九三二、二七六	五、七、七四	七五、四一八
波蘭	一、七三八、〇六〇	四、七、七〇	一、〇五九
瑞典		瑞	
		チエツコソバキア	
		ソ聯	
		西	
		典	

(備考) 一、電話線料程は亞米利加電話電信會社發行の世界電話電信統計表に掲記せるものを一哩一、六〇九
 三、一四九料の割にて換算せるものなり
 二、面積は國際電氣通信聯合事務局發行の一九三五年萬國電話統計に依る
 三、電話加入回線

國別	加入回線數	加入人口千回線人當	一九三五年度末現在
獨逸	一、九〇、九九五	二九、五	四三〇、六六
英吉利	一、六三三、〇一八	三、四、六	六五九、七六
佛蘭西	九七、九二	二、九	一六六、六三
日本(内地のみ)	八七〇、四七六	一三、六	三三七、五
ソ連邦	六九〇、七七一	四、三	三、三五
瑞典	五〇〇、五三三	八、三	一一五、九四
瑞西	三九六、〇三五	五、九	五、二四
亞丁	三三六、四七五	八、三	七六〇、四六
亞爾然	二八八、六三五	三、三	一〇、三

第二編 電氣通信事業の現況

國別	加入回線數	人口同線人數當	於平方千米に於ける回線數
瑞西	二〇,〇三三	三〇,七	六五三,九二
和蘭	三〇,三七七	三〇,七	九二,四八
白耳	二五,五六一	三〇,四	八九,五八
西班	二四,六四三	一〇,一	四七,八三
埃地	一八,四三七	二七,九	三四,九
波蘭	一七,六四七	五,四	四,九七
フイ	一三,〇四三	三,四	三,六〇
洪牙	九七,九七七	一一,三	一〇五,二七
中華	—	—	—
中	—	—	—

國別	官	民	合計	人口千人に對する電話機數
北米	—	—	—	—
加奈	一九三,三〇〇	一七,四三三,八七一	一七,四三三,八七一	一三,九
丁抹	一六,九二二	一〇,六五五	一〇,八八五	一〇,九
瑞典	四〇,一九	三六,六六六	三九,三三三	一〇,四
瑞西	三九,五三三	一,四二五	三九,五三三	九,九

(備考) 國際電氣通信聯合事務局統計年表に依る

(一) 國別 水、電話機

一九三五年度末現在

國別	加入回線數	人口同線人數當	於平方千米に於ける回線數
英威	二五,三三七	九,四〇六	七九,三
獨逸	二二,九八七	—	七〇,五
和蘭	二,五二二,二七七	—	五,四
義蘭	三,二六九,九五三	—	四,八七
白地	三,三九,三五	—	四,三
埃地	三九,五九二	—	四〇,九
芬蘭	二七,三三九	—	四〇,〇
佛爾	四,〇九三	一四九,三六九	三九,四
亞爾	一,四二,二五三	一,四四一,二七三	三三,八
日	—	—	—
洪本	一,三二,七四八	三三七,二四九	二六,四
西班	—	—	—
伊太	一三〇,四三三	七九	一六,三
ソ	—	—	—
中	八六,一八一	—	—
華	—	—	—
世	—	—	—
界	—	—	—
總計	一三,七〇,七〇七	二,三九,九七五	一六,三

(備考) 一、亞米利加電話電信會社統計表に依る

二、諾威、濠太刺利は昭和十年六月三十日、白耳義は昭和十一年二月二十九日、日本、丁抹、獨逸は昭和十一年三月三十一日現在とす

第二編 電氣通信事業の現況

第二編 電氣通信事業の現況

(三) 主要都市別

都市別	電話機数	人口千人に對する電話機数	都市別	電話機数	人口千人に對する電話機数
北米合衆國	211,884	37.1	北米合衆國	1,503,711	20.9
ワシントン	248,653	35.5	ニューヨーク	1,888,711	18.4
サンフランシスコ	148,433	33.8	ピッツバーグ	1,396,600	18.3
瑞典	330,506	27.0	ミルウォーキー	1,651,311	14.4
ストックホルム	849,889	24.9	加ネ陀	431,755	14.5
北米合衆國	236,343	24.8	モントリオール	391,931	12.6
ロサンゼルス	191,545	24.6	佛蘭西	1,105,911	11.0
シカゴ	262,844	23.0	ヘルシンゲホルム	536,610	11.3
加ネ陀	182,946	23.8	白耳義	211,059	11.0
ミネアポリス	231,284	22.6	白耳義	211,059	11.0
瑞西	246,111	21.5	白耳義	211,059	11.0
ベネチア	230,611	21.5	白耳義	211,059	11.0
丁抹	231,284	21.5	白耳義	211,059	11.0
オスウェスト	231,284	21.5	白耳義	211,059	11.0
オスウェスト	231,284	21.5	白耳義	211,059	11.0

一九三五年度末現在

二〇四

第二編 電氣通信事業の現況

二〇五

英吉利	660,709	10.7	和蘭	58,038	7.5
獨逸	82,835	9.6	チエツコスロヴァキア	65,537	7.0
ハンブルグ	161,387	9.9	獨逸	43,571	6.9
埃地利	184,840	9.8	亞爾然丁	195,715	6.5
獨逸	63,733	6.6	ブエノスアイレス	66,118	6.5
和蘭	49,949	6.6	マドリッド	88,637	6.3
ヘーグ	91,869	8.7	洪牙利	70,085	6.3
伊太利	66,561	8.7	ブダペスト	38,950	6.2
ライプツヒ	91,695	8.7	英吉利	65,897	6.2
ケルン	87,411	8.7	英吉利	65,897	6.2
伊太利	65,436	8.3	佛蘭西	31,311	5.4
獨逸	44,044	7.6	英吉利	27,748	5.3
白耳義	44,044	7.6	英吉利	27,748	5.3

都市別	電話機数	人口千人に對する電話機数	都市別	電話機数	人口千人に對する電話機数
波蘭	六、四二一	五、一	リベリヤ	三、六六六	四〇、七
西班牙	五、五九九	五、一	伯刺西	七〇、七四六	三八、九
墨西哥	六、五七二	四、七、三	リオデジヤネイロ	三六、〇三八	三七、九
獨逸	三、四三〇	四、八	佛蘭西	三五、六三七	三、七
葡萄牙	三〇、三四八	四、五、八	ソグイエスト	一四、六六九	三五、三
ルーマニア	三九、二〇九	四、五、二	日名本	三七、三九一	三四、〇
大本	一三五、〇九八	四、三	ソグイエスト	九、四六三	三三、一
英吉利	三、八〇三	四、三、七	伊太利	二七、六八五	三、三
キエフ	三〇、六八八	四、三、六	中華	五、一九〇	三〇、八
ハルビン	二四、九三八	四、三、九	波蘭	一六、〇四四	一七、三
獨逸	四、七四四	四、〇、七	中華民國	一四、五四九	一六、九
日本			香港		

中華民國	平	一三、四八三	八、〇	廣	東	八、六〇〇	八、〇
------	---	--------	-----	---	---	-------	-----

(備考)
 一、亞米利加電話電信會社統計表に依る
 二、本表は人口五十萬以上の大都市及首府を掲記せるものとす
 三、諾威は昭和十年六月三十日、白耳義は昭和十一年二月二十九日、日本、英國、獨逸は昭和十一年三月三十一日現在とす

へ、電話利用狀況

(一) 市内通話

一九三五年度

國別	一年間總通話數	一日平均加入當通話數	國別	一年間總通話數	一日平均加入當通話數
亞爾然	一、一八〇、〇三六	九、八八	チエツコスロバキア	三三、一七、〇八六	三、一九
日本	四、〇四〇、七七一	九、七四	洪牙	一四、一三、三〇〇	三、〇五
波蘭	四、九三、四六三	五、六六	和蘭	四、四、四六〇	二、二五
西班牙	六、〇〇、〇〇〇	五、四六	義邦	三、五、四八三	一、九〇
北米	二七、〇一五	四、三、五	英吉	二、五、四八三	一、八五
芬蘭	二九、七五、三三七	四、〇三	獨逸	一、七、六、三、〇〇〇	一、八三
瑞典	五、五三、〇四、〇〇〇	三、八四	佛蘭	二、一、六、八、二、〇四、八六七	一、三九
諾威	八、八、〇〇〇、〇〇〇	三、七六	瑞	六、七、六、〇〇、三三六	一、二六
	二、四、四、五、三、三五	三、二九		一、八、四、〇、三六、九九	一、二六

第二編 電氣通信事業の現況

國別	一年間總通話數	一日平均通話數	國別	一年間總通話數	一日平均通話數
中華民國			ソヴェエト聯邦		
埃地利					

(備考) 國際電氣通信聯合事務局統計年報に依る
(二) 市外通話

一九三五年度

國別	一年間總通話數	一日平均通話數	國別	一年間總通話數	一日平均通話數
芬蘭	三八、八五、四六八	〇、七二	諾威	一三、八九、二八〇	〇、一八
日 本	三六、五八、九五五	〇、六三	瑞 士	三、七四、〇三三	〇、一〇
瑞 士	八九、六八、五八五	〇、六三	西 牙	二、五四、八〇〇	〇、〇七
丁 蘭	八六、七〇、五七四	〇、六〇	北 米	九五、五三、三六八	〇、一五
佛 蘭	二九、七九、〇四六	〇、四三	亞 爾	二、七四、三六八	〇、〇一
白 蘭	三五、四九、九七〇	〇、三九	英 國	三、四八、二〇〇	〇、〇一
波 蘭	二四、二九、九五四	〇、二九	英 國	九四、二六、〇〇〇	〇、〇一
和 蘭	三三、八四、四七四	〇、二五	英 國	三、五三、〇八四	〇、〇一
獨 逸	二六、一四、五〇三	〇、二二	英 國	五、六五、一八七	〇、〇一
獨 逸	一五、〇九、〇一四	〇、一三			
瑞 典	四八、三九、八三九	〇、三三			

(備考) 國際電氣通信聯合事務局統計年報に依る

放送無線電話

一、放送局施設狀況

昭和十三年二月現在

放送局別	呼出符號	放送局位置	演奏所位置	空中線電力	周波數	放送時刻	放送開始年月日
東京中央放送局	J O A K	第一 埼玉縣北足立郡新郷村 第二 同 同 豫備 東京市芝區愛宕山公園	東京市芝區愛宕山公園	第一 一〇 五〇 五八 第二 二〇 八七 三三 豫備 一 五九 五八	自午前六時至午後十時	假 大正四年三月三日 一「キロ」 〇、七、三 二「キロ」 〇、三、五二〇	
大阪中央放送局	J O B K	大阪府三島郡千里村	大阪市東區法圓坂町	第一 一〇 九六 〇〇 第二 二〇 四四 三三	同	假 大正四年三月三日 一「キロ」 〇、八、六、二六 二「キロ」 〇、三、五、二〇	
名古屋中央放送局	J O C K	愛知縣知多郡有松町桶狭間	名古屋市西區南外堀町六丁目	第一 一〇 七三 〇〇 第二 二〇 九〇 〇〇	同	假 大正四年三月三日 一「キロ」 〇、四、三、二七 二「キロ」 〇、三、七、二六	
廣島中央放送局	J O F K	廣島縣安佐郡原村	廣島市上流川町	一〇 八三 〇〇	同	〇、三、七、六	
熊本中央放送局	J O G K	熊本縣飽託郡清水村	熊本市城見町	一〇 七九 〇〇	同	〇、三、六、一六	
仙臺中央放送局	J O H K	仙臺市原町小田原	仙臺市北一番町	一〇 七〇 〇〇	同	〇、三、六、一六	

第二編 電氣通信事業の現況

放送局別	呼出符號	放送局位置	演奏所位置	空中線 電力 ワット	周波數 イクロサ トール	時刻 放送開始年月日
札幌中央放送局	J O I K	北海道札幌郡豊平町 月寒村	札幌市中島公園	一〇	八〇	昭和三、六、五
金澤放送局	J O J K	石川縣石川郡野々市町	金澤市殿町	三	六〇	昭和四、二、一
岡山放送局	J O K K	岡山市綱濱町赤坂	同上	〇、五	四九二	昭和五、二、一
福岡放送局	J O L K	福岡市藥院堀端	同上	〇、五	四七六	昭和五、二、一
長野放送局	J O N K	長野市城山公園地	同上	〇、五	三三〇	昭和五、三、一
静岡放送局	J O P K	静岡市宇柿木	同上	〇、五	二八〇	昭和五、三、一
新潟放送局	J O Q K	新潟市旭町通二番町	同上	〇、五	三六〇	昭和六、一、一
小倉放送局	J O S K	小倉市大字板櫃	同上	一	四〇〇	昭和六、一、一
函館放送局	J O V K	函館市汐見町	同上	〇、五	四〇〇	昭和六、二、一
秋田放送局	J O U K	秋田市龜ノ丁新町	同上	〇、五	四〇〇	昭和六、二、一
松江放送局	J O T K	松江市雜賀町	同上	〇、五	四〇〇	昭和六、二、一
高知放送局	J O R K	高知市相模町	同上	〇、五	四〇〇	昭和六、二、一
京都放送局	J O B K	京都市上京區竹屋町	同上	〇、五	三〇〇	昭和六、三、一
前橋放送局	J O F G	前橋市南曲輪町	同上	〇、五	三〇〇	昭和六、三、一
福井放送局	J O G G	福井市寶永上町	同上	〇、三	二九四	昭和六、三、一

放送局別	呼出符號	放送局位置	演奏所位置	空中線 電力 ワット	周波數 イクロサ トール	時刻 放送開始年月日
濱松放送局	J O D G	靜岡縣濱名郡蒲村	同上	〇、五	六四〇	昭和七、一、一
徳島放送局	J O X K	徳島市前川町	同上	〇、五	九八〇	昭和七、一、一
旭川放送局	J O C G	旭川市五條通二丁目	同上	〇、三	七〇〇	昭和八、九、一
長崎放送局	J O A G	長崎市西坂町	同上	〇、五	九三〇	昭和八、九、一
鹿児島放送局	J O H G	鹿児島市天保山町	同上	〇、五	一、一五〇	昭和一〇、一、一
富山放送局	J O I G	富山市櫻町古愛宕町	同上	〇、五	一、〇六〇	昭和一〇、一、一
帯広放送局	J O O G	帯広市西四條七丁目	同上	〇、五	九五〇	昭和一一、一、一
山形放送局	J O J G	山形市六日町字北東原	同上	〇、五	一、〇八〇	昭和一一、一、一
鳥取放送局	J O L G	鳥取市寺町	同上	〇、五	八九〇	昭和一一、一、一
宮崎放送局	J O M G	宮崎市鶴島町	同上	〇、五	六〇〇	昭和一一、一、一
甲府放送局	J O K G	甲府市飯田町	同上	〇、五	八〇〇	昭和一一、一、一

二、聴取無線電話施設狀況

昭和十一年度末現在

選信局別	道府縣別	人口	聴取者數	人口千人當	順位
東京都市	東京	六、五〇、八〇〇名	七五五、六三三	一一、五〇〇	一
神奈川	神奈川	一、八六、一〇〇	一一八、四〇四	六、三七六	二
計	計	八、四六、九〇〇	八七四、〇三六	一〇、三五五	三

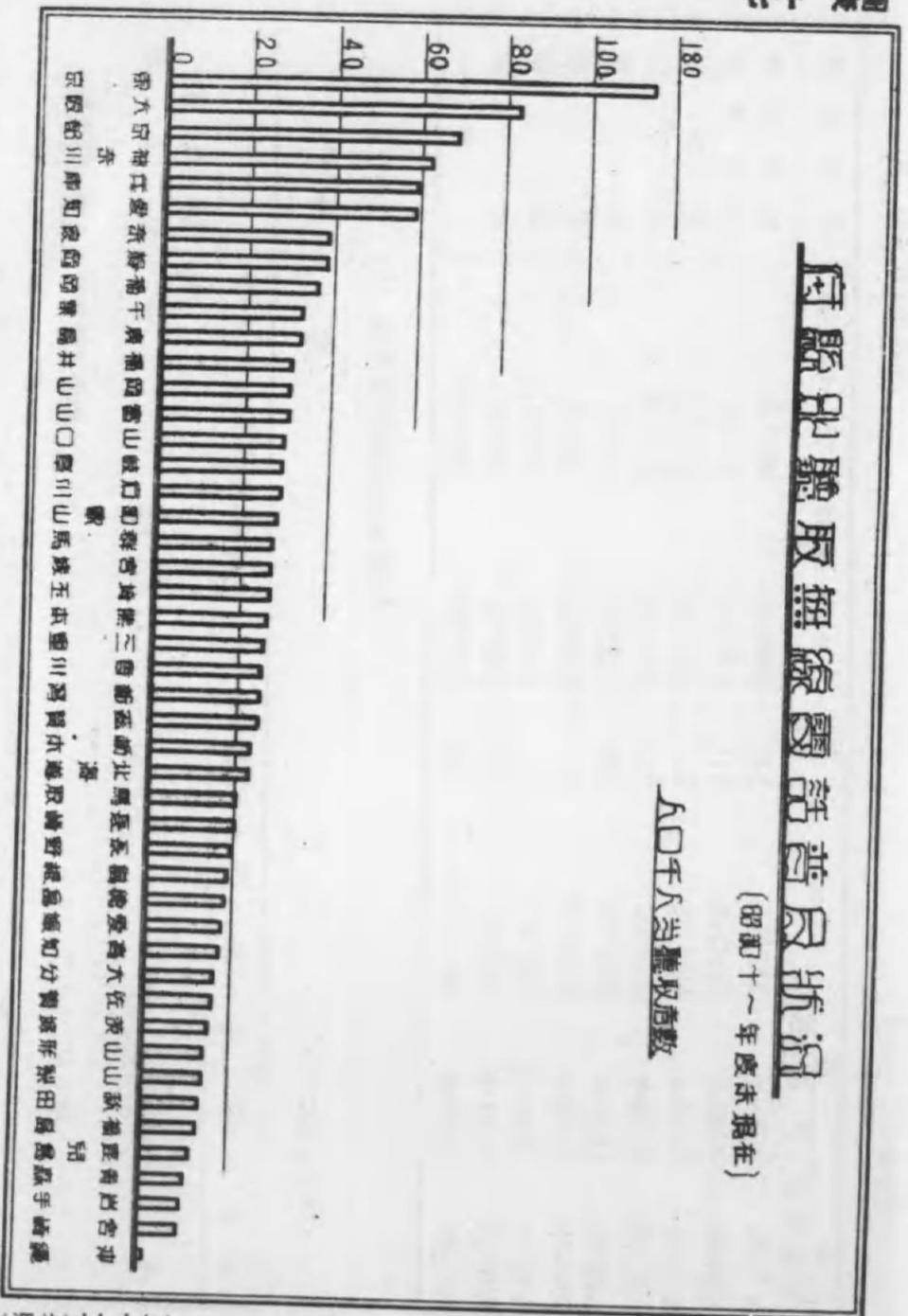
選信局別	道府縣別	人口	聴取者數	人口千人當合	順位
東京地方	新 崎 群 千 茨 栃 山 靜	二,〇〇八,〇〇〇	五,五二一	二五・六四	二五
	梨 岡 木 城 葉 馬 玉 湯	一,五〇〇,〇〇〇	四,一八〇	二七・三	二二
名古屋	愛 三 岐 長 福 石 富	二,九二四,〇〇〇	四,六六〇	二七・〇七	一九
	重 知 泉 野 井 川 山	一,一七八,〇〇〇	三,四六〇	二九・〇七	一〇
大 阪	計	四,四五五,七〇〇	三二,〇九七	八三・四〇	三

選信局別	道府縣別	人口	聴取者數	人口千人當合	順位
大 阪	京 兵 奈 滋 和 德 高	一,七三三,八〇〇	二,一九七六	一三九・〇九	三
	計	二,九八二,一〇〇	一七,七七七	五九・六三	七
廣 島	廣 島 島 岡 山 香 愛	一,八八八,五〇〇	二,四三三九	一三〇・六六	六
	計	四九〇,七〇〇	一,八〇四七	三六・三三	二一
熊 本	熊 本 長 崎 大 分	一,三九四,〇〇〇	一,七〇一〇	一二六・六三	三
	計	二,八〇三,六〇〇	三,七〇一〇	一三二・六三	三
熊 本	熊 本 長 崎 大 分	九八七,七〇〇	一,六四四七	一六六・五	三

逓信局別	道府縣別	人口	聴取者数	人口千人當	順位
仙臺	宮城	一、三三〇,〇〇〇	三三〇,四九九	二七・三九	二〇
	福島	一、五九六,九〇〇	二、一三二	一三・三三	三三
	岩手	一、〇六〇,八〇〇	一〇,二七五	九・六九	四九
	青森	九八五,四〇〇	一〇,一三〇	一〇・三八	四〇
	山形	一、二四、五〇〇	一六、一六五	一四・三八	四一
	秋田	一、〇四八,三〇〇	一四、二二九	一三・五七	四二
	計	七、〇六九,八〇〇	一〇六,三三九	一五・〇五	
札幌	北海道	三、二一八,〇〇〇	七三,七三八	二三・六三	二八
	計	七〇,二五六,二〇〇	二,九〇〇,二九四	四一・二八	
	佐賀	六八五,〇〇〇	二、〇四五	二六・二二	三七
	宮崎	八三七,八〇〇	七、七三二	九・三三	四三
	鹿兒島	一、五八、七〇〇	一八、五八	二・五六	四四
	沖繩	五五、六〇〇	六七〇	一・二三	四五
	計	一〇,二二二,六〇〇	三三,七六七	二・七三	
合	計	一〇,二二二,六〇〇	二,九〇〇,二九四	四一・二八	

備考 人口は昭和十一年推計人口に依る

第十圖





ロ、聴取機器種類別

昭和十一年度末現在

逓信局別	計		割	
	鍍石式	真空管式	鍍石式	真空管式
東京市	五、〇〇〇	八三、五五〇	五・八四%	九四・二%
東京地方	七、七二〇	三〇、九七〇	二・四三%	九七・五%
名古屋	一八、七〇〇	三三、三八五	五・四九%	九四・五%
大阪	九、七三七	七三、六七七	一三・〇%	九六・〇七%
広島	七、三六〇	一九、四四三	三・六%	九六・二九%
熊本	六、〇四〇	二五、七四三	二・三%	九七・二七%
仙臺	二、七七八	九四、六一	二・〇六%	八八・九四%
札幌	六、九五四	六六、七五三	九・〇%	九〇・五%
計	一三九、三三四	二、七五九、九六二	四・八一%	九五・一六%

三、放送無線電話収入状況

イ、一括

(△印は減を示す)

科目	目	十一年度調定額	十年度調定額	増減額	同上割合
(業務勘定)	切手収入	七〇六、七九六円	六四〇、一七三円	六六、六二三円	一・〇四

第二編 電氣通信事業の現況

科 目	十一年度調定額	十年度調定額	増減額	同上割合
電 話 收 入	四三、九七 ^円	三九、四六 ^円	八、五二 ^円	二、二四 ^割
放送無線電話特許料	四三、九七七	三九五、四六	八、五二	二、二四
計	一、九〇、七三三	一、〇五、六九	一、五二、一四	一、五〇

口、月 別

月 別	業 務 勘 定		計	月 別	業 務 勘 定		計
	切手収入	電話収入 (放送無線電 話特許料)			切手収入	電話収入 (放送無線電 話特許料)	
昭和十一年四月	五、〇七三	四八三、九七 ^円	五二、〇四六	十一月	五、〇七三	五〇、一七 ^円	五〇、一七 ^円
五月	六、〇五三		五七、〇七三	十二月	五、〇七三	五、〇七三	五、〇七三
六月	七、九二四		六〇、九九七	昭和十二年一月	五、〇七三	五、〇七三	五、〇七三
七月	七、九二四		六〇、九九七	二月	五、〇七三	五、〇七三	五、〇七三
八月	七、九二四		六〇、九九七	三月	五、〇七三	五、〇七三	五、〇七三
九月	七、九二四		六〇、九九七	計	五、〇七三	五、〇七三	五、〇七三
十月	五、二八五		五二、二八五				

四、諸外國との比較

イ、放送事業の經營形態

一九三五年末現在

國名 (アルファベット順)	經營形態	經營主體名	財 源	監督官廳名
南 阿 聯 邦	民營・獨占	阿弗利加放送會社	聽 取 料	郵 政 廳
獨 逸	官營・獨占	(プログラム) 獨逸放送會社 (國有) (技術、加入、料金) 郵 政 省	聽 取 料	國民啓蒙宣傳省
濠 太 刺 利	官營 民營 非獨占	濠太刺利送委員會 私的團體及個人	聽 取 料 放送廣告料及 施設者の負擔	郵 政 廳
塊 地 利	民營・獨占	塊地利ラチオ通信會社	聽 取 料	商務通信省
白 耳 義	官營・獨占	(プログラム、技術) 白耳國立放送所 (加入、料金) 郵便爲替局	聽 取 料	郵便電信電話省
加 奈 陀	官營 民營 非獨占	加奈陀放送委員會 私的團體及個人	聽 取 料 施設者の負擔 及放送廣告料	郵 政 廳
支 那	官營 民營 非獨占	交通部其他 私的團體及個人	受信機輸入稅 施設者の負擔	交 通 部

第二編 電氣通信事業の現況

第二編 電氣通信事業の現況

國名 (アルファベット順)	經營形態	經營主體名	財源	監督官廳名
丁 抹	官營・獨占	(アログラム) 放送委員會 技術、加入、料金 郵便電信廳	聽取料	土木省
西 班牙	官營 民營の許 可満期と 共に漸次 獨占とな る	(アログラム) 中央及地方委員會 技術、加入、料金 電氣通信監督局 私的團體	聽取料、放送 廣告料及寄附	通信省
アメリカ合衆國	民營・非獨占	ナショナル放送會社 コロムビア放送會社 其 他の私的團體及個人	放送廣告料及 施設者の負擔	聯邦通信委員會
佛 蘭 西	官營 民營 非獨占	(アログラム) 各區域管理委員會 技術、加入、料金 放送中央監督局 私的團體及個人	聽取料 寄附及放 送廣告料	郵政 電信電話省 (加入料金を郵務省も行う)
大 不 利 顛	公益法人・獨占	英國放送協會	聽取料	郵政 電信廳
洪 牙 利	民營・獨占	マギアール無線電氣通信會社	聽取料	商務省
伊 太 利	民營・獨占	伊太利放送會社	聽取料	通信省

第二編 電氣通信事業の現況

日 本	諸 威	新 西 蘭	和 蘭	波 蘭	羅 馬 尼 亞	瑞 典	瑞 西
公益法人・獨占	官營・獨占	官營 民營 非獨占	民營・非獨占	民營・獨占	民營・獨占	官民共營・獨占	官民共營・獨占
日本放送協會 (アログラム) 國營放送事務局 電(技術)廳	新西蘭放送委員會 私的團體及個人	私的團體	波蘭ラヂオ會社	羅馬尼放送會社	(アログラム) ラヂオ・サーヴィス會社 技術、加入、料金 電(技術)廳 (中國放送は「アマチュア」ラヂオ・クラブも亦之を行ふ)	(アログラム) 瑞西放送會社 技術、加入、料金 電(技術)廳	瑞西放送會社 技術、加入、料金 電(技術)廳
聽取料	聽取料	聽取料	聽取料	聽取料	聽取料	聽取料	聽取料
通信省	商工省	郵政廳	土木省	郵便電信省	通信省	郵便鐵道省	郵便鐵道省

國名 (アルファベット順)	經營形態	經營主體名	財源	監督官廳名
チエツコスロヴアキア	官民共營・獨占	(アログラム) ラヂオ・ジュエルナル會社 (技術・加入、料金) 郵便電信省	聽取料	郵便電信省
ソヴイェト聯邦	官營・獨占	(アログラム) 聯邦ラヂオ委員會 (技術) 郵便電氣通信人民委員會部	聽取料	聯邦ラヂオ委員會

ロ、放送局施設狀況

一九三五年末現在

總括

(國際電氣通信聯合總理事務局發行放送局局名錄第六版を主たる基礎とし補足したるものなり。但建設中、計畫中及休止中のものを除く)

國名 (アルファベット順)	放送局數	放送機臺數			電力數 (キロワット)			面積 (方哩)	面積十萬方哩當り面積當りに依る電力順位	備考
		短波	中波	長波	短波	中波	長波			
アルチエリア	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
アラブ	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
南阿聯邦	一	一	一	一	一	一	一	一	一	

國名 (アルファベット順)	放送局數	放送機臺數			電力數 (キロワット)			面積 (方哩)	面積十萬方哩當り面積當りに依る電力順位	備考
		短波	中波	長波	短波	中波	長波			
アルゼンチン	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
アムステルダム	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
オランダ	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
デンマーク	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
ドイツ	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
エジプト	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
フィンランド	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
フランス	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
ギリシア	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
コロンビア	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
チェコスロバキア	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
中国	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
インド	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
日本	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
ポルトガル	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
ブラジル	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
白地	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
英領地	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
露太刺	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
獨逸	一	一	一	一	一	一	一	一	一	

一 上記の局中、電波の不明なものを除く
二 上記の局中、電波の不明なものを除く
三 上記の局中、電波の不明なものを除く
四 上記の局中、電波の不明なものを除く

國名 (アルファベット順)	放送局數	放送機臺數			電力數 (キロワット)			面積 (方哩)	面積十萬 方哩當り 電力當り 面積當 りに依る 順位	備考
		短波	中波	長波	短波	中波	長波			
エストニア	2	1	1	1	1	1	1	18,354	20	
アメリカ合衆國	24	1	1	1	不明	2,335	155	3,036,789	3	
英領フィジー島	1	1	1	1	不明	63,755	1	7,083	3	
芬蘭	8	1	1	1	不明	49,954	3	149,954	3	
佛蘭西	27	1	1	1	不明	33,344	16	22,681	1	上記の局數中中波局
大不列顛	12	1	1	1	不明	364,344	4	146,344	1	上記の局數中中波局
英領ギアナ	1	1	1	1	不明	40,000	7	89,041	4	上記の局數中短波局
ハイチ共和國	2	1	1	1	不明	10,204	6	10,204	6	上記の局數中短波局
ハイツ共和国	2	1	1	1	不明	6,499	3	6,499	3	上記の局數中短波局
香港	2	1	1	1	不明	275	19	11,009	3	上記の局數中中波局
洪牙利	7	1	1	1	不明	4,344	3	7,436	3	上記の局數中中波局
英領印度	5	1	1	1	不明	4,344	3	11,009	3	上記の局數中中波局
蘭領東印度	2	1	1	1	不明	0,900	6	1,031	6	上記の局數中中波局
愛蘭自由國	3	1	1	1	不明	63	4	33,155	4	上記の電力不明
アイスランド	2	1	1	1	不明	26,755	1	62,699	4	上記の電力不明
伊太利	2	1	1	1	不明	26,755	1	62,699	4	上記の電力不明
法王領	1	1	1	1	不明	26,755	1	62,699	4	上記の電力不明

國名	放送局數	放送機臺數			電力數 (キロワット)			面積 (方哩)	面積十萬 方哩當り 電力當り 面積當 りに依る 順位	備考
		短波	中波	長波	短波	中波	長波			
日本	33	1	1	1	1,485	1,070	7	261,833	24	外地を含む
ケニア	1	1	1	1	1,330	1,070	7	35,000	3	
ラオス	1	1	1	1	801	1,070	7	25,395	0	
リトアニア	1	1	1	1	2,683	1,070	7	3,388	3	
マダガスカル	1	1	1	1	1,070	1,070	7	0,070	6	
満洲國	3	1	1	1	3,636	1,070	7	2,860	4	
モロコツ	2	1	1	1	2,150	1,070	7	6,911	4	
墨西哥	5	1	1	1	1,412	1,070	7	1,848	8	上記の局數中中波局
ニカラガ	4	1	1	1	2,055	1,070	7	3,977	8	上記の電力不明
諾威	6	1	1	1	957	1,070	7	77,777	3	
新西蘭	3	1	1	1	37,465	1,070	7	77,777	3	
パナマ共和国	4	1	1	1	37,465	1,070	7	36,070	3	
巴拉ガ	1	1	1	1	0,455	1,070	7	1,070	5	
和蘭	6	1	1	1	1,815	1,070	7	1,070	5	
ペル	2	1	1	1	6,075	1,070	7	1,070	2	
ベネツ	3	1	1	1	2,005	1,070	7	1,070	2	
フィン	2	1	1	1	6,277	1,070	7	5,304	6	
波蘭	7	1	1	1	1,938	1,070	7	2,936	7	上記の局數中中波局
葡萄牙	5	1	1	1	3,344	1,070	7	49,555	7	上記の電力不明
ボリ	2	1	1	1	1,938	1,070	7	2,936	7	
レニ	1	1	1	1	3,344	1,070	7	67,277	8	
羅馬	3	1	1	1	1,938	1,070	7	49,555	7	

國名 (アルファベット順)	放送局數			電力數 (キロワット)			面積 (方哩)	面積十萬 方哩當り に依る 電力當 位	備考
	短波	中波	長波	短波	中波	長波			
シヤム	二	一	一	二・五	一・五	一・五	二〇〇、二四八	七・四九	
海峽植民地	三	三	一	〇・三	二九、二〇六	一・一〇	一四、〇六三	一・二〇	
瑞典	三	一	一	〇・三	一七三、二〇五	一四、〇六三	一六四、〇一八	一・二〇	
瑞西	一	一	一	〇・三	一五、九四〇	一六四、〇一八	一六四、〇一八	一・二〇	
セント・ピエル 及ミケロン島	一	一	一	〇・三	一五、九四〇	一六四、〇一八	一六四、〇一八	一・二〇	
セネガル	一	一	一	〇・三	一五、九四〇	一六四、〇一八	一六四、〇一八	一・二〇	
チエコスロヴァキア	一	一	一	〇・三	一五、九四〇	一六四、〇一八	一六四、〇一八	一・二〇	
フィンランド	一	一	一	〇・三	一五、九四〇	一六四、〇一八	一六四、〇一八	一・二〇	
フランス	一	一	一	〇・三	一五、九四〇	一六四、〇一八	一六四、〇一八	一・二〇	
ドイツ	一	一	一	〇・三	一五、九四〇	一六四、〇一八	一六四、〇一八	一・二〇	
ソ連邦	一	一	一	〇・三	一五、九四〇	一六四、〇一八	一六四、〇一八	一・二〇	
ウヰガ	一	一	一	〇・三	一五、九四〇	一六四、〇一八	一六四、〇一八	一・二〇	
ニュージーランド	一	一	一	〇・三	一五、九四〇	一六四、〇一八	一六四、〇一八	一・二〇	
ヴェネズエラ	一	一	一	〇・三	一五、九四〇	一六四、〇一八	一六四、〇一八	一・二〇	
總括	一六〇六	二五二	一五九	七二〇、六四五	二〇、九〇〇	二、八〇〇	三、八八四、二二五	二七・三二	

(備考) 各國の放送に於て聴取者が享受し得る受信電界強度の平均は、各國の地勢及地形、人口の分布状態、放送局の數及位置等を適當に考慮に加へたる上に非れば比較し得ざること勿論なるも、本表に於ては之等

の諸條件を考慮外に置き單に面積に對する電力の割合を算出して各國に付比較せるものなることを注意せられ度し。尙短波中波及長波の別は一〇〇米迄を短波一、〇〇〇米迄を中波、其以上を長波とせり。
大電力放送局(五〇キロワット以上)
一九三五年末現在

國際電氣通信聯合總局發行放送局名錄第六版を主たる基礎とし補足したるものなり

國名 (アルファベット順)	電力 (キロワット)	局數	放送局名(短、中、長波の別)	備考
獨逸	二〇〇	一	ライプツヒ(中)	
埃地	一〇〇	一	ハイリスベルグ(中) ランゲンベルグ(中)	
支那	一〇〇	一	ツエーゼン(長)	
丁抹	六五	一	ウイン・ビザムベルグ(中)	
支那	六五	一	南京、中央廣播電臺(中)	
埃地	一〇〇	一	カルンドボルグ(長)	
獨逸	二〇〇	一	イリノイ州アディソン(中) ロサンヂェルス(中)	
			ミネソタ州アノカ(中) チェロキ(中) ニューヨーク州コネチカット(中) カリフォルニア州ベリンガム(中) バルモント(中) ヴァージニア州リッチモンド(中) ニューヨーク州シヤロツテ(中) コロラド州	

國名 (アルファベット順)	電力 (キロワット)	局数	放送局名(短、中、長波の別)	備考
アメリカ合衆國	五	三	デンヴァー(中)ダウナース・グロヴ(中)ダウナース・グロヴ(中)イリノイ州エルチン(中)テネッシー州フランクリン(中)イリノイ州グレンヴエー(中)テキサス州グレイブズフィールド(中)テキサス州ハイオ州メーソン(中)ミシシッピ州タウン(中)オハイオ州ミットチェル(中)ニュータウンスケア(中)ニューヨーク州ローチェスター(中)ユタ州ソルター(中)サックスンバーグ(中)テキサス州セルマ(中)ニューヨーク州サウス・スケネクタディ(中)ミズーリ州セント・ルイス(中)ニュー・シヤ(中)ミシガン州ワイアンドット(中)	
佛蘭西	六	二	ラヂオ・パリ(長) ポスト・パリジャン(中)	
大不列顛	五	六	ドワイトウイツチ(ナショナル)(長) ドワイトウイツチ(ミッドランド・リヂョナル)(中) ロンドン・ブルックマンズ・パーク(ロンドンリヂョナル)(中)ムーアサイド・エツヂ(ノース・リヂョナル)(中)ウエスターグレン(スコツチツシユ・ナショナル)(中)ウエスターグレン(スコツチツシユ・ナショナル)(中)ウエスターグレン(スコツチツシユ・ナショナル)(中)ウエスターグレン(スコツチツシユ・ナショナル)(中)ウエスターグレン(スコツチツシユ・ナショナル)(中)	
洪牙利	三	一	ブダペスト・ラキヘギー(中)	
蘭領東印度	三	一	バンドン(短)	

別に「ボロニア」に五〇キロワット一局(波長未定)建設中
東京に一五〇キロワット一局(中)建設中
別に「マタモロ」に「マタモロ」バス・タマウリバスに五〇キロワット一局(中)及「五キロワット」一局(中)「エヴオラ・レド」に「五キロワット」一局(中)を建設中

愛蘭	三	一	アスロイン(中)	
伊太利	三	一	ローマ第一(中) トリエスト(中) ミラノ第一(中)	
日本	一	一	マドナ(中)	
日	一	一	マドナ(中)	
ラトヴィア	一	一	マドナ(中)	
墨西哥	一	一	マドナ(中)	
諸威	一	一	マドナ(中)	
和蘭	一	一	マドナ(中)	
波蘭	一	一	マドナ(中)	
羅馬尼亞	一	一	マドナ(中)	
瑞典	一	一	マドナ(中)	
瑞西	一	一	マドナ(中)	
チエツコスロヴァキア	一	一	マドナ(中)	
ソヴィエト聯邦	一	一	マドナ(中)	

第二編 電氣通信事業の現況

國名 (アルファベット順)	電力 (キロワット)	局數	放送局名(短、中、長波の別)	備考
總括	五〇〇 一三〇 一〇〇 七〇 六〇 五〇 五〇 五〇	一 三 四 一 一 一 一 一	短波一 中波五 長波三 建設中五 	

(備考) 短波、中波及長波の別は一〇〇米迄を短波、一、〇〇〇米迄を中波、其以上を長波とせり

短波長放送局 (一〇〇米以下)

一九三五年末現在

國際電氣通信聯合總局發行放送局局名錄第六版を主たる基礎とし補足したるものなり

國名 (アルファベット順)	放送局數	放送機數	放送局名「電力(キロワット)」	備考
南ア聯邦	一	一	ヨハネスブルグ(五)	
南ア聯邦	一	一	ロビト(〇・五)	
南ア聯邦	一	一	ツエーゼン(五)(五)(五)	「ツエーゼン」に四 臺(七)(九)(二〇) (二〇)増設中

第二編 電氣通信事業の現況

國名	放送局數	放送機數	放送局名(電力(キロワット))	備考
濠洲利	三	三	リンドハースト(〇・六)メルボルン(一・五)シドニー(二〇)	
塊地義利	一	一	ウイーン(一・五)	
白耳義利	一	一	ブリュッセル・ルイセレード(九)	
ボリヴアイ	二	二	ラ・バズ(一)オルロ(〇・二)	
ブラジル	三	三	ペルナムブコ(三)リオバムバ(不明)リオデジャネイロ(一五)	
加奈陀	四	四	カルガリー(〇・一)バウマンヴィル(〇・五)ウインニベツグ(二)(二)	
チリ	一	一	ミデリン(〇・〇五)(不明)ボゴタ(一・六)バランキラ(〇・三)(不明)マニサレス(不明)(不明)カリ(〇・一)	
コロンビア共和國	五	八	エレクトラ・カルタゴ(不明)セント・ゼヨセ(不明)ハバナ(〇・三)(〇・一五)(〇・二五)	
コスタリカ	二	二	スカムレベーク(〇・五)	
キューバ	三	三	アマバト(〇・一)グアヤキル(〇・〇五)(〇・三)(〇・一五)(〇・二)キト(〇・〇三)(〇・〇五)(〇・一五)(〇・三)ナンボラゾ・リオバムバ(二)	「マリアナオ」の局は休止中 「カイロ」に一局 (〇・五)建設の計畫
エチオピア	一	一	アドリス(二〇)	
エチオピア	一	一	アドリス(二〇)	
エチオピア	一	一	アドリス(二〇)	

國名 (アルファベット順)	放送局数	放送機数	放送局名「電力(キロワット)」	備考
アメリカ合衆國	一〇	一四	ボストン(五)マイアミ(二・五)シンシナチ(一〇)ファイラデルフィア(一)シカゴ(一〇)(〇・五)バウ ンド・ブルック(三五)ウエーン(一)ピッツバ ーグ(四〇)(四〇)スケネクタデー(四〇)(二〇)ミ リス(一〇) スーヴア(不明)	
英領フィジー島	一	一	ラヂオ・コロニアル(一一)	
佛蘭西	一	一	ダヴエントリー・エムパイア・プロードキヤスチ ン グ・ステーション(一五)(一五)(一〇)	
大不列顛	一	三	チヨーチタウン(〇・〇五)	
英領ギアナ	一	一	サン・ドミンゴ(〇・二)(不明)	
ハイチ共和国	一	一	香港ZCK(〇・五)	
香港	一	一	ブダベスト(二〇)	
英領印度	二	二	ボンベイ(二)カルカッタ(二)	
英領印度	二	二	バンドン(六〇)(不明)バタヴィア(三)サマラン (〇・五)スラバヤ(一)タンヂョングブリオク(一〇)	
英領印度	一	一	ライクヤヴィツク(七・五)	
アイスランド	一	一	ローマ・プラト、スメラルド(二〇)	
伊太利	一	一	パチカン・シチー(一一)	
日法	一	一	名崎(二〇)(二〇)	

ケダガスカ ル	一	一	ナイロビ(〇・七)	
マダガスカル	一	一	ラヂオ・タナナリヴ(〇・四)	
モロコシ	一	一	ラバツド(一〇)	
墨西コ	一	一	メキシコ(〇・二五)	
=カハラ	一	一	マナグア(一)(〇・五)(〇・五)(〇・五)	
諸カハラ	一	一	チエロイ(一)	
パナマ共和国	三	三	パナマ(〇・一)(〇・二)(〇・一)	
和蘭	二	二	アスンシオン(〇・〇一五)(〇・〇一)	
ペル	三	三	インドホーフエン(一八)フィツエン(二〇)	
フィリッピン	一	一	リマ・ラヂオ、デユサ(三・五)リマ・ラヂオ、ゲレル ラウド(〇・一)リマ・ラヂオ、リサ(〇・一三)	
波蘭	一	一	マニラ(六)	
葡國	三	三	ワルソウ(一〇)	
シニオン	一	一	リスボン(〇・五)(〇・五)(二)ボンタ・デルガタ(ア ゾールス島)(〇・五)パレード(〇・三五)	
海峽植民地	三	三	ラヂオ・セントデニス・レユニオン(〇・〇九)	
瑞西	一	一	ラヂオ・バンコク(二・五)	
チエツコスロヴァキア	一	一	ピナン(〇・〇五)シンガポール(〇・〇九)クアラム ブル(〇・一八)	
			ラヂオ・ネーションス(二〇)(二〇)	

「コロニ」に〇・二
キロワットの局建
設中

「ボデアラデイ」に
二四一四キロワット
の一局建設中

第二編 電氣通信事業の現況

國名	放送局名「電力(キロワット)」		備考																														
	局数	放送機數																															
ソヴェエト聯邦	五	二	ハバロウスク(三〇)モスクヴァ・ステユルコヴ(三〇)カラカス(一)(不明)マラカイボ(不明)ヴアレンシア(〇・五)																														
グエネズエラ	二	二																															
總括	一八局	三四臺																															
電力別																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>電力別</th> <th>局数</th> <th>放送機數</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>六〇〇</td> <td>一</td> <td>一</td> </tr> <tr> <td>四〇〇</td> <td>一</td> <td>一</td> </tr> <tr> <td>三〇〇</td> <td>一</td> <td>一</td> </tr> <tr> <td>二〇〇</td> <td>一</td> <td>一</td> </tr> <tr> <td>一〇〇</td> <td>一</td> <td>一</td> </tr> <tr> <td>五〇</td> <td>一</td> <td>一</td> </tr> <tr> <td>以下</td> <td>一</td> <td>一</td> </tr> <tr> <td>不明</td> <td>一</td> <td>一</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>六</td> <td>六</td> </tr> </tbody> </table>				電力別	局数	放送機數	六〇〇	一	一	四〇〇	一	一	三〇〇	一	一	二〇〇	一	一	一〇〇	一	一	五〇	一	一	以下	一	一	不明	一	一	合計	六	六
電力別	局数	放送機數																															
六〇〇	一	一																															
四〇〇	一	一																															
三〇〇	一	一																															
二〇〇	一	一																															
一〇〇	一	一																															
五〇	一	一																															
以下	一	一																															
不明	一	一																															
合計	六	六																															
一九三五年末現在																																	

ハ、聴取無線電話施設状況

國名	聴取者數	人口千當り	普及率順位
歐洲	七、一九、九五	一七六・六	
獨逸	五〇、二〇	八・八六	
奧地利	七四、三九五	九・三四	
イタリア	一七、二三	二・八一	

五 三 五 八

第二編 電氣通信事業の現況

國名	聴取者數	人口千當り	普及率順位
丁チ	六〇九、三六	三、七五、五九	二六四・四
ダニ	二九、〇〇	四一四、一四	七・一〇
西班牙	三三、九八三	三、六七、七九	三・八四
フランス	二四、一九三	一、二三、六四七	二・七三
芬蘭	一四、七二	三、六九、五五	三九・二四
佛蘭西	二、六三、五七	四一、九四〇、〇〇	六・六二
大不列	七、四〇三、一〇九	四、〇四七、〇四六	一〇・七
ギリヤ	六、三三七	六、二〇、八二〇	一・〇三
洪牙	三五、九七	八、七六、〇〇〇	四〇・二八
愛蘭	七、八六〇	三、〇三〇、〇〇〇	二五・九四
アイスラ	二二、一八三	一、四、七四三	一〇六・二七
伊太	五、〇〇〇	四、四五〇、〇〇〇	三・三〇
ラヴ	八、一七五	一、九五〇、五〇	四・二三
リニア	二六、七三三	二、四九、三〇〇	一〇七・一
ルクセムブル	一五、〇〇〇	二、九九、九三	五〇・〇〇
ノルウェ	一九一、三七八	二、八七〇、〇〇〇	六・六八
和蘭	九四六、八四四	八、三五一、二七	一三・三六
波蘭	四九一、八三三	三、五八四、〇〇〇	一四・六五
葡萄牙	四、四〇九	六、八三、八三	五・九三
羅馬尼亞	二七、〇四二	一九〇、八七、七〇	六・六六
瑞典	八四、一四三	六、三三、〇九〇	一三・八三

四 四 四 七 七 九 五 四 六 〇 九 三 七 六 三 三 三 八 四 九 八 二

國名	聽取者	人口	人口千當り	普及率順位
瑞	四二八、四九九	四、〇六六、四〇〇	一〇三・九一	二
チエツコスロヴァキア	八四七、九五五	一四、七三六、一五六	五・五三	三
ソヴェイエト聯邦	二、八〇〇、〇〇〇	一六八、〇〇〇、〇〇〇	一六・六七	四
ユーゴスラヴィア	八二、三八五	一三、九三四、〇三八	五・八四	五
阿弗利加洲	四一、三四四	七、五四〇、七〇〇	五・四八	六
アルジェリア	四三、〇八三	二、三三三	一八・五七	七
カメルン	九〇三	一七、五八八	五・三四	八
コロン	四一、三七〇	一四、五〇〇、〇〇〇	二・八五	九
エチオピア	七一	一、九三三	〇・三六	一〇
ガボン	七一	三、〇〇〇、〇〇〇	〇・五	一一
ゴールド・コースト	一九五	一、六二五、〇〇〇	三・三七	一二
ケニア	二、〇三四	二、七七一	七・六六	一三
マダガスカル	三七〇	三、八四七、二七	〇・二〇	一四
モロッコ	二、〇七九	四、六八一、一九四	四・三五	一五
ニジェール	九八七	一九、九二八、一七一	〇・五	一六
ローデシヤ	三、四六五	五、〇〇〇、〇〇〇	六・九七	一七
シエラレオネ	四八	一、七六八、四〇〇	〇・〇三	一八
英領ソマリランド	六	六八	八・三三	一九

二 三 四 五 六 七 八 九 一〇 一 二 三 四 五 六 七 八 九 一〇

國名	聽取者	人口	人口千當り	普及率順位
佛領ソマリランド	二元	二〇〇、〇〇〇	〇・一五	二〇
スエーデン	四七二	五、七二〇、〇〇〇	〇・〇八	二一
チリ	一〇、五六三	二、四一〇、六二	四・三九	二二
南アフリカ	一三〇、〇〇〇	一、七三〇、〇〇〇	七・五二四	二三
亞米利加洲	八〇〇、二〇〇	三、二二〇、〇〇〇	六・五五八	二四
アルゼンチン	一五、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	四・〇三	二五
ボリヴェ	一	一	一	二六
ブラジル	八六〇、〇〇〇	一〇、三三六、〇〇〇	八・八八	二七
カナダ	一五〇、〇〇〇	四、五〇〇、〇〇〇	三・三三	二八
チリ	六八、八八五	三、九四六、三三	一七・二四	二九
キューバ	三、五〇〇、〇〇〇	二、六四三、〇〇〇	一七・九五	三〇
アメリカ合衆國	四、八三八	二、三三三、〇八三	二・〇三	三一
グアタマラ	三三九	三、一〇、九三三	一・〇五	三二
英領ギナナ	三	三、〇〇〇	一・四二	三三
佛領ギナナ	二、〇〇〇	九六二、〇〇〇	二・〇八	三四
ホンチヌラス	二二	五、七四四	三・六八	三五
英領ホンチヌラス	三三〇、〇〇〇	一六、五〇〇、〇〇〇	一三・三三	三六
墨西哥	七、二四〇	二九、〇〇〇、〇〇〇	二・四六	三七
ニューファウンランド	一、四八三	一、〇〇〇、〇〇〇	一・四八	三八
サラヴアドル	一	一	一	三九

二 三 四 五 六 七 八 九 一〇 一 二 三 四 五 六 七 八 九 一〇

國名	聽取者	人口	人口千當り	普及率順位
亞細亞洲	三三八	一四、七四、四九七	〇・三	八
セイロン	三、〇五三	五、三二、五四八	〇・五八	七
支那	四〇、八〇八	四〇、〇〇、〇〇〇	〇・〇九	六
香港	五、一〇四	八四九、七五二	六・〇一	五
英領印度	二四、八三九	二七、七四九、三三九	〇・〇九	四
佛領東印度支那	二七、五五六	六〇、七三、〇五五	〇・四九	三
イララ	一、三五八	三三、一〇七、〇〇〇	〇・〇六	二
イララ	六二六	一五、〇〇五、一一五	〇・〇四	一
日本(内地)	四、〇〇〇	三、五〇〇、四五六	一一・三	
日	二、三〇一、二八八	六八、四八八、〇七三	三・六〇	
滿洲	五、〇〇九	三、七七八、五六九	〇・一六	
パレスチナ	二、二〇〇	一、〇三三、〇〇〇	二・一七	
フリリッピ	二四、六三三	一四、四四二、〇〇〇	一・七〇	
シヤム	三三、〇六一	一三、〇〇〇、〇〇〇	一・七	
海峽植民地	—	—	—	
シリ	—	—	—	
ト	四、三九七	二、七六八、〇〇〇	一・五八	
大洋洲	六、七五五	一六、二〇〇、六九四	〇・三八	
合計	五、九〇三、八九五	一、八二三、〇四一、三五三	三・八三	

合 五 八 七 六 五 四 三 二 一

濠洲	七三〇、一五二	六、七四、七二	一一・三五
太利聯邦	四、〇〇〇	三、五、〇〇〇	一〇三・八九
ハッ	一八三、八三〇	一、五二、二九	二七・六七
新西蘭	—	—	—
合計	五、九〇三、八九五	一、八二三、〇四一、三五三	三・八三

(備考) 一、國際無線放送聯盟事務局の發表を基礎とす

二、此の合計は前掲の数のみの合計なるを以て、其の儘にて全世界の聽取者の合計を表すものに非ず

二、放送聽取料

(註) 各國の放送事業の組織制度が異なる爲、聽取者に課する負擔は、税、許可料、加入料

等種々の名目に依り居るも茲には我國に於ける聽取料に相當するものを採録したり。邦貨換算額は金平價に依り、錢位下は四捨五入したり

國名 (アルファベット順)	聽取料金額	邦貨換算額 (平價に依る)	備考
歐羅巴洲	無料	—	—
アルバニア	無料	—	—
月	〇・九六圓	—	此等の料金收入の五五%は加入

月「ライヒスマルク」
單獨の各受信機並他住居の聽取設備の連結十箇迄
のときの各中央受信機及其に連結せらるる他住居
の各聽取設備の爲には、同一の許可を受けるを要
し、其の料金が右の額なり(同一住居に於ける聽
取設備の連結は自由)

國名 (アルファベット順)	聴取料金額	邦貨換算額 (平價に依る)	備考
獨逸	<p>他住居の聴取設備の連結が十箇を越ゆるときは、特別の許可を認められ、此の各施設の爲には、同時に前記の普通許可を要し、其は無料なるも、同施設への加入者も同様に普通許可を課せられ、該施設へ各連絡聴取設備に付月二「ライヒスマルク」を課せらる。共同聴取の施設者に対し其の加入者が兩者の間の契約に依り支拂ふべき料金は左の如し。</p> <p>一回限りの設置料 一五「ライヒスマルク」以下 加入料 月三「ライヒスマルク」以下</p>	七・一七圓以下 一・四三圓以下	<p>地利ラヂオ聴取料 受信の約五%</p> <p>市立劇場の設置料は、市文化施設の充つに依り、特別許可料年一五「シリング」は、市の収入なり。</p>
塊地利	月二「シリング」	〇・五六圓	

國名	聴取料金額	備考	
白耳義	<p>(獨立聴取) 同一住居に於ける非營利的受信機(個數に關係なく) 年六〇「フラン」 同一住居に於ける營利的受信機(各個に付) 年六〇「フラン」 真空管受信機各個に付 年六〇「フラン」 ラヂオ製作業者販賣業者の有する受信機全部に付 (共同聴取) 年六〇「フラン」 加入者より 各住居に付 年六〇「フラン」 (二箇以上の共同聴取への加入及一住居内の二) 個以上の聴取設備に對し有效 ホテル、下宿等の場合は各室に付年三〇「フラン」 施設者より 各中央受信機に付 年六〇「フラン」 各中繼用増幅機に付 年六〇「フラン」 獨立の受信機の所持と共同聴取への加入との同時的事實 年六〇「フラン」</p>	<p>一六・七四圓 八・三七圓 一六・七四圓</p>	<p>共同聴取の加入者及び支拂ふ契約に依る間の契約に依る共同聴取施設者證金一許可に付加入住居</p>
	年	年	

共同聴取の加入者及び支拂ふ契約に依る間の契約に依る共同聴取施設者證金一許可に付加入住居

一、〇〇〇〇迄二
〇、〇〇〇、五七九
圓、〇〇〇を越
ゆるときは其額超
二五〇又は五〇〇
端數毎に五〇〇の
〇「フラン」(一、七
元七、五圓)を以て、
の内諸料金を收入の
協會に交付する送

國名 (アルファベット順)	聴取料金額	邦貨換算額 (平價に依る)	備考
勃利 牙利 丁抹 ダンチツヒ	(礦石式受信機) 年二〇〇〇「レグア」 (真空管式受信機) 年五〇〇〇「レグア」 年一〇〇「クローン」 年三〇「グルデン」 私用受信機各個に付 礦石式 年一、五〇「ベセタ」 真空管式 年一、二〇「ベセタ」 一球乃至五球 年二「ベセタ」 六球以上 年四「ベセタ」 公開若は娛樂の場所に於ける擴聲器付の一切の種類の受信機各個に付 右の公開若は娛樂の場所の納付する税に應じ 三箇月毎の税 一・二〇「ベセタ」 月五「ベセタ」 三箇月毎の税 二〇一「五〇〇」 月一五「ベセタ」 三箇月毎の税 五〇一「ベセタ」以上 月三〇「ベセタ」以上	年 二・九〇圓 年 七・二五圓 年 五・三八圓 年 一・七二圓 年 〇・五八圓 年 四・六四圓 年 九・二九圓 月 〇・三八一七圓 月 一・九三圓 月 七・八一圓 月 五・八一圓 月 二九・九四圓 以上 月 一・九一圓	受信機、真空管、 擴聲器の販賣税、 販賣價格の五%
西班 班牙	入場料を徴する公開の場所に於ける擴聲器付の一切の種類の受信機各個に付 右の公開の場所が國庫に納付する年税の基礎たるべき其の場所の申告價格に應じ 申告價格 一・五、〇〇〇「ベセタ」迄 三箇月毎の税 五〇一「ベセタ」以上 月三〇「ベセタ」以上	九、六七七・五圓迄 月 二九・九四圓 以上 月 一・九一圓	

國名 (アルファベット順)	聴取料金額	邦貨換算額 (平價に依る)	備考
エストニア	(獨立聴取) 礦石式受信機各個に付 年 九「クローン」 真空管式受信機各個に付 私用 (一球及二球) 年一・二「クローン」 公開用 (三球以上) 年一・五「クローン」 (共同聴取) 中央施設各個に付 年四〇「クローン」 他住居に於ける連結聴取設備一住居に付 年 九「クローン」 年一〇〇「マルク」	年 四・八四圓 年 六・四五圓 年 八・〇六圓 年 二・五一圓 年 四・八四圓 年 五・〇五圓	官設機關若は私設團體の受信機檢定試験用の空機の中線試験が繼續的に連結せらるることになき空中線各個に付年一五クローン(八・六圓)
フィンランド	礦石式受信機各個に付 年一五「フラン」	年 一・一八圓	受信機所有者が自宅拂を希望するときは集金手数料二五「サンチム」(〇・〇二圓)の從價税を製作者又は輸入者より徴収す受信機用真空管の賣價

第二編 電氣通信事業の現況

國名 (アルファベット順)	聴取料金額	邦貨換算額 (平價に依る)	備考
愛蘭	年 一〇「シリング」 年 八一「リラ」(一回拂のとき) 年 八五「リラ」(二回拂のとき)	年 四・八八圓 年 八・五五圓 年 八・九八圓	課税(七・〇二圓)を 収入とする
伊太利	家庭、店舗、營業所、製作場、工場、會館、沿岸及内水航行船舶並に一切の種類の自動車 國及市町村の營造物、病院醫院 療養所並休養所 映畫館、カフェー、ホテル及レストラン	年 二〇「ラット」 年 二〇「ラット」 年 一〇「ラット」 年 一〇「ラット」 年 四〇「ラット」 年 四〇「ラット」	加入料は各受信機毎に支拂ふべきものは五月加入料は五月乃至八月分を半額とす。加入料の被免者より最初に前拂すべし。三箇月分の加入料の外に申請一回に付「ラット」(〇・三九圓)徴收す。
ラトヴィア	他の加入者の受信装置又は共同聴取中央装置に連結せられたる擴声器又は受話器 右の場合の受信装置又は共同聴取中央装置 受信機の實演公開三日に付	年 一〇「ラット」 年 一〇「ラット」 年 七「ラット」 年 七「ラット」 月 〇・七「ラット」 月 〇・七「ラット」 月 一「ラット」	七月八月九月に は半額とす。 試験の爲の受信機使用許可一件毎にラヂオ商より上記と同額の月料金を徴收す。 輸入受信機及擴声器の爲一キログラムの付二・〇五「ラット」(〇・五〇圓)の手續料を徴收す。

第二編 電氣通信事業の現況

國名	聴取料金額	邦貨換算額	備考
ルクセンブルグ	無料	—	—
諾威	年 二〇「クローン」	年 一〇・七五圓	別に許可料年一「ツロチー」(〇・二三圓)
和蘭	無料	—	—
波蘭	月三「ツロチー」 農村居住の耕地所有者、耕地占有者及耕作労働者並其等の家族 月一「ツロチー」	月 〇・六八圓 月 〇・二三圓	ホテル、カフェ、クラブ等は普通料金の外に
リニア	電池式受信機一個に付 ゴウメ、メメル兩市に於て 其他の場所に於て ゴウメ、メメル兩市に於て 礦石式受信機一個に付 ゴウメ、メメル兩市に於て 其他の場所に於て	月 四「リダス」 月 三「リダス」 月 二「リダス」 月 二「リダス」 月 〇・五「リダス」 月 〇・八「リダス」	—

國名 (アルファベット順)	聴取料金額	邦貨換算額 (平價に依る)	備考
葡萄牙	月六「エスキュード」	月 〇・五三圓	「純益税」の五%を課す。空中線、道路、其他公開の場所を横断して特別の許可を要し、建設費に同一の建設費に六圓以上、但し六圓未満のものは亦見做さる。受信機ありしは空
瑞典	年一〇「クローン」	年 五・三八圓	一五「フラン」の中、郵政省は技術及監督費として七「フラン」三二「サンチム」(二・八三圓)を受く。販賣受信機一個に付五「フラン」(一・四五圓)の税を課す。本税の収入は「プロラヂオ」の經費に充つ。は放送の普及製作の發達、防衛、防犯、管轄、製造、送る主等、目的、卸賣業、製作、業の共同體なり。

國名 (アルファベット順)	聴取料金額	邦貨換算額 (平價に依る)	備考
瑞西	年一五「フラン」	年 五・八一圓	九圓)の税を課す。本税の収入は「プロラヂオ」の經費に充つ。は放送の普及製作の發達、防衛、防犯、管轄、製造、送る主等、目的、卸賣業、製作、業の共同體なり。
ロチ ヴエ アツ キコ アス	年一二〇「コルナ」	年 七・一三圓	獨立の受信機に對する料金は、委員の收入と
	獨立の受信機各機に付 (一)礦石式受信機 (二)真空管式受信機 (三)個人的使用 (四)集團的使用 (五)公共的使用	年 三・一〇圓 年 三・一〇圓 年 三・一〇圓 年 三・一〇圓 年 三・一〇圓	獨立の受信機に對する料金は、委員の收入と
	共同聴取施設各個に付 (一)中央施設 (二)通常出力 (三)集團的使用	年 三・一〇圓 年 三・一〇圓 年 三・一〇圓	獨立の受信機に對する料金は、委員の收入と
	共同聴取施設各個に付 (一)中央施設 (二)通常出力 (三)集團的使用	年 三・一〇圓 年 三・一〇圓 年 三・一〇圓	獨立の受信機に對する料金は、委員の收入と

第三編 利用案内

第二編 電氣通信事業の現況

國名 (アルファベット順)	聴取料金額	邦貨換算額 (平價に依る)	備考
佛領印度支那	年 八「フラン」		
日本 内 朝鮮地 關東州及 臺灣 滿鐵附屬地	年 年 年 一六圓 一四圓 一四圓		
滿洲國	年 一四圓(國幣)		
土耳其	年 一〇「ポンド」		
大洋洲		年 八八・二〇圓	
濠洲	年 年 年 二一「シリング」 年 一五「マイル」 年 一五「シリング」 以上は 放送局より	年 一〇・二五圓 年 七・三二圓	二一「シリング」 の中、放送委員 會は放送局經營 費として一・二 「シリング」(五・ 八六圓)、郵政廳 は集金技術費と して九「シリン グ」(四・三九圓) を受く
ニュージラランド	年 二五「シリング」	年 一二・二〇圓	

第三編 利用案内

第二編 電氣通信事業の現況

二五〇

國名 (アルファベット順)	聴取料金額	邦貨換算額 (平價に依る)	備考
佛領印度支那	年 八「フラン」		
日本 内地 朝鮮地 臺灣 關東州 滿鐵附屬地	年 六圓 年 一三圓 年 一三圓 年 一二圓		
滿洲國	年 一二圓(國幣)		
土耳其	年 一〇「ポンド」	年 八八・二〇圓	
太平洋洲			
濠洲	年 一二「シリング」 放送局より二五〇「マイル」以外は 年 一五「シリング」	年 一〇・二五圓 年 七・三二圓	
ニュージブランド	年 二五「シリング」	年 一二・二〇圓	二一「シリング」の中、放送委員 會は放送局經營費として一二 「シリング」(五・ 八六圓)、郵政廳 は集金技術費と して九「シリン グ」(四・三九圓) を受く

第三編 利用案内

電 信

一、電報の利用方

イ、内 國 電 報

一、電報の差出方

電報は、直接、局の窓口に出すのが、原則となつてゐるのであるが、別に次の様な種々の方法がある。

イ、電話で頼信する方法 加入電話機設置場所居住者は豫め局に届出を要せずして何時でも自由にその加入電話で電報を局へ頼信することが出来る。この場合送料として發信一通に付三錢を要する。電報料及託送料は一ヶ月分宛纏めて翌月二十日迄に納めればよい。尙局との間に電信線又は氣送管を施設し、之に依つて電報を發信することが出来る。料金の納付方法は電話の場合と同様である。

ロ、電報配達人へ依託する方法 電報の配達を受けた者は、配達を受けてから五分以内ならば、その返信その他の電報を、その配達人に依託して差出すことが出来る。

ハ、電報受付函に差入れる方法 郵便局に電報受付函を設備してあるときは、電報取扱時間外に限り、これに電報を差入れることが出来る。

ニ、無料郵便にて差出す方法 頼信紙に電報料に相當する切手を貼付し、封皮の表面に「電報在中」と書いて郵便

種別	指定略號		料	金	摘	要
	和文	歐文				
船配達人	ハ	ナ	同		船等宛てたるとき船を以て配達する場合の料金を受取人に於て納付するもの	
電話送達	ム	チ	料金不要			
局待	ヤ	ム	同		加入電話機設置場所居住者に宛てた電報を受取人に電話で送達するもの	
親展	ニ	カ	同			
配達日時指定	ヨ	イ	原信以下は一通毎に十五錢		発信局にて返信を待つことを受信人に知らしむるもの	
	MA	CLWT				
	TF	BR			受信人以外の開封を禁ずるもの	
					発信人の指定した日時より配達を開始するもの	

三、各種の請求
 差出した電報又は受取つた電報に付て、次の如きいろいろの特別の請求をすることが出来る。

種別	料	金	請求期間	摘	要
閱覽	一通五錢		発信又は著信の日より三月以内		自己の差出したる電報又は受取つた電報の原書を見覽するもの
正寫	一通十錢 <small>(和文は百字毎に五錢、歐文は二十五字毎に五錢)</small>		同		自己の差出したる電報又は受取つた電報の寫の交付を受取るもの

返還	受取證書	略號登記	配達先特定	局渡	改正	停止	尋問	料金還付
一通又は一括 五錢	同	常時年額 十四 二十 四十 臨時月額 一 四 二十 四十	同	局渡證書一箇に付二十錢	改正の爲發する電報の料金を相當する電報の文及配達日時指定電報に付ては原信以外の各通に付五錢	停止の爲發したる電報の料金を相當する電報の尋問及回答の爲要する電報の字(語)數に相當する料金を	料金不要	料金納付の日より六十日以内
電報傳送前	発信の日より三日を過ぎたるときは請求に應ぜざることあり	臨時、但し常用者は次年度以降に繼續する場合その料金を毎年四月一日より同十日迄に納付なきときは以後その使用を停止せらる	同	隨時	発信の日より三日(配達日時指定電報の場合)は差出制限時間(指)を過ぎたるときは請求に應ぜざることあり	同	発信又は著信の日より三日を過ぎたときは請求に應ぜざることあり	
	一旦頼信せる電報發送の要なきに至りたる等のため返還を受取るもの	自己の差出したる電報の料金額を記載せる受取證書の交付を受取るもの	自己の居所氏名の代りに一定の略號を以てするもの	自己宛の電報を受取るべき者又は場所を特定するもの	電報の配達を待たず局にて受取るもの	自己の差出したる電報の字句改正を要求するもの	自己の差出したる電報の發送停止を要求するもの	自己の差出したる電報の發送停止を要求するもの
								電信局所の過失に依り不達遅延を生じ若は特殊取扱を爲さざりし場合等に於て當該電報料金を又は特殊取扱料の還付を受取るもの

四、特殊制度

A、寫眞電報

寫眞電報は寫眞、繪畫、指紋、商品見本の様式、統計其他數字の多い電報等を電送するのに便利である。

- (1) 受付局 東京市内 東京中央電信局の外、電報受付事務を取扱ふ一、二等郵便、電信局
大阪市内 大阪中央電信局の外、電報受付事務を取扱ふ一、二等郵便局

- (2) 取扱時間 一般電報の取扱時間と同様

- (3) 料金

イ、寫眞電報料

額信紙の大きさ

料金

甲 號 十八種と廿六種の長方形 八圓

乙 號 十八種と十三種の長方形 五圓

丙 號 十八種と八種の長方形 三圓

丁 號 九種と八種の長方形 一圓

ロ、同報寫眞料(二人以上の受信人に宛て形象同一なる寫眞電報の第二通以下の各通に課するもの)

甲 號 二圓 乙 號 一圓五拾錢 丙 號 一圓 丁 號 (不扱)

ハ、至急料 寫眞電報料と同額

ニ、複寫料 (寫眞電報の複寫一通毎に課するもの)

甲 號 一圓 乙 號 六十錢 丙 號 四十錢 丁 號 (不扱)

ホ、特使配達料 (東京大阪兩市内の直配達區域外に宛てたるとき特使で配達する場合に課するもの)

三十錢

ヘ、航空取扱料 (著信電信官署より航空郵便を以て配達を要する寫眞電報に課するもの)

一、朝鮮、臺灣及關東州宛のもの 甲 號 六十六錢

二、樺太及南洋諸島宛のもの 同 十六錢 甲 號以外 三十四錢

B、慶弔電報

電報の内容が慶祝、弔慰又は年賀の意を有するものに就いては慶弔電報の取扱を請求することが出来る。其の大意は次の通りである。

- (1) 分類 慶祝電報、弔慰電報及年賀電報の三種に區別され、そのおのおのが例文電報と任意文電報とに細別される。

- (2) 取扱地域 一般電報と同様である。

- (3) 書法 一般書法に依る外額信紙の郵便切手欄に慶祝電報に就ては「祝」、弔慰電報に就ては「弔」、年賀電報に就ては「年賀」と記載することを要する。尙例文電報の本文はこれに相當する略號又は番號を記載せねばならぬ。

- (4) 特殊取扱 同文、時間外、別使配達以外の特殊取扱及著信託送の取扱をしないが配達時刻を指定することが出来る。

- (5) 取扱時間 慶弔電報は原則として隨時差出し得るのであるが、年賀電報は毎年十二月二十日より受け

- (6) 配達 同月三十一日迄に差出されたものは一月一日に配達する。

慶弔電報は總て美麗なる意匠を施した特殊送達紙に轉寫して配達する。

電報料 同文料

第三編 利用案内

(7) 料 金	例文電報	同一市町村内	十五錢	二五八
		内地相互間	三十錢	
		内地外地間	四十錢	
(8) 文 例	任意文電報	一般私報の料金と同額	十五錢	

種 別	略 號	文 例	種 別	略 號	文 例
慶 祝	イ	御安産ヲ祝ス	榮 轉	リ	謹ミテ御婚禮ヲ御祝ヒ申シマス
出 産	ロ	御入學ヲ祝ス	榮 進	ル	御榮進ヲ祝ス
入 學	ハ	御入學御芽出度ウ	入 選	ヲ	御入選ヲ祝ス
合 格	ニ	合格ヲ祝ス	入 賞	ウ	御入賞ヲ祝ス
卒 業	ホ	御卒業ヲ祝ス	當 選	カ	御當選ヲ祝ス
結 婚	ト	御結婚ヲ祝ス	優 勝	ヨ	御優勝ヲ祝ス
	チ	華燭ノ盛典ヲ祝シ御多幸ヲ祈ル	成 功	タ	御成功ヲ祝ス
			安 著	レ	御安著ヲ祝ス

種 別	略 號	文 例	種 別	略 號	文 例
歸 朝	ソ	無事御歸朝ヲ祝ス	弔 慰	一	謹ミテ御逝去ヲ悼ム
壽 賀	ツ	還曆ノ御祝典ヲ賀ス		二	謹ミテ御悔ミ申ス
會 合	ネ	御盛會ヲ祝ス		三	謹ミテ哀悼ノ意ヲ表ス
落 成	ナ	新築落成ヲ祝ス		四	御逝去ヲ悼ミ御冥福ヲ祈ル
開 業	ラ	御開業ヲ祝ス		五	御永眠謹ミテ御悔ミ申シマス
入 營	ム	御開店ヲ祝シ御繁榮ヲ祈ル		六	御尊父様ノ御逝去ヲ悼ミ謹ミテ御悔ミ申シマス
凱 旋	ウ	御入營ヲ祝ス		七	御母堂様ノ御逝去ヲ悼ミ謹ミテ御悔ミ申シマス
共 通	オ	光輝アル凱旋ヲ祝ス		八	御母堂様ノ御逝去ヲ悼ミ謹ミテ御悔ミ申シマス
	ク	御盛典ヲ祝ス		九	謹ミテ新年ヲ賀ス
	ヤ	御芽出度ウ		一〇	謹ミテ新年ノ御祝詞ヲ申上ゲマス
	マ	謹ミテ御祝ヒ申シマス		一一	明ケマシテ御芽出度ウ御座イマ
		晴ノ鹿島立ヲ祝シ一路御平安ヲ祈ル		一二	新玉ノ年ノ始ノ御壽芽出度ク御祝申上ゲマス
		御出征ヲ祝シ皇國ノタメ御奮闘ヲ祈ル		一三	

種別	略号	文	種別	略号	文
種別	番又ハ號	文	種別	番又ハ號	文
	キ	謹ミテ新年ヲ賀シ御尊家ノ萬福ヲ祈ル 謹ミテ新年ヲ賀シ平素ノ御無音ヲ謝ス 謹ミテ新年ヲ賀シ倍舊ノ御愛顧ヲ願フ 新年御芽出度ウ御座イマス相變ラズ御引立ヲ願ヒマス 謹ミテ年頭ノ御挨拶ヲ申上ゲ益御繁榮ヲ祈ル 謹ミテ新年ヲ賀ス早賀詞ヲ賜ハリ難有存ジマス 洋上ヨリ遙ニ故國ノ新年ヲ賀ス		モ	新年ヲ賀シ御安著ヲ待ツ 謹ミテ新年ヲ賀シ一路御平安ヲ祈ル 新年御芽出度ウ御座イマス當方皆無事御安心下サイ 謹ミテ新年ヲ賀ス皇國ノタメニ層御奮闘ヲ祈ル
	ユ			ス	
	メ			ン	
	シ				
	エ				
	ヒ				

C、船舶通報

一般電報の取扱と全く異なるものであつて、通過報、信號報、海難報の三種があり、その大要は次の通である。
 (1) 通過報 指定せられた燈臺から、その沿海を通過する船舶名とその通過時分の通報を和文電報で受けるもの

(2) 信號報 指定せられた燈臺を介して、船舶所有者又はその賃借人が同燈臺沿海を通過する船舶の船長との間に和文電報で通信するもの

(3) 海難報 指定せられた無線電信局から、無線電信又は無線電話によつて知得した船舶の遭難状況即ち船名、災厄の日時、船舶の位置、災害の状況等の通報を和文電報で受けるもの
 以上の各通報を望むときは、登記料として年額二圓を納付せねばならぬ、又各通報に要する料金は次の通りであつて、通報を受けたとき料金を納付するのである。

通過報	登記料納付者	内地相互間	費用
(一通に付)	内地、朝鮮、臺灣、樺太相互間	二十錢	
臨時請求者	内地相互間	二十五錢	
(一通に付)	内地、朝鮮、臺灣、樺太相互間	三十錢	
但し夜間通過の船舶に對する料金は前記料金の二倍		四十錢	

信號報 電報料及郵便料 一通に付 一圓
 海難報 電報の字數に應じ一般私報の料金
 D、氣象通知電報

第三編 利用案内

日日の天気豫報、臨時の暴風警報等を受けることを望むときは、豫め請求書を局に差出して置けば、全国的ものは中央氣象臺より、地方的のものはその地方の測候所より發表されるものを和文電報にて通知を受けることが出来る。料金は次の通である。

種別	一ヶ月		一週間	
	符號	譯文	符號	譯文
全般天氣豫報	三四七十五錢	五圓	十五錢	二十錢
全般氣象特報	一四二十五錢	一四六十五錢	十五錢	二十錢
全般暴風警報	二四五十錢	三四二十五錢	十錢	二十錢
地方天氣豫報	一圓	一四三十錢	十錢	十錢
地方氣象特報				十錢
地方暴風警報				十三錢

ロ、無線電報 (内國)

無線電報は艦船に發受されるものばかりでなく、離島と本土との間その他陸地相互間にも取扱はれて居るのであるが、陸地相互間に發着するものは取扱上一般有線電報と異なる所がないから、茲には本邦海岸局の仲介によつて艦船に發着する無線電報に就いてのみ述べることにする。尙航空機に發着する無線電報の取扱は艦船に發着するものと同様である。

一、差出方

無線電報の差出し方は前述の内國電報の差出方と何等異なるところはないが、特に注意を要するのは常に移動する艦船に宛てるのであるからその艦船の位置に従ひ最も早く送達せしめ得る適當の海岸局を指定せねばならぬことである。

二、特殊取扱

大體内國電報に關する特殊取扱と同様であるが特に無線電報に付て異なる點を掲ぐれば左の如くである。

イ、時間外

艦船發着の無線電報は電報取扱時間に拘らず取扱はれる。従つて電報取扱時間外に差出すものと雖時間外料及時間外の指定(ララ)を要しない。

ロ、船舶中繼

船舶が海岸局の通信圏外を航行中の場合は、海岸局との間に直接電報の送受が出来ないから、その中間に在る他の船舶の中繼によらねばならぬ。この他の船舶の中繼による取扱を船舶中繼と言ふ。船舶中繼の取扱を要する無線電報には、指定事項として和文電報には「ナヨ」歐文電報には「RM」の略號を記入せねばならぬ。而して船舶中繼の取扱は一回に限られてゐる。尙短波無線電信を裝置する船舶は大體に於てその全航程を通じ、本邦短波海岸局との間に直接通信可能であるから船舶中繼の取扱は、主として短波無線電信の裝置なき船舶に發着する無線電報に付利用される。

ハ、保管期間

艦船著無線電報に付ては、海岸局に於て該電報を著信艦船に傳送する爲めに保管する期間を發信人に於て

特定することが出来る。若し發信人が保管期間を特に指定しない場合は、該電報は發信の日より五日間海岸局に保管することとなつてゐる。又保管期間は必要に應じ延長することが出来る。此の場合に於てはその満了前に於て發信電信局に請求せねばならぬ。

ニ、至急、再送及受信報知

艦船發著無線電報の至急、再送及受信報知の取扱は陸上電信局間に限られてゐる。而して受信報知電報に付ては該電報を海岸局に於て艦船に送信した日時を通知することとなつてゐる。

ホ、追尾、翌朝配達及配達日時指定

艦船發著無線電報に付ては、追尾、翌朝配達及配達日時指定の取扱をしない。

ヘ、新聞無線電報の同文取扱

新聞無線電報にして同一海岸局を經由し二箇以上の船舶局に著するものは、陸上電信局相互間だけ同文電報とすることが出来る。この場合同文の指定略號の代りに和文電報には「ラヨ」、歐文電報には「SM」と記入せねばならぬ。

三、特殊制度

A、慶弔無線電報

慶弔無線電報の取扱も、大體に於て有線電信に依る慶弔電報と異なる所がないから、茲では單に一般無線電報と異なる點のみを掲ぐるに止める。

(1) 特殊取扱 艦船に發著する慶弔無線電報の特殊取扱としては同文のみである。尙著信託送は取

(2) 料 金

扱けぬ。

例文電報の料金は艦船發著のものは八十錢（艦船託送發受所より發するものは五十錢）、同文料は四十五錢（艦船託送發受所より發するものは三十錢）である。任意文電報は一般無線電報の私報と同額の料金を課する。

B、遭難無線電報

船舶の遭難に際し其の船舶の名稱、遭難の位置、狀況其の他救助に必要な事項を通報する無線電報即ち遭難無線電報は無線局に於て他の通信を中止し最先順位を以て取扱ひ且有線電信系上の傳送を要せざるものは無料で取扱ふ。

遭難通信は遭難符號を冠して行はれるのであるが之を受信した總ての無線局は直に他の一切の無線通信を中止して該通信を受信し、通信の目的達成の爲最善の措置を採ることとなつてゐる。

C、緊急無線電報

海上に於ける生命財産保全に必要な事項を通報する無線電報で緊急の性質を有するものは緊急無線電報として遭難無線電報に準じて取扱ふ。

右の電報を傳送する場合は緊急符號を冠し他の通信との識別に便ならしめ、以て他の無線局に於て此の種重要無線電報の敏速なる疏通を妨ぐるが如きことなきを期してゐる。

D、安全無線電報

之は水路告示中緊急を要する事項、航路の變化又は暗礁に關する事項、遺棄物、漂流物、流氷又は難破船に關する事項、氣象の激變其の他船舶航行上の危険警戒に必要な事項を通報する無線電報であつて、遭難

無線電報及緊急無線電報に準じて取扱ふ。

此の電報の傳送に當つては安全符號を冠し他の通信との識別を容易ならしめてゐる。安全符號を受信した船舶局は直に總ての通信を中止して該通報を受信し、必要に應じ其の要領を船長に通知することとなつてゐる。

ハ、日滿電報

一、日滿電報の意義

日滿電報とは本邦内地、朝鮮、臺灣、樺太又は南洋ヤップ島と關東州、南滿洲鐵道附屬地又は滿洲國との間に發着する電報並前記各地と芝罘との間に發着する電報を云ふ。

二、日滿電報の差出方、特殊取扱制度及各種の請求

日滿電報の差出方、特殊取扱及各種の請求等何れも内國電報の場合と同一である。

三、其の他の特殊電報

其の他の特殊電報制度も亦大體内國電報の場合と同様である。

慶弔電報の制度はあるが當分年賀電報に限り（任意文及例文）取扱ひ、年賀電報では同文の外特殊取扱を爲さない。

右の年賀電報の料金は例文電報は五語分四十錢で、任意文電報の料金は一般日滿電報の私報と同じである。

四、料金制度

日滿電報の料金制度は内國電報とは異り語數制を採用して居る。即ち

イ、和文電報の一名宛は字數に拘らず二語とし、受信人連記の場合又は追尾、再送電報の居所逐書の場合は一名宛を増す毎に一語を加へる。

ロ、和文電報は本文指定を通じ、各五字又は其の端數毎に一語と計算する。

ハ、料金は一語に付

官報	和文	六錢
私報	和文	八錢
	英文	十八錢

である。但し一通の最低限料金は和歐文共五語分である。

ニ、至急料は官報は通常電報に同じく、私報は二倍であり、照校料は通常電報料の四分の一である。

二、外國電報

一、外國電報の頼信

外國電報は三等局の一部を除いた外何れの局の窓口へも頼信することが出来るが、又之等の局所に豫め請求して許可を受けた上、加入電話又は電報送受専用の電信若は電話に依り頼信することが出来る。但し此の場合は豫納金通帳を有する者に限られる。

外國電報を郵便に依り、又は電報の集配手に依託して頼信することは出来ない。

外國電報の取扱時間は左表の通であるが、取扱時間外に頼信する場合には、時間外料として一通に付金三十錢を納付せねばならぬ。尤も官報、新聞電報、無線電報及至急電報には此の時間外料を要しない。

期 間	一、二等郵便、電信局及集配三等郵便局	三等郵便局 (郵便集配局を除く)
自三月三十一日 至十月三十一日	午前六時から 午後八時まで	午前十時から 午後八時まで
自十一月一日 至二月末日	午前七時から 午後八時まで	午前八時から 午後八時まで

二、外國電報の料金

外國電報の料金は國際間に共通な金フランなる貨幣を基礎として各國主管廳又は私企業との間の協定に依り定められ發著兩地とも同額で、之を基本料金と稱する。次に此の基本料金を別に一定の方法に依り定められた邦貨の相當額に換算した後各局の窓口で公衆から徴收するのであるが、此の邦貨相當額は毎年四回告示される。

外國電報の料金は一、二等局では現金で其の他の局では切手で徴收される。

頻繁に外國電報を頼信する者の爲に、豫納金通帳といふ制度が設けられてある。これは豫め電報料金(一回の豫納最低百圓)を常時頼信ス局に預けて、之に對する通帳を受取つて置き、電報頼信の際電報料を其の通帳の中から差引いて貰ふ方法で、電報頼信の都度現金を受授するに伴ふ危険と手数を省く爲である。

三、外國電報の線路指定

外國電報を差出す場合には、その電報の經過線路名を頼信紙の局用記事欄に記入することが出来るが、若し記入せぬ場合は局側で料金及速達上最も適當な線路を選定する。

經過線路を大別すれば無線と有線の二種となる。

我國の國際無線電信は最近目醒しい發展を遂げ、第三國の羅絆を脱して自主的且迅速なる直通通信を歐洲、米國、極東、南洋等の世界主要各地と行ひつゝある。現在世界の主要地との間に直通無線連絡の行はれてゐない國は極めて少數で、之等の國との間にも近き將來に於ては直通無線連絡が行はれる豫定となつてゐる。

此の直通無線連絡を經由する場合は、單に電報が迅速且完全に傳送される許りでなく、對手國との間の電報料金の分配に於て、外國會社の海底線經由の場合に比し、著しく本邦の收得分を増し、本邦の國際貸借の上に甚大な利益を齎すのみならず、又對外支拂部分が減少する結果は、電報の料金中對外爲替の影響を受ける部分が減少し、従つて窓口で公衆から徴收する料金は低廉となる利益を伴ふ。

外國電報が無線經由にて傳送される爲には、前記頼信紙の局用記事欄に Antena と記載すればよい。

四、外國電報の名宛

外國電報の名宛は、少くとも受信人名及著信局名の二語を記載することを要する。

受信人名は普通名又は略號名宛何れを用ひてもよいが、略號名宛は必ず現在著信局に登録されてあるものに限る。

著信局名に同一若は類似の名稱の局がある場合は、之に一定の州名又は國名を附記する必要があるが、其の語は如何に長くとも料金は一語分である。

受信人名、住所其の他の補足事項は各語に付十五字毎に一語、文字又は數字の集合から成る町名、番地は各集合に付五字毎に一語と計算される。

五、外國電報の本文

第三編 利用案内

外國電報の本文に使用し得る語辭は普通語、隱語、秘語の三であるが、後廻電報や電信電報等を除き、同一電報中に何れの語辭を混用するも差支ない。

イ、普通語電報

普通語電報とは、國際電信上に使用を許された國語で記載され、且其の國語本來の意義に使用された場合の電報を云ひ文字又は數字で記した數で秘密の意義を有しないもの、略號名宛、商標、取引所相場、日常又は商業上の略號で發信國で承認されたもの等は、普通電報中に混用することを許される。

普通語は國名、都市名、街路名、船舶又は航空機名、組成語等一語として連記することを許されたものを除き、國語の用法に従て記載されるを要し、且十五字毎に一語として計算される。

ロ、隱語電報

隱語とは人爲的に作成された語辭か、又は實在の普通語を其の語が包有する以外の意義に使用し従て文意の通ぜざる語辭か、又は斯る實在語と人爲語とを混合したものである。

隱語の構成要件は五字以下の文字より成り且音符を附した文字を含みぬことであり、且夫のみで足る。

本文全部を右の隱語を以て記載した電報及本文中に隱語の外に普通語又は數字の集合を混用した電報を隱語電報とする。但し數字の集合は本文及署名の語數の二分の一を越えることを得ない。

隱語電報は每五字を一語と計算され、其の料金は通常電報料金の十分の六であるが、語數が五語に満たぬ場合でも五語分の料金を徴收される。

ハ、秘語電報

秘密の意義を有するアラビア數字及普通語又は隱語の何れにも當嵌らぬものを秘語と稱する。秘語は每五字を一語と計算され、本文中に普通語と秘語とを混用した電報の場合は普通語は十五字迄毎に、秘語は五字迄毎に一語と計算される。秘語電報及普通語混合電報には通常料金を適用する。

六、外國電報の特殊取扱(特別電報)

外國電報の各種特殊取扱の内容及料金等を略述すれば次表の通である。

種別	課金指定		料	金	摘	要
	歐文	和文				
至急	D	ウナ	通常料金と同額		通常電報に先だつて送達され取扱時間外でも取扱はれることを希望する場合	
一部至急	Pa	—	別に定められた料金額		至急電報の取扱をしない地域に宛てる電報で至急の取扱の出来る區間のみ其の取扱を希望する場合	
照校	TC	A =	通常料金の二分の一 減額官報は減額料金の二分の一		電報傳送上の正確を期する爲送受の際電報全部の反覆を希望する場合	
電信受信	PC	ツニ	一通に付歐文は六語分、和文は二語分の原電報と同一地宛同一線路による料金		受信人へ電報の到達した日時を電報で通知を希望する場合	
郵便受信	PCP	ツツ	一通に付歐文は四十「サンチム」和文は五錢		受信人へ電報の到達した日時を郵便で通知を希望する場合	

種別	課金指定		料	摘要
	欧文	和文		
追尾	F S	チラ	追尾一回毎に新に頼信したものとより計算される尤も追送料金は受信人より徴収するを原則とする	受信人の居所異動先を豫め知つて居る場合或は豫め知つて居なくとも居所の判明する限り追送交付を希望する場合
再送	recypediis de 又レ Retransmitted from Poste	ナチ	再送一回毎に新に頼信したものとより計算される尤も追送料金は受信人より徴収するを原則とする	受信人移轉又は出發後等の爲宛所の者又は受信人の依頼により更に電信で新居所へ轉送する場合
郵便	Poste		著信國內無料	著信電信局から普通郵便に依つて交付を希望する場合
書留郵便	P R		著信國內 四十「サンチーム」 著信國外 八十「サンチーム」	著信電信局から書留郵便に依つて交付を希望する場合
航空郵便	PAV		一般郵便料と航空郵便に要する料金を併せて徴収する	著信電信局から航空郵便に依つて電報の交付を希望する場合
電信局留郵便	T R	ムナ	特殊取扱料を要せぬ	肩書電信局に留置を希望する場合
書留郵便局留置	G P R		四十「サンチーム」	著信電信局から肩書郵便局へ書留郵便に依つて送達し肩書の局に留置を希望する場合
返信料前納何程	R P X	ナツ	返信料前納額は任意 (「サンチーム」未滿の端数を附することとはできぬ)	返信を要する電報を差出す際返信電報の料金を前納する場合

別使	別使料	前納	本人直渡	無絨	夜間	電話に依る送達	同文何通	總名宛通	後廻電報	課金指定		料	摘要
										欧文	和文		
別使	Expres	X P	M P	Ouvert	Nuit	T F	T M x	C T A	L C	ムナ	ムチ	特殊取扱料を要せぬ	著信局の直配達區域外に宛てた電報を別使に依り配達し其の別使配達料を受信人から徴収を希望する場合
前納	X P		M P	Ouvert	Nuit	T F	T M x	C T A	L C	ムナ	ムチ	別々に定められた料金額	著信局の直配達區域外に宛てた電報を別使に依つて配達を希望し別使料は受信人に於て前納する場合
本人直渡	M P			Ouvert	Nuit	T F	T M x	C T A	L C	ムナ	ムチ	特殊取扱料を要せぬ	名宛受信人に直接交付を希望する場合
無絨	Ouvert				Nuit	T F	T M x	C T A	L C	ムナ	ムチ	特殊取扱料を要せぬ	封緘せずに配達を希望する場合
夜間	Nuit					T F	T M x	C T A	L C	ムナ	ムチ	特殊取扱料を要せぬ	夜間に到着したときは翌朝配達を希望する場合
電話に依る送達	T F						T M x	C T A	L C	ムナ	ムチ	特殊取扱料を要せぬ	電話加入者に宛てたもので著信局から電話に依つて送達を希望する場合
同文何通	T M x							C T A	L C	ムナ	ムチ	特殊取扱料を要せぬ	同一地又は同一電信局の受持地に在る數名の電報を一括して取扱を希望する場合
總名宛通	C T A								L C	ムナ	ムチ	特殊取扱料を要せぬ	同文電報の受信人に各名宛を通知する必要がある場合
後廻電報	L C									ムナ	ムチ	特殊取扱料を要せぬ	※普通語で記載した電報で通常電報より遅れて傳送せられるも差支へない場合

特殊取扱料を要せぬ

別々に定められた料金額

特殊取扱料を要せぬ

特殊取扱料を要せぬ

特殊取扱料を要せぬ

特殊取扱料を要せぬ

特殊取扱料を要せぬ

(一般電報料の外に)各階寫に付其の語數五十語迄「フラン」それ以上五十語を増す毎に五十「サンチーム」を加ふ

特殊取扱料を要せぬ

通常電報料金の二分の一

A、本文に使用することの出来る一通語として記載し電報自體で意味の通解し得るものに限る

B、本文中數字で記載した數、商標或は Trade Mark 等日常又は商業上の通信に使用せられて居る略號を記載するときは、此等の課金語數は記

著信局の直配達區域外に宛てた電報を別使に依り配達し其の別使配達料を受信人から徴収を希望する場合

著信局の直配達區域外に宛てた電報を別使に依つて配達を希望し別使料は受信人に於て前納する場合

名宛受信人に直接交付を希望する場合

封緘せずに配達を希望する場合

夜間に到着したときは翌朝配達を希望する場合

電話加入者に宛てたもので著信局から電話に依つて送達を希望する場合

同一地又は同一電信局の受持地に在る數名の電報を一括して取扱を希望する場合

同文電報の受信人に各名宛を通知する必要がある場合

※普通語で記載した電報で通常電報より遅れて傳送せられるも差支へない場合

種別	課金指定		料	金	摘	要
	歐文	和文				
書信電報	Dit又は dit	—	本文と署名の課金語数の三分の一を超え、端数を生じた場合は三分の一に端数を生じた場合、三分の一の端数を一語として繰上げる。通常電報料金の三分の一。但し最低二十五語分を要する。書信電報の本文記載方は後述電報の場合と同じ制限がある。又アメリカ地方、フィリピン、群島、布哇、香港等の各地に宛てる書信電報の課金指定はDit(受付日の翌朝交付)其他の地方はDit(受付日の翌々朝交付)と記載する。	通常料金の三分の一。但し最低十語分を要する。	祝賀電報の本文は普通語で記載せられた祝賀文に限る。又上海、青島、四方、滄口、天津、北平の各地には歐文の外和文祝賀電報を取扱ふ。	※毎年十二月十四日より翌年一月六日迄の間に差出す電報で本文にクリスマス及新年の祝賀文のみを記載してある場合
祝賀電報	XLT	—	上海、天津、北平、青島、四方、滄口等に宛てる電報は和文にても発信することができる。之を外國和文電報と稱し記載方は内國和文電報の場合と大體同様であるが、料金は歐文電報の如く語数に応じて課金される。此の語数の計算方は指定と本文との字数を通算して七字迄毎に一語とし、名宛は字数の多少に拘らず之を一語と計算される。而して外國和文電報一通の料金は、假令名宛、指定及本文の語数を合して三語に満たなくとも最低限料として三語分の電報料を徴収される。	八、外國電報に關する各種の請求 外國電報に關する各種の請求の内容及料金を略述すれば次表の通である。	上海、天津、北平、青島、四方、滄口等に宛てる電報は和文にても発信することができる。之を外國和文電報と稱し記載方は内國和文電報の場合と大體同様であるが、料金は歐文電報の如く語数に応じて課金される。此の語数の計算方は指定と本文との字数を通算して七字迄毎に一語とし、名宛は字数の多少に拘らず之を一語と計算される。而して外國和文電報一通の料金は、假令名宛、指定及本文の語数を合して三語に満たなくとも最低限料として三語分の電報料を徴収される。	八、外國電報に關する各種の請求 外國電報に關する各種の請求の内容及料金を略述すれば次表の通である。

(備考) 一、課金指定は總べて一語分の料金を徴収される。
 二、※印を附してないものは特殊取扱料の外に別に電報料を徴収される。
 三、料金欄中特殊取扱料を徴収せぬと記してあるものは従つて課金指定を含んだ通常電報料金を徴収する。

七、外國和文電報

八、外國電報に關する各種の請求

上海、天津、北平、青島、四方、滄口等に宛てる電報は和文にても発信することができる。之を外國和文電報と稱し記載方は内國和文電報の場合と大體同様であるが、料金は歐文電報の如く語数に応じて課金される。此の語数の計算方は指定と本文との字数を通算して七字迄毎に一語とし、名宛は字数の多少に拘らず之を一語と計算される。而して外國和文電報一通の料金は、假令名宛、指定及本文の語数を合して三語に満たなくとも最低限料として三語分の電報料を徴収される。

外國電報に關する各種の請求の内容及料金を略述すれば次表の通である。

種別	料	金	請求期間	摘	要
閱覽	一通に付 五錢	—	—	—	—
際本	一通に付其の語數百語迄「一ラン五〇サンチム」以上五十語迄毎に「五〇サンチム」を加ふ。	—	—	—	—
寫眞際本	一枚に付 一圓	—	—	—	—
受取證書	一通に付 五錢	—	—	—	—
電線託送	著信は一通に付 無料 發信は一通に付 三錢	—	—	—	—

第三編 利用案内

種別	料 金	請求期間	摘 要
返 還	一通に付五錢から控除する	送信前	一旦頼信した電報を傳送前に返還を受ける場合
校 正	改正通知の電報に要した語數に相當する料金額	頼信の月の翌月 から起算して十 ケ月	發信した電報の名宛、本文又は署名の訂正を請求する場合 發信した電報の名宛、本文又は署名の追加補正を請求する場合 發信した電報の違否又は受領した電報の發信人名等を知りたい場合
補 足	通知電報の語數に相當する料金額	同	受取つた電報に發信局名、本文又は署名等不明の箇所ある場合その電報の一部の反覆を請求する場合
問 合	問合及返報に要する電報の語數に相當する料金額	同	既に發信した電報の取消を電信局に請求する場合
反 覆	無 料	同	校正、補足、問合、反覆又は取消の通知並之が返信を電報に依らず郵便に依る場合
取 消	通知電報の語數に相當する料金額 額及返報に要する料金額	同	
郵便課金 事務報	歌文關係 一通に付 書留郵 更八十 サンチム 和文關係 一通に付 書留 更四十 サンチム 返信 書留 更十五 錢	同	

料 金 還 付	略 號 登 記	配 達 先 登 記	局 渡
無 料	常時 年額 一圓 二十錢	常時 年額 一圓 二十錢 臨時 月額 一圓 二十錢	局渡 一箇に付 二十錢
	隨 時	隨 時	隨 時
	頼信の日から六ケ月但し未使用返信料前納證券に付ては發行の日より三ケ月		
	電信局の過失で不達延生じ若くは特殊取扱をしなかつた場合等に當該電報料金は特殊取扱料金の還付を受けた場合 居所氏名の代りに一定の略號を電報受信略號として使用したい場合 電報の配達場所を特定した場合 電報の配達を待たず電信局の窓口で交付を受けたい場合		

九、外國無線電報

航海中の船舶の乗客等に發着する電報で、我國の陸上局(船舶や航空機の無線局)を經由して外國の船舶や航空機に宛てる場合及外國の陸上局を經由して帝國又は外國の船舶に宛てる場合は、外國無線電報として取扱はれる。外國無線電報の料金は、發信局から陸上局までの料金(電信料)の外に、陸上局と移動局の各取扱料を要する。前記以外に尙外國無線電報の一般外國電報と異なる點を掲げれば次の通である。

受付に於ては時間外料を徴收せずして何時でも受付けること、特殊取扱に於ては、返信料前納、照校、同文、至急(一般の通信路系上の取扱に限る)、再送(帝國政府及滿洲電信會社の通信系上に限る)のみを夫々取扱ふこと、和文電報は上海、青島、四方、滄口、天津、北平に發着するものを、取扱ふこと等であつて、又一般外國電報に於ける各種の請求は、外國無線電報でも殆んど同様に行はるのである。

第三編 利用案内

第三編 利用案内

二、電信局所の電報取扱時間

一、二等郵便、電信局集配三等郵便局	毎年三月一日より 毎年十一月一日迄	午後六時より
電報配達事務を取扱ふ無集配三等郵便局、郵便取扱所及電信電話取扱所	毎年三月一日より 毎年十一月一日迄	午後七時より
	毎年三月一日より 毎年十一月一日迄	午後八時より
	毎年三月一日より 毎年十一月一日迄	午後八時より

電報配達事務を取扱はざる無集配三等郵便局、郵便取扱所及電信電話取扱所

電信取扱所 午前八時より午後八時迄

(備考) 一、至急、艦船發着無線、新聞、外國電報及時間外料を納付したるものは一、二等局及郵便集配三等局は時間に制限なく取扱ふ

二、朝鮮宛は午後八時より翌午前八時迄は至急電報の外は取扱はない

但し通常電報と雖も受付に限り内地受付時間内は之を受付ける

三、電報料金表 (利用方に掲げたるものを除く)

イ、内國電報

區間	和		文		歐	
	基	累	基	累	基	累
同一市町村内	(十五字以内)	十五錢	(五字以内を増す毎に)	三錢	(五語以内)	三錢
内地(小笠原島を除く)各地間	官報	三十錢		五錢		五錢
内地(小笠原島を除く)、小笠原島、臺灣、樺太、朝鮮相互間	私報	四十錢		五錢		五錢
南洋(ヤップ)島と帝國電信系(芝罘、上海及青島を除く)相互間				四十五錢		五錢

二、新聞電報料

區間	和文五十語		和文五十語		和文五十語	
	以	以	以	以	以	以
内地各地間	二十五錢	二十錢	同	十五錢	料	十五錢
内地(小笠原島と臺灣、樺太、朝鮮及南洋ヤップ島間)	三十五錢	三十錢	又(原信本文の字数又は語數に依り)	二十錢	又(原信本文の字数又は語數に依り)	十五錢

第三編 利用案内

第三編 利用案内

新聞電報の至急料は新聞電報料の二倍
豫約新聞電報料（一豫約に付年額）

區	間	豫定字数		
		和文五百語以内	和文一千二百語以内	和文一千五百語以内
内地各地間	小笠原、樺太、朝鮮及南洋ヤップ島間	四百八十圓	八百四十圓	一千二百圓
	内地又小笠原島と臺灣、樺太、朝鮮及南洋ヤップ島間	七百二十圓	一千二百六十圓	一千八百圓

豫約同文料は豫約新聞電報料の二分の一
後納發信券綴

甲 (五十葉) 一級 五十錢
乙 (二十葉) 一級 二十錢

三、同報電信

一、加入料 (年額) 八十圓 (日本橋郵便局)

附加加入料
受信機設置場所當該電信官署より直徑四百四十メートルを超ゆるときは線路百十メートル以内毎に一年額五圓
移轉料 同一邸宅内 五圓 同一邸宅外 實費圓

一、電報料

口、無線電報

區	別	無線電報料	同文料	有線電報料
官報及私報	和文 十五字以内	二十五錢	第二通以下各通に付 十五錢	線場合は有線電報料に付て無 航空機發着又 但し金船は電 報機發着に付 は電報に付て 線有線電報系 上の傳送地域 に拘らず内地 間へ同一市内 村内及内地小 笠原島を除く と電報の發着 料とす
	和文 十五字を超ゆると きは五字以内を 増す毎に	五錢	同	
	歐文 五語以内	三十五錢	同	
	歐文 五語を超ゆると は一語を増す毎に	五錢	同	
新聞電報	和文 五十字以内	二十五錢	第二通以下各通に付 十五錢	線場合は有線電報料に付て無 航空機發着又 但し金船は電 報機發着に付 は電報に付て 線有線電報系 上の傳送地域 に拘らず内地 間へ同一市内 村内及内地小 笠原島を除く と電報の發着 料とす
	和文 五十字を超ゆると きは五字以内を 増す毎に	二十錢	同	
	歐文 十語以内	二十五錢	第二通以下各通に付 十五錢	
	歐文 十語を超ゆると きは十語以内を 増す毎に	二十錢	同	

第三編 利用案内

第三編 利用案内

固定局間傳送を要する無線電報に對する無線電信上の特定料金は左の如し

區	間	料	金
南洋群島中サイパン、テニアン、トラツク、ボナベ、ヤルイト、バラオ、アンガウル及ロタ各島と南洋群島外の各地相互間		内地と南洋群島との間の固定局間傳送は之を有線電信上の取扱と看做し内地と南洋群島との間に發着する電報料金と同額の有線電報料を課す	
沖繩縣島尻郡大東島の内南大東島とその他の各地との間に發着する無線電報		通常電報、時間外電報、至急電報等の區別に拘らず上記關係固定局間傳送料として無線電報料二箇を課す	
沖繩縣島尻郡大東村宇沖大東島とその他の各地との間に發着する無線電報		同	
北海道千島國占守郡幌筵島とその他の各地との間同占守島とその他の各地との間及幌筵島内に發着する無線電報		同	
稚内と樺太との間に發着する無線電報		通常電報、時間外電報、至急電報等の區別に拘らず上記關係固定局間傳送料として無線電報料二箇分を課す但し有線電報料を包含す	

二、放送電報料 (一ヶ月間毎日發信一通毎に左表の料金及別に一名宛毎に月額一圓)

和	文	歐	文
一通放送字数 百字以内	月 二十圓	一通放送語數 二十語以内	月 二十圓

八、日滿電報

二百五十字以内	四圓	五十語以内	四圓
五百字以内	八圓	一百語以内	八圓
一千字以内	十四圓	二百語以内	十四圓
一千五百字以内	十八圓	三百語以内	十八圓
二千五百字以内	二十六圓	四百語以内	二十六圓
		五百語以内	三十圓

一、電報料

區	間	一語料金	備考
本邦内地、臺灣、樺太又は南洋ヤツブ島と關東州、滿洲國又は芝罘との間に發着する電報	官報(和文) 八錢 私報(和文) 六錢	名宛は其の字數に拘らず二語と計算す連記したる第二以下の各受信人名及追尾電報又は再送電報の第二以下の各居所は其の字數に拘らず一語に計算す	
朝鮮、芝罘と關東州、滿洲國との間又は朝鮮と芝罘との間に發着する電報	官報(和文) 八錢 私報(和文) 六錢	一通の課金語數五語に満たざる場合と雖五語分の料金を課す、和文電報の本端文及指定は之を計算し各五字又は其の	

二、日滿新聞電報料

第三編 利用案内

第三編 利用案内

區	間	一語料金		同文謄寫料
		和文	歐文	
本邦内地、臺灣、樺太又は南洋ヤップ島と關東州、滿洲國又は芝罘との間に發着する電報	朝鮮、芝罘と關東州、滿洲國との間又は朝鮮と芝罘との間に發着する電報	和文	三錢	原信本文の語數に依り十語迄毎に十錢
		歐文	四錢	
新聞電報の至急料は新聞電報料の二倍		和文	三錢	
		歐文	二錢	

三、日滿豫約新聞電報料（一豫約に付年額）

區	間	豫定語數			
		百語以内	二百語以内	三百語以内	歐文
本邦内地臺灣樺太又は南洋ヤップ島と關東州、滿洲國との間に發着する電報	朝鮮と關東州、滿洲國との間に發着する電報	和文	七百二十圓	一千二百六十圓	一千八百圓
		歐文	九百六十圓	一千六百八十圓	二千四百圓
新聞電報の至急料は新聞電報料の二倍		和文	四百八十圓	八百四十圓	一千二百圓
		歐文	七百二十圓	一千二百圓	一千八百圓

豫約同文謄寫料は豫約新聞電報料の二分の一

四、日滿無線電報料

區別	無線電報料	同文謄寫料	有線電報料
官報及私報	一語に付 和文 五錢 歐文 七錢	十錢	線上傳送を要する場合は有線電報料 但し船發著日滿無線電報に付て は有線電報系上の傳送地域に拘ら ず左の料金を課す
新聞電報	一語に付 和文 二錢 歐文 三錢	原信本文の語數に依り十語迄毎に十錢	官私報 一語に付 和文 六錢 歐文 八錢 新聞電報 一語に付 和文 二錢 歐文 三錢

(備考) 日滿同文無線電報の原信以外の各通の名宛に對しても同文謄寫料の外各名宛の語數に應じ、無線に依る送信、受信、中繼の各取扱毎に無線電報料相當額を又有線電報系上の傳送を要するものは有線電報料相當額を夫々課す

二、本邦北支間電報

本邦と北京、天津、豐臺、濟南、張家口其
の他北支軍用各局との間に發着する電報
新聞電報 (和文) 一語に付 三十錢
(歐文) 一語に付 三十錢
私報 (和文) 一語に付 二十錢
(歐文) 一語に付 二十錢
新聞電報 (和文) 一語に付 六錢
(歐文) 一語に付 九錢

第三編 利用案内

第三編 利用案内

ホ、北支と日滿船舶間無線電報

區別	無線電報料	有線電報料
官報及私報	一語に付(和文七錢)	一語に付(和文三十錢)
新聞電報	一語に付(和文三錢)	一語に付(和文九錢)

(備考) 本電報の取扱は日滿無線電報及本邦北支間電報の例に依る

ハ、外國電報

一、通常電報一語料金

對地別	上海經由	大阪無線經由	東京無線經由	浦鹽經由	香港經由	小笠原又ハ馬尼刺經由	朝鮮又ハ樺太經由
上海	〇・五五	〇・五五	〇・七五	〇・七五	〇・七五	〇・七五	〇・七五
北京			二・六	二・六	二・六	二・六	二・六
新嘉坡			三・〇〇	三・〇〇	三・〇〇	三・〇〇	三・〇〇
孟買			三・一九	三・一九	三・一九	三・一九	三・一九
カッタ			三・一九	三・一九	三・一九	三・一九	三・一九
スラバ			三・一九	三・一九	三・一九	三・一九	三・一九
バタ			三・一九	三・一九	三・一九	三・一九	三・一九
ヤバ			三・一九	三・一九	三・一九	三・一九	三・一九

二、新聞電報一語料金

對地別	上海經由	大阪無線經由	東京無線經由	浦鹽經由	香港經由	小笠原又ハ馬尼刺經由	朝鮮又ハ樺太經由
上海							
北京			三・四〇	三・四〇	三・四〇	三・四〇	三・四〇
新嘉坡			三・四〇	三・四〇	三・四〇	三・四〇	三・四〇
孟買			三・四〇	三・四〇	三・四〇	三・四〇	三・四〇
カッタ			三・四〇	三・四〇	三・四〇	三・四〇	三・四〇
スラバ			三・四〇	三・四〇	三・四〇	三・四〇	三・四〇
バタ			三・四〇	三・四〇	三・四〇	三・四〇	三・四〇
ヤバ			三・四〇	三・四〇	三・四〇	三・四〇	三・四〇
シドニー			三・四〇	三・四〇	三・四〇	三・四〇	三・四〇
メルボルン			三・四〇	三・四〇	三・四〇	三・四〇	三・四〇
ケアンズ			三・四〇	三・四〇	三・四〇	三・四〇	三・四〇
倫敦			三・四〇	三・四〇	三・四〇	三・四〇	三・四〇
巴里			三・四〇	三・四〇	三・四〇	三・四〇	三・四〇
伯林			三・四〇	三・四〇	三・四〇	三・四〇	三・四〇
レニングラ			三・四〇	三・四〇	三・四〇	三・四〇	三・四〇
組育			三・四〇	三・四〇	三・四〇	三・四〇	三・四〇
桑港			三・四〇	三・四〇	三・四〇	三・四〇	三・四〇
晚香			三・四〇	三・四〇	三・四〇	三・四〇	三・四〇
リオデジャ			三・四〇	三・四〇	三・四〇	三・四〇	三・四〇
ブエノスアイ			三・四〇	三・四〇	三・四〇	三・四〇	三・四〇
スロ			三・四〇	三・四〇	三・四〇	三・四〇	三・四〇

第三編 利用案内

對地別	上海經由	大阪無線經由	東京無線經由	浦鹽經由	香港經由	小笠原又ハ馬尼刺經由	朝鮮又ハ樺太經由
上海	〇・三六	〇・三六	〇・三六	〇・三六	〇・三六	〇・三六	〇・三六
北京			〇・三六	〇・三六	〇・三六	〇・三六	〇・三六
新嘉坡			〇・三六	〇・三六	〇・三六	〇・三六	〇・三六
孟買			〇・三六	〇・三六	〇・三六	〇・三六	〇・三六
カッタ			〇・三六	〇・三六	〇・三六	〇・三六	〇・三六
スラバ			〇・三六	〇・三六	〇・三六	〇・三六	〇・三六
バタ			〇・三六	〇・三六	〇・三六	〇・三六	〇・三六
ヤバ			〇・三六	〇・三六	〇・三六	〇・三六	〇・三六
シドニー			〇・三六	〇・三六	〇・三六	〇・三六	〇・三六
メルボルン			〇・三六	〇・三六	〇・三六	〇・三六	〇・三六
ケアンズ			〇・三六	〇・三六	〇・三六	〇・三六	〇・三六
倫敦			〇・三六	〇・三六	〇・三六	〇・三六	〇・三六
巴里			〇・三六	〇・三六	〇・三六	〇・三六	〇・三六
伯林			〇・三六	〇・三六	〇・三六	〇・三六	〇・三六
レニングラ			〇・三六	〇・三六	〇・三六	〇・三六	〇・三六
組育			〇・三六	〇・三六	〇・三六	〇・三六	〇・三六
桑港			〇・三六	〇・三六	〇・三六	〇・三六	〇・三六
晚香			〇・三六	〇・三六	〇・三六	〇・三六	〇・三六
リオデジャ			〇・三六	〇・三六	〇・三六	〇・三六	〇・三六
ブエノスアイ			〇・三六	〇・三六	〇・三六	〇・三六	〇・三六
スロ			〇・三六	〇・三六	〇・三六	〇・三六	〇・三六

對地別	經由別料金					
	上海經由	大阪無線	東京無線	浦鹽經由	香港經由	小笠原又ハ馬尼刺經由
新嘉坡	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
カッタ	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
孟買	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
スラバ	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
バタ	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
シヤ	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
メニ	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
カボ	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
ケル	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
倫敦	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
巴里	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
伯林	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
紐加	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
桑港	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
晚香	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
リヂ	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
ブエ	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇

電話

一、電話の利用方

イ、内地電話

- (1) 加入電話の種類 加入電話には單獨加入、共同加入の二種がある。
 - 單獨加入は一回線を一人が専用するものであつて、最も多く使用されてゐる。
 - 共同加入は一回線を二人が共用するものであつて、一人が通話してゐる間は他の一人は通話が出来ない點が不便であるが、使用料が低廉であると謂ふことゝ度數料金制施行地では同一共同加入者相互間の通話には度數料が要らぬと謂ふ利益がある。
- (2) 電話加入の方法 單獨加入は毎年四月初電話加入の申込を受付ることになつてゐるから、この受付期間中に申込んで一定の設備費及加入料を納入して加入するのである。尤も架設個數に制限があるので、申込の受理は抽籤に依るのが普通である。共同加入の申込も同時に受付ける處もあるし、期間を異にする處もある。
- (3) 臨時加入電話に付いて 短期間電話の架設を必要とする場合、局種別八級局以上即ち加入數二〇〇名以上ある局の普通加入區域内で、三十日以内の加入期間臨時單獨加入電話に加入することが出来る。申込の方法は、開通を必要とするとき何時でも申込書を當該局に差出せばよい。
- (4) 卓上電話機の使用 加入電話には通常壁掛電話機を装置することになつてゐるが、加入者の請求に依り卓上電話機に変更が出来る。

(5) 電話機械類の増設 加入電話機には電話機、電鈴等を増設することが出来る。増設電話機には甲種と乙種がある。甲種は交換機により接続されるもの、乙種は轉換器に依り接続されるもので工場と本宅、事務室と居室との間などによく利用される。

(6) 電話番号簿への掲載 加入者は自己の氏名の外屋號其の他の稱號を掲載することが出来るし、氏名及稱號の何れによつても索引の出来る重複掲載又は電話機設置場所居住者でさへあればその氏名を他人名義掲載として二名以上でも掲載出来る。

(7) 加入電話に關する諸種の請求をする場合は、豫め届出の印鑑を押捺した該當請求書の提出を要する。料金に異動を生ずる請求の場合は、僅かな違ひで次期の料金を徴收されると謂ふ様なことになることがあるから注意を要する。

二、電話番号簿廣告掲載 電話番号簿には廣告を掲載してゐる。電話番号簿は通常毎年一回改刷してゐるが、この改刷の時期に一般から廣告の申込を募集する。

三、電話番号簿の賣捌

電話番号簿は一加入毎に一冊宛無料交付してゐるが、尙實費に近い定價で一般に販賣してゐる。

四、電話通話

(1) 通話の種類は次の通であつて加入電話を持つてゐる者は其の電話を通じて請求することが出来る。

イ、市内通話 市内通話區域、即ち同一加入區域内で交換される通話である。度數料金施行地では一通話度數毎に度數料を課せられる。

ロ、市外通話 市内通話以外の通話である。普通通話と至急通話とあり、至急通話は普通通話に優先して取扱はれる。

ハ、夜間通話 普通通話料三十錢以上の通話區域で午後八時から翌朝七時までの間に取扱を開始される通話である。

る。

通話料は二、三期低減されてゐる。

夜間通話も普通と至急に分れてゐる。

ニ、定時通話 特定の通話區域で請求者の指定した時刻に取扱を開始する加入者相互間の通話である。

ホ、呼出通話 加入電話を持つてゐない者を其の住所の最寄りの通話局に呼出してする通話である。呼出通話は市内通話區域は勿論市外通話區域でも出来る。

呼出通話による市外通話も普通と至急に分れてゐる。

(2) 加入電話を持つてゐない者が通話するには、通話局を利用する方法と公衆電話所を利用する方法とある。

イ、通話局 「電話」と謂ふ標示の掲げてある郵便局には公衆通話用の電話が設置してあつて、事務取扱時間内であれば一定の料金を出して申込みれば誰れでも通話が出来る。

ス様な局を通話局と謂ふ。通話局からは市内通話も市外通話も出来るし、對話者が加入電話を持たないときは呼出通話を請求することが出来る。

ロ、公衆電話所 各都市の市内樞要の箇所に公衆電話所を置いてあつて、市内通話は勿論市外通話は通話料五十錢以下の區域まで通話が出来ることが對話者は必ず加入電話を持つてゐる者であることを要する。

公衆電話からは夜中でも通話が出来る。

通話に際しては、必ず局の取扱者の合圖を待つて通話料を投入することを忘れてはならぬ。

五、電話のかけ方

(1) 對話者の電話番号は、電話番号簿で充分調査することが肝要である。

電話番号簿は最新版の官製のものを使用すること、舊版又は私製のものを用ひると誤接続を生ずる處がある。

イ、自動式電話機からかける場合、受話器を外して発信音（ツィと言ふ連続音）が出てゐたら「ダイヤル」に依り對話者電話番号の數字を順に廻す「ダイヤル」は指止まで確實に廻してから放すこと、一數字でも廻し違ひ又は不正確な廻し方をした場合是最初からやり直すことが必要である。

番号を廻し終つたとき呼出音（ツィツィと言ふ軽い連続音）が聞えたら、對話者の電話機の「ベル」が鳴つてゐる證據である。話中音（ジージと言ふ強い連続音）が聞えたら話中であるから又時を経てかけ直すこと。

ロ、共電式（手働式）電話機からかける場合、受話器を外すと局の取扱者が出るから對話者の電話番号を明瞭に告げればよい。

ハ、磁石式（手働式）電話機からかける場合、電話機の把手を二、三回廻してから受話器を外すと局の取扱者が出る。把手をあまり長く廻すことは取扱者の應答を妨げるから禁物である。通話終了後は受話器をかけて更に把手を二、三回廻すのである。これは取扱者に對する通話終了の信號である。

②電話機を粗暴に取扱ふことは、故障、誤接続、切斷等の原因となるから注意が肝要である。通話する本人が直接かけること、電話機の「ベル」が鳴つたら直ちに應答すること、要領よく話することは通話を最も能率的ならしめる。通話に際しては徒らに大聲を發するよりも、送話器に口を近づけて語調明瞭に恰も通常の對談の如く話すのが最もよく對話者に通じる。

話中電話口を離れるときは受話器を元の位置にかけてはならぬ。又双方同時に離れてはならぬ。話中切斷したときはかけた方が再びかけ直すこと。市内通話中に特別市外通話等がかゝつて來た場合は一時その市内通話を切斷する。③局には市外通話の申込を受けるため又は一般通話に關する各種の請求を受付けるための電話がある。これらの電話番號は電話番號簿に掲載してある。

六、電話交換取扱に關する申告 電話交換取扱上事故のあつた場合は取扱者と直接交渉することなく、責任者を呼出

して事故の原因、内容を申告せられたい。

七、出火場所及時刻の間合 交換取扱者は平素より繁忙を極めてゐるので、時刻の間合又は出火場所の間合は一層負擔を過重ならしめる。殊に出火の際は重要通話が輻轉するばかりでなく、局にも出火場所の判明しない場合が多いのであるから此の種の間合は遠慮せられたい。

八、火災報知電話及應急救護電話 特定の地域で出火のあつた場合又は傷病者救護のため救急車の出動を求めるときは自動式電話機によるときは特定の電話番号を「ダイヤル」し、手働式電話機によるときは局の取扱者が出たら單に「火事」又は「救急車」を告げれば直ぐ消防署に接続されることになつてゐる。

九、橋樑繋留の船と陸上との通話 大阪港と横濱港の橋樑又は岸壁に船船を繋留した場合、一般公衆通話の用に供する爲其船船と陸上とを連絡する電話の施設が出来る。申請者は大阪中央電話局又は横濱中央電話局に申出ればよい。

ロ、外地 電話

内地と朝鮮、臺灣及樺太との間に行はれる電話通話で通話方法等は内地相互間の通話と殆んど變らない。

ハ、日 滿 電話

内地の主要地と滿洲の主要地との間にも電話通話が出来ゐる。之は東京中央電話局―新京中央電話局間及東京中央電話局―大連中央電話局間無線連絡又は大阪中央電話局―奉天中央電話局間有線連絡に依つて取扱はれるもので日滿通話と稱する日滿通話をかけるには、國內の市外通話と同様各局の記録係を呼出して申込むのである。

ニ、船 船 電話

一、近距離 六次都市其の他神戸、門司附近の主要各局の加入電話及其の局の加入區域内にある通話局から航行中又は神戸港若は門司港碇泊の船舶と通話が出来ゐる。これは神戸中央電話局及門司郵便局内設置の無線電話設備の媒介により爲されるのであつてこれを船舶無線電話通話と謂ふ。

無線電話通話の出来る船舶は大連航路の、鴨綠丸、黑龍丸、沖繩航路の臺南丸、臺中丸、臺灣航路の高千穂丸、高砂丸で神戸門司又は下關入出港前後五時間及右各港碇泊中は毎日午前六時より午後八時までの間に通話を取扱ひ、關釜連絡船の景福丸、昌慶丸、金剛丸及興安丸とは下關入出港前後五時間通話の取扱をする。又神戸高等商船の深江丸、進徳丸及兵庫縣の保安丸とは午前八時より午後六時迄の間に通話を取扱ふ。

是等の船舶内から陸上にある對話者に呼出通話の請求も出来る。

二、遠距離 全國各主要地から東京中央電話局の無線電話設備の媒介により、桑港航路の秩父丸、歐洲航路の靖國丸との間に殆んどその全航程を通じて通話が出来る。通話取扱時間等に付ては船舶通話取扱時間の項参照。

ホ、國際電話

内地の主要地から、上海、(目下杜絶中)比律賓、蘭領印度、佛領印度支那、北米、南米、歐洲諸國、南阿聯邦等の主要都市に電話をかけることが出来る。之は國際電話通話と言つて東京中央電話局と上海、マニラ、バンドン、サイゴン、バンコク、サンフランシスコ、ブエノスアイレス、伯林、倫敦等との間は無線連絡でそれ以ては有線又は無線に依りつながれる。此の通話では、相手の人又は其の代人を指定出来る許りでなく、通話の題目を豫め知らせて貰つたり、先方に通話をノートさせる爲速記者をつけるやうに豫め言つて貰つたりすることが出来る。國際通話を申込めば局から間もなく先方の都合を知らせて来る。此の通話も電話簿にある方法で東京中央電話局の無線電話係に申込むのである。

ヘ、船舶國際電話

桑港航路定期船秩父丸が太平洋航行中、同船と米國及布哇との間に通話することが出来る。之は船舶國際電話と言つて、秩父丸と桑港又は「ホルル」との間は無線連絡に依り、それ以ては有線又は無線に依り連絡されるのである。同様に歐洲航路靖國丸と倫敦、「ノルトマイヒ」(獨)巴里及羅馬との間にも無線電話連絡が設定され、歐洲各國及南阿

聯邦印度方面との通話が取扱はれてゐる。

二、電話局所の通話及呼出取扱時間

イ、内地電話

一、二等郵便、電信、電話局、集配三等郵便局
無集配三等郵便局及電信電話取扱所
〔毎年三月一日より十月三十一日迄〕
〔毎年十一月一日より翌年二月末日迄〕
〔毎年三月一日より十月三十一日迄〕
〔毎年十一月一日より翌年二月末日迄〕
午前六時より午後八時迄
午前七時より午後八時迄
午前七時より午後八時迄
午前八時より午後八時迄

其の他の電話取扱局所

〔毎年三月一日より十月三十一日迄〕
〔毎年十一月一日より翌年二月末日迄〕
〔但し休日及休日に限り正午迄〕
〔但し十一月一日より翌年二月末日迄〕
〔但し十二月二十九日より十二月三十一日迄を除くの外休日及休日に限り正午迄〕
午前七時より午後八時迄
午前八時より午後八時迄

(備考) 電話加入者相互間通話及公衆電話所より加入者に對して爲す通話は右の制限に拘らず何時でも取扱ふ

ロ、外地電話

一、内地朝鮮間 内地相互間の取扱時間と同じ

二、内地樺太間 同 右

三、内地臺灣間 加入者の爲す通話 毎日午前八時より午後十一時迄
電話局に於て爲す通話 毎日午前八時より午後八時迄

ハ、日滿電話

一、電話加入者の爲す通話 毎日午前八時より午後十一時迄

二、電話加入者に非ざる者の爲す通話 毎日午前八時より午後八時迄

第三編 利用案内

第三編 利用案内

二、船舶電話

一、東京中央電話局内装置無線電話設備の媒介に依る船舶通話取扱時間(中央標準時に依る)

區別	船舶位置	無線電話連絡時間	備考
秩父丸無線電信局	一、當該船舶が内地に於ける最近の出港地又は入港地より四百哩以内の上海上に在るとき	自午前八時 至午後十時	當該船舶の移動に伴ひ一日(内地に於ける間は長短を以て當日の取扱時間を以て當日の取扱時間とする)
	二、當該船舶が東經百度乃至百八十度及北緯零度乃至六十度の海上に在るとき(但し前號の場合を除く)	自午前八時 至午後七時	
	當該船舶が横濱以東に在る場合 當該船舶が横濱以西に在る場合	自午後八時 至午後十時	
靖國丸無線電信局	一、當該船舶が横濱上海間の海上航行中なるとき	自午前八時 至午後十一時	當該船舶が前各號以外の海上に在るとき
	二、當該船舶が上海ベナン間の海上航行中なるとき	自午後十一時 至午後十一時	
	三、當該船舶がベナン、コロombo間の海上航行中なるとき	自午後十一時 至午後十一時	

靖國丸無線電信局

- 四、當該船舶がコロombo、アデン間の海上航行中なるとき
- 五、當該船舶がアデン、ポートサイド間の海上航行中なるとき
- 六、當該船舶がポートサイド、ハンブルグ間の海上航行中なるとき

自午後六時
至午後十一時
自午前七時
及
自午後八時
自午後十一時
自午前七時
至午後七時

二、神戸中央電話局又は門司郵便局内装置無線電話設備の媒介に依る船舶通話取扱時間(中央標準時に依る)

イ、陸上電話官署の通話及呼出取扱時間

有線電話の通話及呼出の取扱時間に同じ但し電話加入者と船舶内電話官署との間の通話及呼出は當該船舶内電話官署の取扱時間中之を取扱ふ

ロ、船舶内電話官署の通話取扱時間

鴨綠丸、黒龍丸、高千穂丸 神戸、門司又は下關港入港前五時間及出港後五時間並右各港碇泊中(岸壁繋留中及高砂丸無線電信局を除く) 毎日午前六時より午後八時迄
景福丸、昌慶丸、金剛丸及興安丸無線電話取扱所……下關港入港前五時間及出港後五時間
保安丸、深江丸及進徳丸無線電話取扱所……毎日午前八時より午後六時迄

三、船舶相互間に發着する船舶通話

取扱時間 關係船舶内電話官署が相互に確實に通信を爲し得る状態に在る時間

ホ、國際電話

第三編 利用案内

第三編 利用案内

取扱時間 (内地時間を以て示す)

対手地	加入の電話	郵便局等の窓口	連絡時間	備考
上海	自午後八時	當該局の窓口取	自午後五時	
比律賓	自午後六時	扱時間に同じ	自午後九時	
蘭領印度	自午後十一時		自午後九時半	連絡土曜日自午前九時半日曜日自午後一時止
佛領印度支那			自午後十時	同日曜日 休止
暹羅			自午後十時	
米國、加奈馬			自午後十時	同日曜日及月曜日自午前六時半至午前十一時半
墨西哥、玖馬			自午後七時	同日曜日 自午前七時半至午後六時半
「ハワイ」群島			自午後七時	
アルゼンチン			自午後七時	
パラグアイ			自午後八時	パラグアイ、ウルグアイはブエノアイレス經由
ウルグアイ			自午後八時	
リオデジヤネイロ			自午後九時	ベルリン又はブエノアイレス經由

英 國	獨 逸	佛 蘭 西、伊 太 利	其 他 の 歐 洲 諸 國	南 阿 聯 邦
自午後六時	自午後十一時	自午後六時	自午後六時	自午後五時
當該局の窓口取	扱時間に同じ	當該局の窓口取	扱時間に同じ	至午後七時四十分
夏季中				ロンドン經由
自午後四時半				

へ、船舶國際電話

秩父丸 午前九時より午後十時迄(外國海岸局の標準時に依る)
靖國丸 八時より二十時迄(「グリニッチ」標準時に依る)

三、電話料金表

イ、電話料金

(一)

電話使用料

度敷施行地	局種別	度敷料
基本料(單獨加入)	一級局 (東京)	四五圓
	二級局 (大阪)	四〇圓
共同加入	三級局 (京都名古屋神戸)	三五圓
	四級局 (横濱、金澤、札幌、岡山)	二五圓
市内通話一度敷		三錢

第三編 利用案内

第三編 利用案内

三〇〇

均一料金 制施行地	局種別	五級局	六級局	七級局	八級局	九級局	十級局	十一級局	十二級局
單獨加入		九〇圓	八二圓	七四圓	六六圓	六〇圓	五四圓	四八圓	四二圓
共同加入		六〇圓	五五圓	五〇圓	四五圓	四〇圓	四〇圓	三五圓	三五圓

加入區域の設定なき一年額七圓に普通加入區域内に於ける關係電話線路電話官署の加入 〔百十米迄毎に二圓四〇錢を加算す〕

(イ) 普通加入區域外加入

(A) 特別加入區域内加入

八級局以上 關係電話線路百十米迄毎に 年額 四圓
九級局以下 二圓四〇錢

(イ) 何れの局の加入區域にも屬せざるもの

八級局以上 關係電話線路百十米迄毎に 特別加入區域内加分 年額四圓
九級局以下 加入區域外 年額五圓

(B) 加入區域外加入

加入區域の設定なき電話官署に於ては、二〇〇米(迄は當該局の普通加入區域内に在るものとす)

(加入區域の設定なき電話官署に於ては三軒迄は) 當該局の特別加入區域内に在るものとす

(ロ) 他局の加入區域に屬するもの

(イ)の料金の外に 八級局以上 電話使用料と同額料金
九級局以下 單獨加入 四〇圓
共同加入 三〇圓

(一)

附加使用料

(ロ) 特別市外通話装置(磁石式局所屬加入に限る) 一箇毎に年額 七圓

(ハ) 卓上電話機 一〇圓

(ニ) 接續電話機 八圓

(ホ) 増設機械 八圓

(A) 電話機(甲種)

加入者に於て設備維持を爲すもの 一箇毎に年額 八圓
加入者に於て設備維持を爲さざるもの 普通電話機 一箇毎に年額 一二圓
卓上電話機 一箇毎に年額 二二圓

甲種増設にして同一人の専用に屬せざるものは、全部に對し一箇毎に四圓を加算
加入者の設備維持を爲さざる乙種増設にして二回線に共通接續を爲すときは一箇毎に六圓を加算
附屬交換機に對する料金は申請の都度決定す

(B) 受話機 一箇毎に年額 四圓

(C) 電話鈴 一箇毎に年額 四圓

(三) 加入料

(四) 名義變更料
(加入申込の譲渡は許さず)

(五) 舊電話規則に依る加入申込の名義變更料

電話番號簿(重複掲載) 掲載料年額(他人名義掲載)

第三編 利用案内

三〇一

局種別	一級局	二級局	三級局	四級局	五級局	六級局	七級局以下
(三) 加入料	二〇圓	二〇圓	一五圓	一五圓	一三圓	一〇圓	五圓
(四) 名義變更料	一五圓	一〇圓	八圓	六圓	五圓	四圓	三圓
(五) 電話番號簿(重複掲載) 掲載料年額(他人名義掲載)	六圓	五圓	四圓	三圓	三圓	二圓	一圓

第三編 利用案内

(六) 電話線設備料

當該電話官署の普通加入區域外に（特別加入區域内に於ける關係電話線路百十米迄毎に）加入區域外機械移轉料

一八圓
二三圓

(七) 電話機

(A) 同一邸宅構内に於ける移轉又は一時撤去の場合

八級局以上

九級局以下

- (イ) 電話機
- (ロ) 増設電鈴
- (ハ) 附屬物品

一箇毎に

四圓

三圓

（電話機電鈴若は附屬交換機の移轉又は一時撤去に伴ふ場合を除く）

三圓

二圓

- (ニ) 附屬交換機其の他の附屬品
- (B) (A) 以外の場合

實費

實費

- (イ) 電話機
- (ロ) 増設機械

同一邸宅構内に於ける移轉料

三〇圓

二〇圓

(八) 臨時電話料金

- (1) 電話架設料（四級局以上五級局以下） 一〇圓
- (2) 電話使用料 日額（四級局以上五級局以下） 二圓
- (3) 附加使用料 乙種増設電話機一箇毎に三圓
- (4) 機械移轉料 一般の電話の移轉料と同額

ロ、電話通話に關する料金

(1) 普通通話料、夜間普通通話料、通話取消料及呼出料

市内	通話區域	普通通話料		夜間通話料		通話取消料一回毎に		呼出料一回毎に
		一通話時毎に	一通話時毎に	一通話時毎に	一通話時毎に	定時通話	其の他の通話	
四軒以内	四軒以内	五錢	五錢	三錢	三錢	一〇錢	一〇錢	五錢
一二軒以内	一二軒以内	一〇錢	一〇錢	三錢	三錢	一〇錢	一〇錢	一〇錢
二〇軒以内	二〇軒以内	一五錢	一五錢	三錢	三錢	一〇錢	一〇錢	一〇錢
四〇軒以内	四〇軒以内	二〇錢	二〇錢	三錢	三錢	一〇錢	一〇錢	一〇錢
一〇〇軒以内	一〇〇軒以内	二五錢	二五錢	三錢	三錢	一〇錢	一〇錢	一〇錢
二〇〇軒以内	二〇〇軒以内	三〇錢	三〇錢	三錢	三錢	一〇錢	一〇錢	一〇錢
四〇〇軒以内	四〇〇軒以内	三五錢	三五錢	三錢	三錢	一〇錢	一〇錢	一〇錢
一六〇軒以内	一六〇軒以内	四〇錢	四〇錢	三錢	三錢	一〇錢	一〇錢	一〇錢
一八〇軒以内	一八〇軒以内	四五錢	四五錢	三錢	三錢	一〇錢	一〇錢	一〇錢

第三編 利用案内

(一) 内地電話

市外	
二〇〇軒以内	五〇銭
二二〇軒以内	五五銭
二四〇軒以内	六〇銭
二六〇軒以内	六五銭
二八〇軒以内	七〇銭
三〇〇軒以内	七五銭
三二〇軒以内	八〇銭
三四〇軒以内	八五銭
三六〇軒以内	九〇銭
三八〇軒以内	九五銭
四七〇軒以内	一圓
五九〇軒以内	一圓二五銭
七一〇軒以内	一圓五〇銭
八三〇軒以内	一圓七五銭
九五〇軒以内	二圓
一〇〇軒以内	二圓二五銭
一二五軒以内	二圓五〇銭
一五〇軒以内	二圓七五銭
一八〇軒以内	三圓
二〇〇軒以内	三圓二五銭

二、四〇〇軒以内	三圓五〇銭	八〇銭	二〇銭
二、四〇〇軒を超ゆるもの	三圓七五銭	二圓二五銭	四五銭
		一圓	一五銭
		一圓二五銭	二〇銭
		一圓五〇銭	
		一圓七五銭	
		二圓	
		二圓二五銭	
		二圓五〇銭	
		二圓七五銭	
		三圓	
		三圓二五銭	

(1) 普通通話料	(2) 至急通話料	(3) 夜間至急通話料	(4) 定時通話料
一、内地朝鮮間のもの(連絡料及首尾料より成る)	二、四〇〇軒以内	普通通話料の二倍	普通通話料又は夜間普通通話料の四倍
連絡料	二、四〇〇軒を超ゆるもの	夜間普通通話料の二倍	
内地對馬國、朝鮮間のもの			
對馬國、朝鮮間のもの			
一圓			
五〇銭			
一、内地に於けるもの			
下關對馬國にあ			
りては嚴原より			
百キロメートル			
以内は十二錢			
五厘、二百キ			
ロメートルを超			
ゆるときは百二			
十キロメートル			
以内を每に二十			
五錢を加ふ			
二、釜山より百			
キロメートル以			
内八十二錢五			
厘、二百キロメ			
ートルを超ゆる			
ときは百二十			
キロメートル			
以内			
朝鮮に於けるもの			
釜山より百キ			
ロメートル以内			
は三十七錢五			
厘、二百キロメ			
ートルを超ゆる			
ときは百二十五			
錢を加ふ			
首尾料を課す			
べき距離は遞			
信大臣の定む			
る所に依る			
下關釜山間及			
門司釜山間の			
通話に對して			
は首尾料を課			
せず			

(二) 外地電話

- 二、内地臺灣間のもの
 - 一通話時毎に 六 圓
- 三、内地樺太間のもの(連絡料及首尾料より成る)
 - 連絡料 七十五錢
 - 一通話時毎に
 - 内地に於けるもの
 - 樺太に於けるもの
 - 樺太に於けるもの
 - 大泊より百キロメートル以内は十二錢五厘、二百キロメートル以内は三十七錢五厘、二百キロメートルを超ゆるときは百二十キロメートル以内を増す毎に二十五錢を加ふ
 - 大泊より百キロメートル以内は十二錢五厘、二百キロメートル以内は三十七錢五厘、二百キロメートルを超ゆるときは百二十キロメートル以内を増す毎に二十五錢を加ふ
 - 首尾料を課すべき距離は逓信大臣の定むる所に依る
 - 樺内大泊間の通話に對しては首尾料を課せず
- (1) 至急通話料 普通通話料の二倍
- (2) 定時通話料 普通通話料の四倍
- (3) 豫約新聞通話料 一通話時毎に年額 普通通話料一通話時通話料の五分の四の三百六十倍

(三) 日滿電話

- (5) 通話取消料 通話区域
 - 一通話時の普通通話料九五錢迄
 - 一通話時の普通通話料二圓七五錢迄
 - 其の他
 - 一通話時毎に七圓
 - 普通通話料の二倍
 - 普通通話料の五倍
 - 一回毎に 定時通話 五〇錢
 - 其の他の通話
 - (1) 普通通話料
 - 一通話時毎に七圓
 - (2) 至急通話料
 - 普通通話料の二倍
 - (3) 定時通話料
 - 普通通話料の五倍
 - (4) 通話取消料
 - 一回毎に 定時通話 五〇錢
 - 其の他の通話
- 陸地船舶間通話
- A 東京中央電話局内装置無線電話設備の媒介に依るもの(秩父丸、靖國丸との通話)
- (1) 普通通話料
- 船舶の位置に依る區別
- 最初の三分時迄
- 三分時を超ゆるときは一分時迄毎に
- イ、内地に於ける最近の出港地又は入港地より四百哩以内の海上航行中の船舶との通話 三 圓
 - ロ、東經百度乃至百八十度及北緯零度乃至六十度の海上航行中の船舶(前號の船舶を除く)との通話 一 二 圓
- 一回毎に 四 圓

(四) 船舶電話

ハ、前各號以外の海上航行中の船舶との通話
船舶の移動に伴ひ同一日（船舶に於ても内地の）中に於て通話に對し適用すべき通話料に異動を生ずる場合は當該日中に限り其の低額なる料金を適用す

至急通話料 普通通話料の二倍 二一圓 七圓

通話取消料 一回毎に最初の三分時迄の普通通話料の十分の一

呼出料 一回毎に 一五錢

呼出取消料 一回毎に 一五錢

神戶中央電話局又は門司郵便局内設置無線電話設備の媒介に依るもの

普通通話料 陸上電話官署に著する通話は三分時迄毎に二十錢、船舶内電話官署に著する通話は三分時迄毎に三十五錢但し市外電話線に接続する場合に於ては當該區間の有線普通通話料を附課す

普通通話料の二倍 三五錢

至急通話料 三分時迄毎に 一〇錢

通話取消料 一回毎に 一〇錢

呼出料 一回毎に 一五錢

呼出取消料 一回毎に 一五錢

船舶相互間通話 普通通話料の二倍 一〇錢

普通通話料 三分時迄毎に 三五錢

至急通話料 普通通話料の二倍 一〇錢

通話取消料 一回毎に 一〇錢

(五) 國際電話

外國主要都市迄の通話料は次の通りである

—最初の三分時迄—

ロンドン 八〇圓(土曜ハ) 最初の三分時迄—
ロサンゼルス七二圓 (日曜ハ五四圓)

パリ 八八圓(リ四八圓) シヤトル 七二圓(リ)
ホノルル 四五圓

ベルリン 八〇圓(リ四〇圓) リオデ、 一六四圓
ジャネイロ

ローマ 九二圓(リ五二圓) ブエノス 一五〇圓
アイレス

アムステルダム 八三圓(リ四三圓) バタビア 六〇圓
六〇圓

ペルル 八三圓(リ) スラバヤ 六〇圓
一五圓

ケープタウン 一二〇圓 上海 一五圓

ニューヨーク 九五圓(日曜ハ) マニラ 三一圓
三一圓

シカゴ 八七圓(リ六四圓) サイゴン 三六圓
三六圓

サンフランシスコ 七二圓(リ五四圓) パンコク 三六圓
三六圓

(三分時超過一分毎に右料金の三分の一の料金が加算される)

主要地迄の通話料は次の通りである。

イ、秩父丸

(六) 船舶国際電話

サンフランシスコ	外国海岸局より 一、五〇〇哩以内のとき	最初の三分時迄
ロサンゼルス	二八四	外国海岸局より 一、五〇〇哩を越ゆるとき
シヤートル	四三四	
バンクローバル	四三四	
シカゴ	七九四	
ニューヨーク	七九四	
ワシントン	二八四	
ホノルル	船舶の位置に拘らず	
ロ、靖國丸	船舶が北海を航行中のとき	船舶が上記以外の上記の海上を航行中のとき
ベルリン	船舶が地中海を航行中のとき	船舶が上記以外の上記の海上を航行中のとき
ロンドン	船舶が地中海、大西洋又は北海を航行中のとき	船舶が上記以外の上記の海上を航行中のとき
パリ	船舶が地中海を航行中のとき	船舶が上記以外の上記の海上を航行中のとき
ロ、イ	船舶が地中海を航行中のとき	船舶が上記以外の上記の海上を航行中のとき
マ	船舶が地中海を航行中のとき	船舶が上記以外の上記の海上を航行中のとき

附 録

最初の三分時迄

船名	航路	料金	備考
サンフランシスコ	外國海岸局より	一、五〇〇	湊以内のとき
ロサンゼルス	外國海岸局より	一、五〇〇	湊を越ゆるとき
シヤート		二八圓	
バンク		二八圓	
シカゴ		四三圓	
ニューヨーク		七一圓	
ワシントン		七一圓	
ホノルル	船舶の位置に拘らず	二八圓	
ロ、靖國丸	船舶が北海を航行中のとき		
	船舶が地中海を航行中のとき		
	船舶が大西洋を航行中のとき		
ベルリン	船舶が地中海、大西洋を航行中のとき	四七圓	
	船舶が上記以外の海上を航行中のとき	五八圓	
ロンドン	船舶が地中海、大西洋を航行中のとき	四七圓	
	船舶が上記以外の海上を航行中のとき	五八圓	
パリ	船舶が地中海を航行中のとき	四七圓	
	船舶が上記以外の海上を航行中のとき	九三圓	
ロイマ	船舶が地中海を航行中のとき	四七圓	
	船舶が上記以外の海上を航行中のとき	九三圓	

(六) 船舶國際電話

附 録

附 録

一、電氣通信事業年表

イ、電信事業年表

内 國 電 信 (内國外國共通のものに付ては内國の部のみに掲上す)

年次	西曆	月次	摘 要
明治元	一八六八	十二	傳信架設の廟議を定む
二	一八六九	八	英人「ギルベルト」氏を聘し横濱燈明臺役所より同港裁判所間に電線を架設し「ブレイダー」回針機を用ゆ(電信の始め)
同	九	同	神奈川縣修文館の學生を選抜して電氣通信術を教授す(電信學校の始め)
同	九	同	傳信機取扱規則を定む
同	九	同	横濱裁判所と東京運上所間に電線を架し横濱裁判所に傳信機役所を開き
三	一八七〇	四	京濱間に電信を通す(電信局の始め)
同	三	十二	傳信機役所を傳信局と改め和文通信を公開す
同	七	同	東京横濱間に歐文通信を開始す
同	八	同	民部省中に傳信機掛及鐵道掛を置く
同	八	同	大阪神戸間に傳信機通信を開始す
同	十一	同	工務省新設せられ傳信掛を之に移す
同	四	同	官用電信機稅則を定む
同	五	同	工務省官制改革により電信寮を創立し二等に班す
同	八	同	

附 録

年次	西暦	月次	摘	要
十一	一九一四	同	修技教場を設置し電氣通信術を教授す	
十二	一九一五	同	「シーメンモールス」印字機始めて英國より輸入す	
九	一九一六	同	傳信局を電信局と改む	
四	一九一七	同	一般電信私線の架設を禁す	
三	一九一八	同	電信局假規則及普通定則を定め取扱手續を示す	
五	一九一九	同	電信局を一等より三等迄とす	
同	一九二〇	同	同文電報の制度を設く	
六	一九二一	同	船船配達を創む	
八	一九二二	同	大日本政府電信取扱規則を制定す	
同	一九二三	同	電信修技校を東京沙留に分校を大阪に置く	
十二	一九二四	同	電信符號取扱規則を制定す	
同	一九二五	同	電信寮出張所を大阪に置く	
七	一九二六	同	日本帝國電信條例を制定し電信犯罪	
九	一九二七	同		
十一	一九二八	同	に係る罰則を定む	
十二	一九二九	同	電信機規則を制定す	
同	一九三〇	同	始めて河底に電線を沈設す	
四	一九三一	同	修技生取扱規則を定む	
十	一九三二	同	電報の郵便頼信の制を定む	
十一	一九三三	同	追尾電報の制を設く	
同	一九三四	同	電信建築區劃制定	
三	一九三五	同	驛遞寮を廢し大藏省に驛遞局を置き	
同	一九三六	同	又電信寮及鐵道寮を廢し工部省に電信局を置く各地の電信取扱局は電信分局と改稱す	
一〇	一九三七	同	東京府下の電信局は築地、日本橋、兩國、淺草、本郷、四谷、赤羽の七分局なり	
同	一九三八	同	九州に於ける電信幹線成る	
十一	一九三九	同	東京市木挽町電信中央局を設置し本邦電信開業の式を擧ぐ	
十二	一九四〇	同		

年次	西暦	月次	摘	要
十一	一九四一	同	和文電報の住所姓名に一定の料金を課す	
十二	一九四二	同	初めて國産「モールス」印字機を製出す横濱、神戸、長崎の間に電信双信機を装置す	
四	一九四三	同	修技學校に始めて少年生を募集す	
八	一九四四	同	獻金に依る電信置局の制を設く	
六	一九四五	同	鳥嶼配達の法を創む	
十一	一九四六	同	東京葵町電信局に「ジャック・ナイ	
十二	一九四七	同	ス・スウキチ」型電話交換機を装置試験す	
十二	一九四八	同	電信電話双信法の試験を爲す	
五	一九四九	同	電信條例を改正し全國均一料金法とし又電信切手十種を發行す	
六	一九五〇	同	私設電線規約を定む	
七	一九五一	同	電信機設置法を定む	
十	一九五二	同	電信爲替及小爲替(一枚金額三四迄)の制を設く	
十二	一九五三	同	工部省廢止遞信省に移管	
同	一九五四	同	全國を十五管理區となし遞信管理局を置く	
同	一九五五	同	諸官廳にある電信分局を電信取扱所と改稱す	
四	一九五六	同	修技校を電信修技學校と改稱す	
八	一九五七	同	電信建築官制を定む	
十一	一九五八	同	郵便局電信局を併合するの制を設く	
十二	一九五九	同	志田工學博士岡田川に於て導電式無線電信法を試験せしも成功せず	
同	一九六〇	同	遞信省官制改革あり内信局、外信局等を置く	
四	一九六一	同	遞信公報を發刊	
同	一九六二	同	電信分局を單に電信局に改む	
五	一九六三	同	電信修技學校を東京電信學校と改稱す	
同	一九六四	同	東京、大阪、京都、横濱、神戸の五市は電信本局及支局とす	

年次	西曆月次	摘 要	年次	西曆月次	摘 要
二二一八八四	同	電信器機入室心得を定む 電信線路試験規程及電信線路試験法を規定す 電信建築工夫に關する規則を設定す 電信料及手数料は郵便切手を以て納付せしめ電信切手を廢す 三等電信局經費給與規則を規定す 電線建築法及電機裝置法を定む 鐵道電信取扱所をして公衆通信を取扱はしむる途を開く 電信電話線私設條規を定む 地方選信官制を廢し郵便局及電信局官制を定む、選信管理局廢止せられ四十四の一等郵便電信局をして管理事務を兼攝せしむ(勅令第九十六號) 又電信事務を郵便局に合併して郵便電信局と稱す	二二一八九三	七	東京大阪間二番線に自動電信機を使用す 東京電信學校を改めて東京郵便電信學校とし行政科、技術科及電信料を置く(從來は電信科のみ) 選信省官制改革により電務局を置く 郵便電信書記補(判任六等)の官を設け特別任用に依る爾來官制上職員をして書記の事務を執らしむる明文を掲げざることとなれり 電信線電話線建設條例及電報局渡規則を發布す 電報配達人に電報依託の制を設け又至急私報を晝夜取扱ふ 二重電信機を横濱神戸間に用ひ次で長崎横濱間に用ゆ 電報原書査閱手續を定む
二二一八九三	同	選信省官制改正電務局分課改正す 東京郵便電信局電信課を京橋區木挽町より江戸橋側に移轉す 選信省官制改正通信局を設置す 軍用電信法を發布す 至急電報に依る電信爲替の制を設く 選信省官制改正電務局を置く 電信法を公布す 電報規則、私設電信規則を制定す 東京大阪間に始めて四重機通信を開始す 電報取扱時間を定め時間外電報取扱規則同取扱手續を發布す 全國郵便及電信受取所を三等郵便局に改定す 東京郵便電信學校を廢し通信官吏練習所を設け行政科、技術科及外國郵便料を置く	二二一八九三	十一	新聞電報規則を發布す 電信規則を定む 新聞電報料金豫納及後納規則を發布す 船舶通過規程を發布す 氣象通知電報規則同取扱規程を制定す 通信官吏練習所を選信官吏練習所と改め行政、技術、電信の三科及無線電信科とす 東京に於て電報の氣送を開始す 同報電信規則同取扱規程を發布す 東京横濱間に印刷電信機通信開始す 長崎臺灣間海底電信線竣工す 氣送電報取扱規程を發布す 大阪に於て電報の氣送を開始す 電信爲替に拂渡局留置の制を設く 停車場揭示電報の制を設く

年次	西曆月次	摘 要	年次	西曆月次	摘 要
二六二八三十一	八	選信省官制改正電務局分課改正す 東京郵便電信局電信課を京橋區木挽町より江戸橋側に移轉す 選信省官制改正通信局を設置す 軍用電信法を發布す 至急電報に依る電信爲替の制を設く 選信省官制改正電務局を置く 電信法を公布す 電報規則、私設電信規則を制定す 東京大阪間に始めて四重機通信を開始す 電報取扱時間を定め時間外電報取扱規則同取扱手續を發布す 全國郵便及電信受取所を三等郵便局に改定す 東京郵便電信學校を廢し通信官吏練習所を設け行政科、技術科及外國郵便料を置く	三九二九六十二	十二	新聞電報規則を發布す 電信規則を定む 新聞電報料金豫納及後納規則を發布す 船舶通過規程を發布す 氣象通知電報規則同取扱規程を制定す 通信官吏練習所を選信官吏練習所と改め行政、技術、電信の三科及無線電信科とす 東京に於て電報の氣送を開始す 同報電信規則同取扱規程を發布す 東京横濱間に印刷電信機通信開始す 長崎臺灣間海底電信線竣工す 氣送電報取扱規程を發布す 大阪に於て電報の氣送を開始す 電信爲替に拂渡局留置の制を設く 停車場揭示電報の制を設く
二七二八四六	同	選信省官制改正電務局分課改正す 東京郵便電信局電信課を京橋區木挽町より江戸橋側に移轉す 選信省官制改正通信局を設置す 軍用電信法を發布す 至急電報に依る電信爲替の制を設く 選信省官制改正電務局を置く 電信法を公布す 電報規則、私設電信規則を制定す 東京大阪間に始めて四重機通信を開始す 電報取扱時間を定め時間外電報取扱規則同取扱手續を發布す 全國郵便及電信受取所を三等郵便局に改定す 東京郵便電信學校を廢し通信官吏練習所を設け行政科、技術科及外國郵便料を置く	四二二九九三	九	新聞電報規則を發布す 電信規則を定む 新聞電報料金豫納及後納規則を發布す 船舶通過規程を發布す 氣象通知電報規則同取扱規程を制定す 通信官吏練習所を選信官吏練習所と改め行政、技術、電信の三科及無線電信科とす 東京に於て電報の氣送を開始す 同報電信規則同取扱規程を發布す 東京横濱間に印刷電信機通信開始す 長崎臺灣間海底電信線竣工す 氣送電報取扱規程を發布す 大阪に於て電報の氣送を開始す 電信爲替に拂渡局留置の制を設く 停車場揭示電報の制を設く
三〇二八九七	八	選信省官制改正電務局分課改正す 東京郵便電信局電信課を京橋區木挽町より江戸橋側に移轉す 選信省官制改正通信局を設置す 軍用電信法を發布す 至急電報に依る電信爲替の制を設く 選信省官制改正電務局を置く 電信法を公布す 電報規則、私設電信規則を制定す 東京大阪間に始めて四重機通信を開始す 電報取扱時間を定め時間外電報取扱規則同取扱手續を發布す 全國郵便及電信受取所を三等郵便局に改定す 東京郵便電信學校を廢し通信官吏練習所を設け行政科、技術科及外國郵便料を置く	四二二九九三	九	新聞電報規則を發布す 電信規則を定む 新聞電報料金豫納及後納規則を發布す 船舶通過規程を發布す 氣象通知電報規則同取扱規程を制定す 通信官吏練習所を選信官吏練習所と改め行政、技術、電信の三科及無線電信科とす 東京に於て電報の氣送を開始す 同報電信規則同取扱規程を發布す 東京横濱間に印刷電信機通信開始す 長崎臺灣間海底電信線竣工す 氣送電報取扱規程を發布す 大阪に於て電報の氣送を開始す 電信爲替に拂渡局留置の制を設く 停車場揭示電報の制を設く
三三一九〇三	九	選信省官制改正電務局分課改正す 東京郵便電信局電信課を京橋區木挽町より江戸橋側に移轉す 選信省官制改正通信局を設置す 軍用電信法を發布す 至急電報に依る電信爲替の制を設く 選信省官制改正電務局を置く 電信法を公布す 電報規則、私設電信規則を制定す 東京大阪間に始めて四重機通信を開始す 電報取扱時間を定め時間外電報取扱規則同取扱手續を發布す 全國郵便及電信受取所を三等郵便局に改定す 東京郵便電信學校を廢し通信官吏練習所を設け行政科、技術科及外國郵便料を置く	四二二九九三	九	新聞電報規則を發布す 電信規則を定む 新聞電報料金豫納及後納規則を發布す 船舶通過規程を發布す 氣象通知電報規則同取扱規程を制定す 通信官吏練習所を選信官吏練習所と改め行政、技術、電信の三科及無線電信科とす 東京に於て電報の氣送を開始す 同報電信規則同取扱規程を發布す 東京横濱間に印刷電信機通信開始す 長崎臺灣間海底電信線竣工す 氣送電報取扱規程を發布す 大阪に於て電報の氣送を開始す 電信爲替に拂渡局留置の制を設く 停車場揭示電報の制を設く
三六一九三十一	十一	選信省官制改正電務局分課改正す 東京郵便電信局電信課を京橋區木挽町より江戸橋側に移轉す 選信省官制改正通信局を設置す 軍用電信法を發布す 至急電報に依る電信爲替の制を設く 選信省官制改正電務局を置く 電信法を公布す 電報規則、私設電信規則を制定す 東京大阪間に始めて四重機通信を開始す 電報取扱時間を定め時間外電報取扱規則同取扱手續を發布す 全國郵便及電信受取所を三等郵便局に改定す 東京郵便電信學校を廢し通信官吏練習所を設け行政科、技術科及外國郵便料を置く	四三二九〇九	十二	新聞電報規則を發布す 電信規則を定む 新聞電報料金豫納及後納規則を發布す 船舶通過規程を發布す 氣象通知電報規則同取扱規程を制定す 通信官吏練習所を選信官吏練習所と改め行政、技術、電信の三科及無線電信科とす 東京に於て電報の氣送を開始す 同報電信規則同取扱規程を發布す 東京横濱間に印刷電信機通信開始す 長崎臺灣間海底電信線竣工す 氣送電報取扱規程を發布す 大阪に於て電報の氣送を開始す 電信爲替に拂渡局留置の制を設く 停車場揭示電報の制を設く
三八一九〇五	三	選信省官制改正電務局分課改正す 東京郵便電信局電信課を京橋區木挽町より江戸橋側に移轉す 選信省官制改正通信局を設置す 軍用電信法を發布す 至急電報に依る電信爲替の制を設く 選信省官制改正電務局を置く 電信法を公布す 電報規則、私設電信規則を制定す 東京大阪間に始めて四重機通信を開始す 電報取扱時間を定め時間外電報取扱規則同取扱手續を發布す 全國郵便及電信受取所を三等郵便局に改定す 東京郵便電信學校を廢し通信官吏練習所を設け行政科、技術科及外國郵便料を置く	四四一九二二	四	新聞電報規則を發布す 電信規則を定む 新聞電報料金豫納及後納規則を發布す 船舶通過規程を發布す 氣象通知電報規則同取扱規程を制定す 通信官吏練習所を選信官吏練習所と改め行政、技術、電信の三科及無線電信科とす 東京に於て電報の氣送を開始す 同報電信規則同取扱規程を發布す 東京横濱間に印刷電信機通信開始す 長崎臺灣間海底電信線竣工す 氣送電報取扱規程を發布す 大阪に於て電報の氣送を開始す 電信爲替に拂渡局留置の制を設く 停車場揭示電報の制を設く
同	同	選信省官制改正電務局分課改正す 東京郵便電信局電信課を京橋區木挽町より江戸橋側に移轉す 選信省官制改正通信局を設置す 軍用電信法を發布す 至急電報に依る電信爲替の制を設く 選信省官制改正電務局を置く 電信法を公布す 電報規則、私設電信規則を制定す 東京大阪間に始めて四重機通信を開始す 電報取扱時間を定め時間外電報取扱規則同取扱手續を發布す 全國郵便及電信受取所を三等郵便局に改定す 東京郵便電信學校を廢し通信官吏練習所を設け行政科、技術科及外國郵便料を置く	四五二九三二	二	新聞電報規則を發布す 電信規則を定む 新聞電報料金豫納及後納規則を發布す 船舶通過規程を發布す 氣象通知電報規則同取扱規程を制定す 通信官吏練習所を選信官吏練習所と改め行政、技術、電信の三科及無線電信科とす 東京に於て電報の氣送を開始す 同報電信規則同取扱規程を發布す 東京横濱間に印刷電信機通信開始す 長崎臺灣間海底電信線竣工す 氣送電報取扱規程を發布す 大阪に於て電報の氣送を開始す 電信爲替に拂渡局留置の制を設く 停車場揭示電報の制を設く
大正四元	四	選信省官制改正電務局分課改正す 東京郵便電信局電信課を京橋區木挽町より江戸橋側に移轉す 選信省官制改正通信局を設置す 軍用電信法を發布す 至急電報に依る電信爲替の制を設く 選信省官制改正電務局を置く 電信法を公布す 電報規則、私設電信規則を制定す 東京大阪間に始めて四重機通信を開始す 電報取扱時間を定め時間外電報取扱規則同取扱手續を發布す 全國郵便及電信受取所を三等郵便局に改定す 東京郵便電信學校を廢し通信官吏練習所を設け行政科、技術科及外國郵便料を置く	四五二九三二	二	新聞電報規則を發布す 電信規則を定む 新聞電報料金豫納及後納規則を發布す 船舶通過規程を發布す 氣象通知電報規則同取扱規程を制定す 通信官吏練習所を選信官吏練習所と改め行政、技術、電信の三科及無線電信科とす 東京に於て電報の氣送を開始す 同報電信規則同取扱規程を發布す 東京横濱間に印刷電信機通信開始す 長崎臺灣間海底電信線竣工す 氣送電報取扱規程を發布す 大阪に於て電報の氣送を開始す 電信爲替に拂渡局留置の制を設く 停車場揭示電報の制を設く

年次	西暦	月次	摘 要
五	一九一五	五	皇太子殿下逓信省、東京中央郵便電信電話局に行啓あらせらる 陸軍々用電報取扱規約を定む 請願通信施設規則を發布す 電信法中改正を行ひ配達又は交付し得ざる電報の處理方無料報の取扱範圍擴張及罰則に付加重又は追加を爲す 問送電報の取扱を開始す 南洋「ヤップ」島海軍電信所に公衆通信の取扱を開始す 改正電信法施行せらる 大都市市内者問送電報は中央局の著信に集中し同局より郵便に附託することとす 私設電信、電話、無線電信、無線電話、監督事務規程を制定す
六	一九一七	八	同上
七	一九一八	七	同上
八	一九一九	八	同上
九	一九一九	九	同上
十	一九二〇	十	逓信手銓衡規程を制定公布し三等局へ判任官待遇の通信手を置き得ることとす 皇太子殿下東京中央電信局に行啓あらせらる 帝國占領南洋各地に發著する電報の取扱方法を夫々日支電報規則及外國電報に關する規定に依ることとす 東京、京城間に直通電信回線を施設す 逓信大臣官房に監察課を設けらる 第一回全國電信局課長及試験技術官會議を本省に開催す 東京及大阪兩中央電信局に監査課設置せらる 電信協會社団法人となる 大都市電信區劃便覽を調製す
十一	一九二〇	十一	逓信官吏練習所技術補習科規程を制定す 電信監督機に依る監査規程を設く 逓信官吏練習所規則を改正し行政科を第一行政科、電信科を第二行政科とす 逓信官吏練習所専修科規程を制定す 電信現業員檢定規程を制定す 陸軍動員令電報取扱規程、海軍充員令電報取扱規程を制定す 海軍電報取扱規約を定む 内地朝鮮間豫約新聞電報の取扱を開始す 海底電信線敷設船南洋丸進水す 問送電報の取扱を廢止す 關東大震災あり逓信省廳舎及東京橫濱鎌倉須賀に於ける一、二、三等局殆ど全部罹災す逓信省事務は一時
十二	一九二〇	十二	同上

年次	西暦	月次	摘 要
五	一九一五	五	逓信局を東京、大阪、名古屋、熊本、廣島、仙臺及札幌の七局とす 郵便電信電話官署代書人規則を定む 各種電報の基本料金を改正し九年八月より實施のこととす 請願による電信施設の爲要する創設費は請願者に於て負擔し之を國庫に納付せしむることとす 臨時電信電話建設局官制を制定公布す 公衆用信號施設に關する規程を制定す 電報の誤謬を防遏し通信の正確を期する爲電報傳送方法を改正す 電信事業公債法案議會を通過す 通信生養成規則を廢し逓信講習所規程を定め普通科及高等科を置く 下關電信局開局す
六	一九一七	八	同上
七	一九一八	七	同上
八	一九一九	八	同上
九	一九一九	九	同上
十	一九二〇	十	逓信官吏練習所技術補習科規程を制定す 電信監督機に依る監査規程を設く 逓信官吏練習所規則を改正し行政科を第一行政科、電信科を第二行政科とす 逓信官吏練習所専修科規程を制定す 電信現業員檢定規程を制定す 陸軍動員令電報取扱規程、海軍充員令電報取扱規程を制定す 海軍電報取扱規約を定む 内地朝鮮間豫約新聞電報の取扱を開始す 海底電信線敷設船南洋丸進水す 問送電報の取扱を廢止す 關東大震災あり逓信省廳舎及東京橫濱鎌倉須賀に於ける一、二、三等局殆ど全部罹災す逓信省事務は一時
十一	一九二〇	十一	同上
十二	一九二〇	十二	同上

年次	西曆	月次	摘 要	年次	西曆	月次	摘 要
一三二	四	五	東京中央郵便局内に後同局裏側假座舎にて執行す 配達日時指定同文電報の制度を設く 逓信省は元印刷局跡(大手町二丁目)に假座舎を設け之に移轉す 電信の音響機受信に始めて「タイプライター」を使用す 逓信局官制並逓信官署官制を制定し地方逓信官署官制を廢止す 逓信局を廢して郵務、電務、工務の三局を置き電信電話並日本無線電信株式會社に關する事務は電務局、電信電話の建設及保存の工事に關する事務は工務局にて掌る 臨時電信電話建設局を廢止す 新聞電報認可規則を制定す 電報規則を全般的に改正し同年十一	昭和一五	九	九	月より施行のこととす 電報取扱規程全文改正同年十一月より施行のこととし新聞電報取扱規程、略號及配達先登記並電報局渡證券交付規程、氣送電報取扱規程、外國電報帝國電信系内分送取扱規程、郵便に依る電報料金追徴及還付手續を廢止す 逓信官吏練習所に特別料を新設す 東京中央電信局局舎を麹町區大手町に移轉す 電信作業方法の心理學的調査に使用する爲反應測定器及聽覺計各臺臺を東京中央電信局に設備す 東京大阪兩逓信講習所普通科生徒に和文「タイプライター」を教授することとす
一四二	五	八		昭和一五	七	六	
同	八	同					

年次	西曆	月次	摘 要	年次	西曆	月次	摘 要
昭和二二	七	二	「エスベラント」語を普通辭として使用し得ることとす 電信現業員檢定規程に印刷電信に關する科目を加ふ 陸軍軍用電信取扱規約全文を改正す 主要局に於て和文印刷電信機に依る通信を開始することとなり印刷電信電報取扱手續を定む 通信術教範を編纂す 内地と小笠原島及南洋ヤップ島間に新聞電報の取扱を開始す 電報料金の切手別納制度を定む 同文電報に對する通數制限を撤廢す 官廳用、軍用及私設電線維持料中「ケイブル」に對する維持料を特定す 電信に關する事項中技術に關するものに付「メートル」法を實施す 新聞社、通信社に對し寫眞電信専用	四一九	六	九	の許可に付専用寫眞電信に關する省令を制定公布す 中央氣象臺の公示する全國氣象實況報を朝鮮に於ても受信し得る途を開く 新聞電報に對し至急の取扱をなし得ることとす 「タイプライター」に依る受信紙は中繼及著信共用式紙に改刷す 大阪中央電信局に電信自働交換機を裝置す 電信通信監査規程を制定し電信監督機に依る監査規程を廢止す 臺灣に軍用電信法を施行す 電報送受用氣送管の私設申請の途を開き之を許可す 朝鮮に於て電報夜間配達の取扱を爲す
三二九	三	三					
同	四	同					
七	七	同					

年次	西曆月次	摘 要
同	同	電報の閱覽正寫の請求は發信人又は受信人が發信、著信電報の執に對しても爲し得ることとす 託送電報料金の納付を確保する爲必要に應じ保證金を納付せしむることとす 鳥嶼宛別使配達料及舩船配達料の實費額を發信人に於て納付し得ることとす 神戸中央電信局を設置す 關東州に軍用電信法を施行す 寫眞電報業務講習會を東京中央電信局に於て開催す 東京中央電信局に於て電信の「タイプライター」受信用に「ロールペーパー」を採用す 寫眞電報規則及寫眞電報取扱手續を
五 一九三三	十一 同	
六	同	制定す 著信電報の電線託送料及局渡料を無料とす 東京、大阪兩中央電信局に於て國産NE式寫眞電信機に依り一般公衆の爲に寫眞電報の取扱を開始す 寫眞電報業務開始記念の爲東京、大阪兩中央電信局に關係者を招待し本施設を公開參觀せしむ 寫眞電報丙號の取扱を開始す 寫眞電報の郵便頼信を認むることとす 寫眞電報の速達郵便に依る配達を開始す 電信に關する事項中業務に關するものに付「メートル」法を實施す 發信人は別使配達料又は舩船配達料
六 一九三二	四 同	
同	八	
同	同	
同	七	

年次	西曆月次	摘 要
七 一九三七	九	の受信人拂に依る取扱方を請求することを得るの制度を設く 通信手續程を制定公布し通信手銜規程を廢止す 歐文新聞電報の取扱を開始す 官廳宛返信料前納電報の返信料は官報の料金を納付せしむることとす 日本赤十字社又は日本銀行より發する電報にして一定の條件を備ふるものは官報として取扱ふこととす 役場専用電話に依る電線託送を廢止す
同	同	
十二	同	電氣事業法の實施に伴ひ私設電信規則、官廳用電信電話規程中電信電話の工事方法を改正す 電報料金に關する非違及事故の防遏を圖ると共に料金收納の確保を期する爲電報取扱規程及電報書類處理規
八 一九三六	六	
九 一九四一	一	程を改正す 託送電報受信用和文「タイプライター」を複寫式に改造す 著信電報受信用歐文「タイプライター」を複寫式に改造す 電話送達電報の制度を設く 寫眞電報丁號を設け取扱を開始すると共に印畫紙直接受信を實施す 航空郵便に依る寫眞電報の配達方取扱を開始す 船舶氣象觀測報告規則を制定公布す 軍用電氣通信法を制定し軍用電信法を廢止す 毎年四月二十日を以て選信記念日とすへき旨部内一般に達示せらる 電機修繕手續を定む 私設電信を軍事上必要なる通信に供用する場合の省令を制定公布す
同	十二	
同	二	
同	同	
同	三	
同	四	
九	同	

附 録

年次	西曆月次	摘 要
一〇一九五九	十	軍用電氣通信を公衆通信の用に供する勅令を定む 軍用電氣通信公衆通信取締規則を制定公布す 軍用電氣通信法を施行す 軍用電氣通信法を朝鮮臺灣及樺太に施行す 年賀電報規則を定め年賀電報の取扱を開始す 中央氣象臺に於て從來の天氣豫報暴風警報規程を廢し新に天氣豫報、氣象特報、暴風警報規定を制定したるに伴ひ氣象通知電報規則及同取扱規程を改正施行す 逓信省施設電柱に對する廣告掲載の出願は凡て不許可のことに決定す 臺灣宛寫眞電報の航空取扱料金を定む
一一一九六〇	同	福岡、鹿兒島、沖繩及臺北の各測候所相互間に於て航空氣象報告に關し發受する電報を氣象局報として取扱ふこととす 年賀電報規則全文を改正し南洋群島及艦船發著のものを取扱ふこととす 社団法人同盟通信社の設立を許可す 局報の記載方を簡易化す 電信電話取扱所創設せられ同時に電信電話取扱所電報取扱手續を定め同月より施行のこととす 大阪元山間に直通海底電信線通信を開始す 災害時に於ける一般的災害情報全國主要局をして電務局に速報せしむることとす

年次	西曆月次	摘 要
一一一九六四	二	電務局災害情報始めて發行す 二・二六事件勃發し戒嚴令布かれ二十九日午前五時三十分より午後零時迄東京發著電報の取扱を停止さる 内國及日滿電報の返信料前納證書の使用方を統一す 内國和文公衆報の送達紙には凡て「殿」の敬稱を附すこととす 東京中央電信局外信課に「ベルト」式電報運信機を設備す 一日より十日間全國陸上電信局に於て我邦最初の内國發信私報職業別利用狀況下調査を施行す 逓信省主催の下に電報統制打合會を開催、軍部及外地より關係官出席す 對外地通信連絡會議を開催す 電報書類處理規程中内外國電報總計表及電報配達狀況表の様式を改正す
一一一九六五	九	託送料金調定の便宜上託送電報原書處理に特例を設く 從來三分前より開始したる正午時通報を一分前より通報のこととす 逓信省官制中改正、電信官專任五人電信官補專任六人を置く 一等郵便局、電信局及電話局分課規程中改正 電務局業務課に調査部、規畫課に擴張計畫部を置く 電報規則及電報取扱規程中改正 寫眞電報規則中改正 門司埠頭に於ける固定式電報出張受付を移動式に改め小型自動車を使用のこととす 東京逓信局を東京地方逓信局に改め、新に東京都市逓信局設置さる 在來の東京逓信講習所を東京都市逓

年次	西曆月次	摘要	年次	西曆月次	摘要
同	同	信局選信講習所に、同靜岡支所を東京地方選信局選信講習所に改む 電報書類に關聯せる非違事項報告様式を改正す 慶弔電報規則制度實施す 東京大阪、大阪下關及大阪福岡間搬送電信路完成す 選信官吏練習所規則中改正す 託送發受所發内國無線電報原書の調綴方を改正す 大阪中央電信局に新に外信課を設置し在來の通信課は内信課に改む	同	同	神戸中央電信局監査係を監査課に改む 電報賴信専用電話に依る電報賴信を試行す 岡山及久留米郵便局新築に伴ふ同局施設の電報運信機竣工す 東京中央電信局及大阪中央電信局の局舎増築模様及通信座席移動電報運信機増設改造工事竣工す 最初の電務年鑑(昭和十一年度)刷成配付

年次	西曆月次	摘要	年次	西曆月次	摘要
明治三二(七)九	九	日丁兩國政府間に締結したる協約に			依り丁抹國大北電信會社に對し長崎

年次	西曆月次	摘要	年次	西曆月次	摘要
四二七	八	上海間及長崎浦鹽斯德間海底電信線の陸揚竝に長崎橫濱間海底電信線の敷設を許可す 大北會社の長崎上海間海底電信線敷設竣工、支那、香港以南、歐羅巴及歐羅巴以遠との通信を開始す、大北會社は長崎に電信局を設置し外國電報の受付配達を行ふ内地へは郵便にて送達す 大北會社の長崎浦鹽間海底電信線敷設竣工、露西亞、歐羅巴及其の以遠との通信を開始す 第三回萬國電信會議羅馬に開催、帝國より「オブザーヴァー」參列す 日本政府電信線に依り外國電報の國內傳送を開始し長崎に於て大北會社電信局と連絡す 大北會社橫濱に代理店を置く(同時	八二七	六	に從前行ひたる在橫濱丁抹領事の代辦を廢止(神戸に於ては丁抹領事代辦、帝國より「オブザーヴァー」參列す 萬國電信公法に依り各電信分局に於て外國電報の取扱を開始す 大北會社は橫濱、神戸及長崎に於ける外國電報の受付配達を廢止す 聖彼得爾堡締結萬國電信條約に加入す 第五回萬國電信會議倫敦に開催、帝國委員參列す 倫敦議定萬國電信公法に批准を得て英國政府に通報す 倫敦改正萬國電信條約附屬細目規則遵行す
六二七	四		明治三二(八)一	六	
七二七	三		四		

年次	西曆	月次	摘要	年次	西曆	月次	摘要
一五	一八	二	外國電報に羅馬字を以て記載したる日本語を使用することを許す	二	同	同	本邦朝鮮間送受電報取扱心得を制定す
一	八	二	第一回海底電信線保護萬國聯合會議	二	一八	八	朝鮮釜山に日本電信局を開設し日本釜山間海底線の通信を開始す
二	八	二	巴里に開催、帝國委員參列す	七	一八	八	萬國聯合海底電信線保護條約及罰則公布す
三	八	二	大北會社に免許狀を下付し獨占權、長崎上海間及長崎浦鹽間に海底線各一條増設竝に呼子釜山間に海底線一條敷設の權利を附與す	八	一八	八	第六回萬國電信會議伯林に開催、帝國委員參列す
三	八	三	日本朝鮮兩國政府間に海底線敷設に關する協約を締結す	五	一九	八	第三回海底電信線保護萬國聯合會議
三	八	三	第二回海底電信線保護萬國聯合會議	五	一九	八	巴里に開催、帝國委員參列す
三	八	三	巴里に開催、帝國委員參列す	五	一九	八	伯林改正萬國電信條約附屬細目規則及稅表施行す
三	八	三	大北會社呼子釜山間海底線の敷設竣工す	五	一九	八	巴里議定海底電信線保護萬國聯合條約の説明書に署名す
三	八	三	巴里議決海底電信線保護萬國聯合條約に署名する全權を駐佛帝國公使に附與す	五	一九	八	海底電信線保護萬國聯合條約の説明書公布す
一	七	八		五	二〇	八	海底電信線保護萬國聯合條約及同條

年次	西曆	月次	摘要	年次	西曆	月次	摘要
二	三	八	約罰則施行す	七	三	二	淡水川石山間海底線の川石山端の運用委託に關する大北、大東兩會社との約定を締結す
三	三	八	第七回萬國電信會議巴里に開催、帝國委員參列す	三	三	二	大北會社に對する免許狀の期間二十年を三十年に延伸す
三	三	八	巴里議定の萬國電信條約附屬細目規則及稅表施行す	三	三	二	本邦と在韓國本邦郵便電信局郵便局間直發著電報取扱規則を制定す
三	三	八	海外電報料金徵收方心得を定む	三	三	二	在韓國本邦郵便電信局郵便局相互の間に發著する電報に内國電信の規定を準用するの件を定む
三	三	八	海外尋問校正報取扱手續を定む	三	三	二	外國新聞電報轉送規則及手續を制定す
三	三	八	第八回萬國電信會議「ブタベスト」に開催、帝國委員參列す	三	三	二	海底電信線保護萬國聯合條約罰則改正す
三	三	八	「ブタベスト」改正萬國電信條約附屬細目規則及稅表施行す	三	三	二	海底電信線保護萬國聯合條約罰則を臺灣に施行す
三	三	八	外國新聞電報規則及取扱規程制定施行す	三	三	二	第九回萬國電信會議倫敦に開催、帝國委員參列す
三	三	八	海底電信線保護萬國聯合條約罰則を臺灣に施行す	三	三	二	
三	三	八	海外電報取扱心得を定む	三	三	二	
三	三	八	清國電信公司より淡水川石山間海底線を買収す	三	三	二	

年次	西曆月次	摘要	年次	西曆月次	摘要
三七一九〇四二	六	萬國電信條約第八條に依り制限を加ふ 外國電報の料金及其の納付方を定む (海外電報本邦首尾料の單獨省令を廢止す) 韓國通信機關委託を受く 韓國内電報規則制定施行す 帝國政府と米國商業太平洋海底電信會社との間に東京「グワム」間海底線敷設運用の約定を締結す 東京「グワム」間海底線の通信開始す 佐世保大連間海底線の通信開始す 第一回國際無線電信會議伯林に開催 帝國委員參列す 第十回萬國電信會議里斯本に開催、帝國委員參列す 伯林締結國際無線電信條約公布す	四二一九〇九三	同	外國無線電報規則を制定す 帝國と在滿帝國通信官署との間に直發する電報の取扱方法を定む 日清電信協約を締結す 大連芝罘線の運用に關する取極及在滿洲日清電信線の運用に關する取極を締結す 日清電信協約に基き關東租借地及南滿鐵道附屬地以外の日本電信線の清國への引渡を了す 大連芝罘間海底線の敷設竣工す 「リスボン」改正萬國電信條約附屬業務規則公布す 外國電報規則及外國電報取扱規程制定施行す 在芝罘日本郵便局に發着する電報(韓國及滿洲に發着するものを除く)
三九一九〇六八	九		同	同	
四二一九〇八五	六		七	同	

年次	西曆月次	摘要	年次	西曆月次	摘要
四三一九〇一十	十	及無線電報の取扱方法を制定施行す (本邦及在韓國本邦局間直發電報取扱規則を準用) 在芝罘日本郵便局と韓國及滿洲との間に發着する電報の取扱方法を制定施行す(韓國内電報規則を準用) 在芝罘日本郵便局と韓國及滿洲との間に發着する新聞電報の取扱方法を制定施行す(新聞電報規則を準用) 外國無線電報規則中電報料に關する事項を改正施行す 日清電報規則を制定施行す(原則として内國電報に關する規定を準用) 日清無線電報規則を制定施行す(原則として内國無線電報及日清電報に關する規定を準用) 朝鮮、臺灣、滿洲及清國芝罘に於ける別使配達料、船舶配達料を定む	四四一九一三三	同	日清電報取扱規程を制定施行す 日清無線電報取扱規程を制定施行す 大北會社の日鮮間(小茂田釜山間)海底電信線を買収す 日鮮間電報料を低減す 第二回國際無線電信會議倫敦に開催 帝國委員參列す 大北會社に對する免許狀を修正す 日支間電信問題及日露電信聯絡に關し大北會社と約定を締結す 料金の漸次遞減に關し大東及大北會社と約定を締結す 外國電報規則中改正し後廻電報の取扱を開始す 日支兩國政府間協定に依り長崎上海間に帝國政府海底線の陸揚及運用權を獲得す 朝鮮及樺太に於ける日露電信連絡約
同	同		四五一九一三六	同	
同	十一		大正二一九三八	同	
同	同		三二一九一四五	十	

年次	西曆	月次	摘要
四一九五一	同	十二	定を締結す 長崎上海間帝國政府海底線の敷設竣工す 日露連絡電信線、豊原「アレキサンデルフスタ」間及清津浦鹽間通信を開始す 外國電報規則中改正上海發着外國和文電報の取扱方法制定施行す 上海郵便局に電信事務を開始す 長崎上海間帝國政府海底線の通信を開始す 外國電報帝國電信系内分送規則制定す尙外國新聞電報轉送規則廢止す 佐世保青島間海底線の敷設竣工す 日支電報規則中改正（豫約新聞電報料を定む）施行す 帝國占領南洋各地と本邦との間に發
五一九六三	同	十一	著する電報の取扱方法及料金を制定施行す（電報規則後日支電報に依ることとす） 落石無線局と露國「ベトロバウロフスク」無線局との間に無線電信連絡を開始す 海底電信線保護萬國聯合條約罰則を改正す 帝國占領南洋「ヤツブ」島に發着する電報の取扱方法及料金を制定施行す（夫々電報規則後削、日支電報規則、外國電報に關する規定に依ることとす） 海底電信線保護萬國聯合條約罰則を排太に施行す 海底電信線保護萬國聯合條約罰則改正法律施行す
七一九八六	同	七	
八一九九三	同	八	

年次	西曆	月次	摘要
六一九七六	同	十二	日米間無線電信連絡に關し米國「マロコニ」會社と通信約定を締結す。通信は大正五年十一月十六日より船橋無線局と布哇「カフク」無線局との間に開始、大正九年五月一日受信を警城無線局富岡に、大正十年三月二十六日送信を同局原ノ町に移す、昭和二年八月八日警城局は東京無線局に變更、昭和三年東京桑港間に直通通信（送信は六月十六日受信は九月一日）を開く 青島守備軍管内と帝國電信系との間及青島守備軍の管内相互間に發着する電報の取扱方法制定施行す（夫々日支電報規則及日支無線電報規則に依る料金は付ては青島守備軍管内は關東都督府管内に準ずることとす） 東京「グラム」間海底線二重通信を
九一九〇五	同	九	開始す 帝國占領南洋各地に發着する電報の取扱方法を改定施行（夫々日支電報規則及外國電報に關する規定に依ることとす） 本邦内地及青島守備軍管内間に豫約新聞電報の取扱を開始す 外國後廻電報の本文に數字の使用を認む 米國商業太平洋海底電信會社線經由米國宛至急電報の取扱を開始す 當分の内外國電報の遅延に付ては其の責に任ぜざることとす（大正十二年三月一日迄繼續） 日米間無線電信連絡に依る受信を警城無線局（富岡）に移す 日支電報規則中改正（料金を内國電報と同様に値上）施行す
		七	
		六	